

I. 目 的

本年報はＬＰガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ＬＰガス法」という。）が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のＬＰガス消費先に係る事故（以下「ＬＰガス事故」という。）について、平成１８年の事故を収録し、それらのデータを主に過去９年間（平成９年～平成１７年）の数値と対比して解析を行ったものである。

II. 事故の定義等

1. 事故の定義

(1) ＬＰガス事故

- ① 漏 え い 漏えいした液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）が引火に至らず、また、中毒・酸欠等による人的被害のなかったもの。

ただし、軽微な漏えいは除く。

- ② 漏えい爆発 漏れたＬＰガスが引火し、爆発又は火災に至ったもの

イ. 漏えい爆発 （漏えいガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災 （漏えいガスによる爆発後火災又は火災後爆発の場合）

ハ. 漏えい火災 （漏えいガスによる火災のみの場合）

- ③ 火 災 ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）の過熱、故障等を原因としＬＰガスの漏えいがない状態で火災に至ったもので、火災後の漏えい又は漏えい爆発の有無は問わない。

なお、コンロ、グリル等の炎が周囲に燃え移ったことによる火災を除く。

- ④ 中毒・酸欠 不完全燃焼又は漏えいにより、中毒又は酸欠の人的被害のあったもの

(2) その他事故（ＬＰガス事故に含まれない事故）

自殺、故意、いたずら、盗難等が原因で(1)①～④に至ったもの及び次に定める事故

① 自然災害による事故

例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故

例) 土砂崩れによる設備の破損等の事故

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置等保安対策の実施不十分等に係るものについてはＬＰガス事故とする。

② カセットこんろ用容器に係る事故

例) 大きな鉄板等を使用し、カセットコンロを２台並べて使ったため、ボンベが

過熱され爆発に至った事故

ただし、ガス漏えいが伴い、漏えい等発生原因がカセットコンロの欠陥不具合等、器具に係るものについてはＬＰガス事故とする。

③ その他(1) ＬＰガス事故に該当しない事故

例) 自動車の飛び込みによる事故

2. 事故の分類

事故が発生したときのその内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者５名以上のもの
- ② 死者及び重傷者１０名以上のものであって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む）３０名以上のものであって、①及び②以外のもの
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③と同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 甚大な物的被害（直接被害総額約２億円以上）を生じたもの
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者１名以上４名以下
- ② 重傷者２名以上９名以下のものであって、①以外のもの
- ③ 負傷者６名以上２９名以下のものであって、②以外のもの
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③と同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 多大な物的被害（直接被害総額約１億円以上２億円未満）を生じたもの
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死 者：事故発生後、おおむね５日以内に死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治３０日以上を負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治30日未満の負傷をした者

Ⅲ. LPガス事故

1. 平成18年の事故発生状況

(1) 件数及び死傷者数

平成18年の事故件数については219件となり、前年比114件の増加となった。

死傷者数は、死者が0人で前年比1人の減少、負傷者が78人で前年比20人の増加となった（図－1、16頁）。なお、事故発生から10日後に亡くなるという事故が1件あった。

(2) B級以上事故（Ⅳ. 1. B級事故の概要 参照、45頁）

平成18年のB級以上事故は2件で前年比1件の増加となった（図－2、17頁）。

死傷者数は、死者が0人で前年比1人の減少、負傷者数が5人で前年比5人の増加となった。B級事故の現象別件数は、漏えい爆発が2件で、CO中毒は発生しなかった（表－1、19頁）。

漏えい等発生箇所別件数でみると、ゴム管接続不良に係る事故及び埋設管（供給管）の損傷に係るが各々1件発生し、いずれも漏えい爆発による事故であった（表－2、20頁）。

(3) 安全器具の設置率と事故発生状況

平成18年に発生したLPガス事故(219件)のうち、消費設備に係る事故81件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況でみると、44件が設置先、37件が未設置先の事故となっており設置先の事故件数が未設置先のそれより7件多かった。

（表－3、21頁）

* ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。

イ. ハイセーフ＋ガス漏れ警報器（併設又は連動）

ロ. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置＋ヒューズガス栓

ハ. ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

2. 事故発生状況の分析

(1) CO中毒事故（Ⅳ. 2. CO中毒事故の概要参照、47頁）

平成18年のCO中毒事故は、5件発生し、前年比5件の減少となり、B級事故は0件で、前年比1件の減少となった（表－4、図－5、23頁）。

5件の内訳は、瞬間湯沸器（開放式：5号、CF式：10号）の換気不良によるものが2件、業務用燃焼器具の換気不良によるものが2件、瞬間湯沸器（RF式）で原因が不明なものが1件となっている。

平成8年から平成18年までの10年間のCO中毒事故84件を燃焼器具別に（表－5、24頁）みると、瞬間湯沸器が約60%（50件）を占め、ふろがまが約8%（7件）、

ストーブが約2%（2件）及びその他（業務用燃焼器具等）が約30%（25件）となっている。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約17%（14件）、CF式が約8%（7件）及びFE式が約26%（22件）となっている。また、ふろがまによる事故は7件でその全てがCF式であった。

原因別にみると（表－6、25頁）瞬間湯沸器で開放式では、換気不良状態での長時間使用（11件）が約79%を占めている。CF式では、排気筒未設置（3件）が約43%を占めている。FE式では排気筒のずれ・外れ又は腐食等によるもの（10件）が最も多く約43%を占める。ふろがまは、その全てがCF式であり排気筒未設置、鳥の巣等による排気障害、排気筒のずれ・外れが多い。業務用燃焼器具は、換気不良状態での長時間使用（18件）が約75%を占める。

(2) 埋設管事故（Ⅳ．3．埋設管に係る事故の概要参照、59頁）

平成18年の埋設管に係る事故は（表－8、図－6、27頁）、18件で前年と増減がなかった。そのうち、供給管が16件で前年比7件の増加、配管が2件で前年比1件減少した。なお、B級以上事故は発生しなかった。

原因については（表－9、28頁）、平成18年では損傷が13件（供給管12件、配管1件）、腐食劣化が2件（供給管1件、配管1件）、原因不明のものが1件（供給管1件）あった。

平成9年から平成18年までの10年間の埋設管に係る事故91件でみると損傷が約56%（51件）、腐食・劣化が約32%（29件）を占め、両者合わせると約88%を占めている。これを発生箇所個別でみると供給管は、損傷（42件、供給管中約603%）によるものが最も多く、次いで腐食・劣化（19件、供給管中約27%）となっている。一方、配管は、腐食・劣化によるものが（10件、配管中約48%）、損傷（10件、配管中約48%）となっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等（いわゆる他工事事業者による事故）により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷（37件）が全損傷（51件）の約73%を占めている。このような場合は、直接、人が関与しており比較的速くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。また、地盤沈下による損傷（8件）は、全損傷の約17%を占めている。この場合には、漏えいが始まった時期の把握が難しいため大量のガス漏えいが発生し、大規模な事故に至る場合がある。また、腐食・劣化によるものは、防食措置が取られていない白管がほとんどであり、地盤沈下と同様に大量のガス漏えいが発生し、大規模な事故に至る場合がある。

(3) 質量販売先における事故件数（表－10、29頁）

平成18年の質量販売先における事故は、8件で、前年比3件の増加し、B級事故

は発生しなかった。また、平成8年以降の事故件数の推移をみると、継続的な発生があり、減少傾向はみられず、特に8kg～10kgの容器で多く発生している。

(4) 原因者別事故件数（表－11、30頁）

一般消費者等の不注意によるものが、平成18年は23件と前年比8件の減少で、全事故に対する比率も約11%と前年より減少した。

販売事業者の不適切な処理に係る事故は、平成18年で28件となっており、前年と増減はなく、全事故に占める割合は約13%であった。

(5) 建物用途別事故件数（表－12、31頁）

建物用途別では、平成18年は一般住宅が100件と前年比64件の増加、共同住宅は58件で前年比34件の減少となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は158件で前年比98件の増加となり、全事故に占める割合も約72%と前年より増加した。

飲食店は18件で前年比3件の減少であったが、近年増加傾向が見られる。

(6) 現象別事故件数（表－13、31頁）

現象別では、漏えいのみの事故は137件で前年比91件の増加であった。また、漏えい爆発（火災）は70件で前年比24件の増加、火災の事故は6件と前年比4件の増加、CO中毒・酸欠事故は6件で前年比5件の減少となった。

(7) 発生箇所別事故件数（表－14、32頁）

発生箇所別では、平成18年は供給設備全体で131件で前年比81件の増加となった、そのうち高圧ホースが8件で前年比3件の減少であった。供給管では、33件発生し前年比13件の増加となり、供給設備全体の約25%を占めている。33件の供給管事故のうち、16件が埋設管で発生した。また、調整器の事故は、60件と前年比48件の増加であった。

消費設備は、81件で前年比28件の増加で、そのうち瞬間湯沸器が10件で前年比3件の増加となり、10件のうち4件はCO中毒事故であった。また、業務用燃焼器による事故が8件で前年比7件の減少となった。

(8) 原因別事故件数（表－15、33頁、表－16、34、35、36頁）

原因別でみると、前年と比較して増加したのは、雪害等自然災害による事故が81件と前年比57件の増加であった。そのうち雪害による事故が80件で前年比56件の増加であった。

(9) バルク供給先事故（Ⅳ．4．バルク供給先に係る事故の概要参照（充てん設備及び供給設備に限る）の概要参照、51頁）

バルク供給先（供給設備に係る）事故が12件発生して、前年比8件の増加であった。12件の事故は次のとおりであった。

1) バルク貯槽の安全弁交換時に交換ミスによるガス漏れ（2件）

2) バルク容器の放出管に水が侵入。水が凍結し安全弁を押し上げガス漏れ

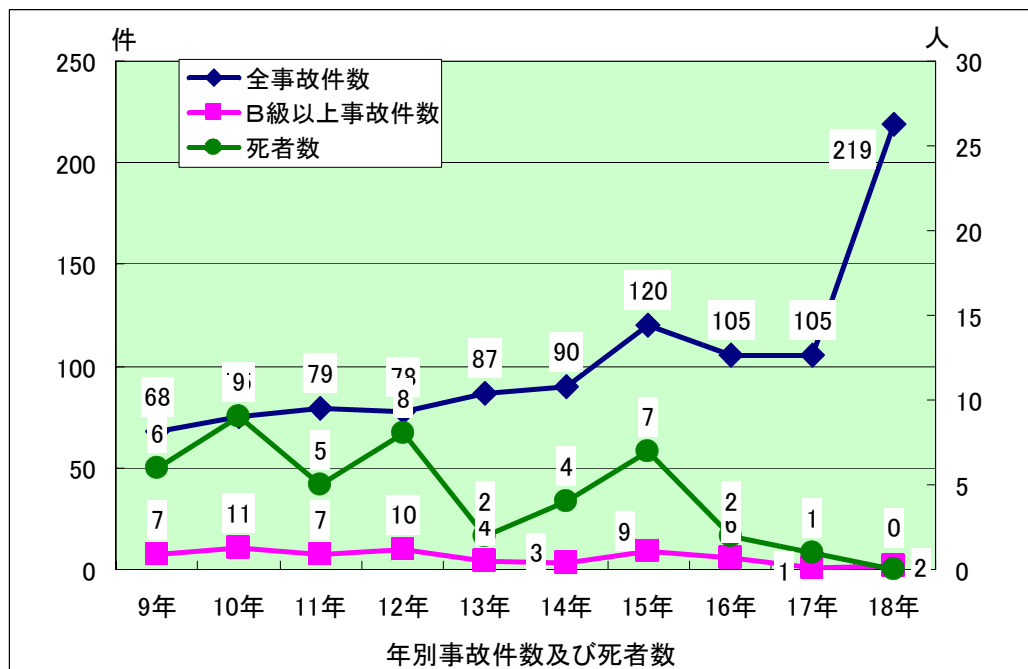
- 3) バルク貯槽の液取り出し弁が何らかの原因で緩みガス漏れ
- 4) バルクローリーのポンプ軸受けの欠陥によるガス漏えい
- 5) バルクローリー液送ポンプの設計ミスによるガス漏えい
- 6) 製造時における液面計の取り付け不具合によるガス漏れ（2件）
- 7) 液取り出し弁が緩んだまま設置工事を行いガス漏れ
- 8) バルク貯槽の液取り出し弁が何らかの原因で「開」となったことによるガス漏洩
- 9) 雪で供給管が破損しガス漏れ
- 10) ベーパライザーの液流出弁（弁ガイドネジ部）からガス漏えい
- (10) その他

都道府県別事故件数（表－17、37、38頁）でみると、平成18年は5県で事故が発生しなかった。

3. 平成18年LPガス事故の特徴について

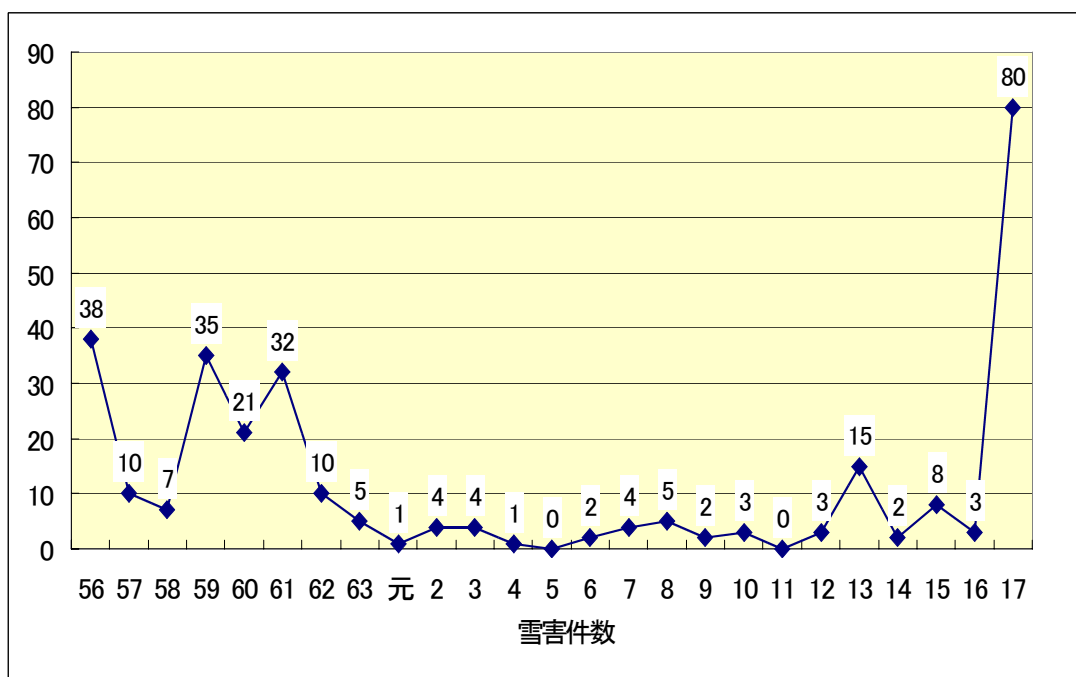
(1) 事故件数

平成18年の事故件数については219件となり、前年比114件の増加となった。
死傷者数は、死者が0人で前年比1人の減少、負傷者が78人で前年比20人の増加となった。なお、事故発生から10日後に亡くなるという事故が1件あった。



(2) 事故の特徴

① 雪害による機器の損傷が80件発生し、前年より56件大幅に増加した。



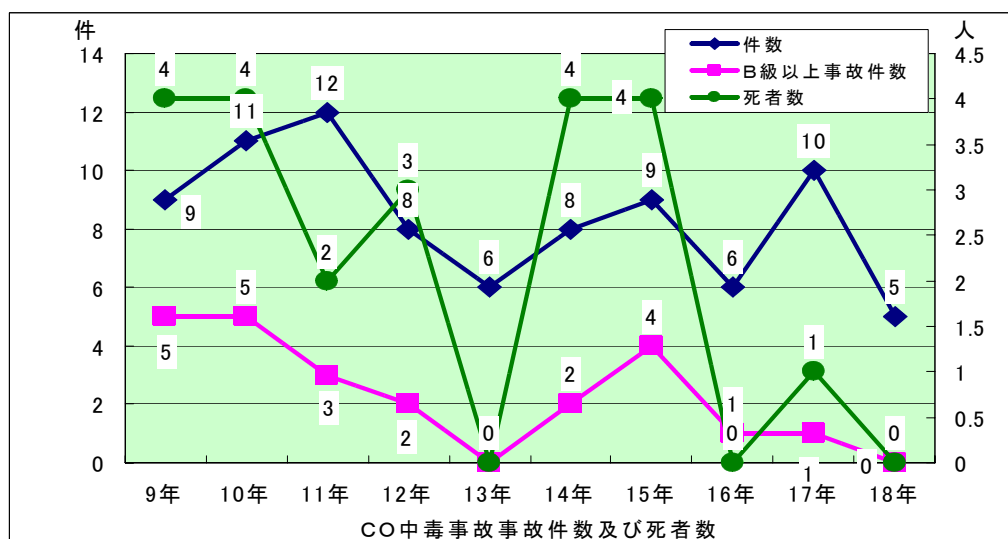
都道府県別雪害事故発生件数

	18年1月	18年2月	計
北海道	5	5	11
青森	2	7	9
秋田	21	13	37
山形	4	8	13
岩手	2	3	5
福島	0	0	1
新潟	3	1	6
長野	2	0	2
岐阜	2	0	3
島根	1	0	1
鳥取	1	0	1
計	43	37	80

雪害発生原因別件数

	18年1月	18年2月	雪害原因計
落雪(氷)	30	22	57
積雪荷重	9	13	25
雪下ろし・除雪	4	2	7
計	43	37	80

- ② CO中毒事故が5件発生し、前年より5件減少した。そのうち業務用厨房で2件発生し、前年より5件減少した。



③ バルク供給（供給設備）に係る事故は、12件発生して前年より8件増加した。
12件の事故は次のとおりであった。

- 1) バルク貯槽の安全弁交換時に交換ミスによるガス漏れ（2件）
- 2) バルク容器の放出管に水が侵入。水が凍結し安全弁を押し上げガス漏れ
- 3) バルク貯槽の液取り出し弁が何らかの原因で緩みガス漏れ
- 4) バルクローリーのポンプ軸受けの欠陥によるガス漏えい
- 5) バルクローリー液送ポンプの設計ミスによるガス漏えい
- 6) 製造時における液面計の取り付け不具合によるガス漏れ（2件）
- 7) 液取り出し弁が緩んだまま設置工事を行いガス漏れ
- 8) バルク貯槽の液取り出し弁が何らかの原因で「開」となったことによるガス漏洩
- 9) 雪で供給管が破損しガス漏れ
- 10) ベーパライザーの液流出弁（弁ガイドネジ部）からガス漏えい

4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を昭和28年からの推移でみると以下のとおりである（表-19、49頁）。

- ① 日本でLPGガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは昭和27～28年頃のことであり、LPGガス事故が記録されたのは昭和28年の2件が最初であった。
- ② 昭和30年代には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期であり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、LPGガスの回収、販売も本格化し、LPGガス専用の燃焼器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあってLPGガス事故は年間20～60件の発生で推移した。
- ③ 昭和40年代にはいると、家庭用LPGガス消費世帯数も1,000万世帯を超えLPGガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中であって、事故の発生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのようにLPGガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、昭和42年12月にLPGガス新法すなわちLPGガス法が制定（昭和42年12月28日）された。
- ④ 昭和50年代に入るとLPGガス消費世帯数の増加も著しく、2,000万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、昭和54年に過去最高の793件に達し、死者数も60人台の水準（死者数の過去最高は昭和49年の74人）に至った。こうした中であって、昭和51年に通商産業大臣から高圧ガス

及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌昭和５２年８月に答申が行われた。同答申を受けて、昭和５３年７月にＬＰガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、昭和５４年５月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともにＬＰガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、昭和５２年６月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。

- ⑤ 昭和５５年８月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者１５人、重軽傷者２２２人の人的被害を出した。これはＬＰガス事故ではないが、ＬＰガスでも類似事故の発生が考えられることから、昭和５６年２月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対するＬＰガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、ＬＰガスの着臭濃度が強化された。
- ⑥ ＬＰガス事故は昭和５４年の７９３件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ昭和５７年には５７０件と大幅に減少した。そうした状況の中にあって、昭和５８年１１月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいてＬＰガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者１４人、重軽傷者２７人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したのにもかかわらず対応がおくれ、その間に何等かの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として昭和５９年７月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓（ヒューズガス栓）の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。
- ⑦ なお、昭和５２年以降に発生したＡ級事故は、昭和５２年、５３年は発生しておらず、昭和５４年に２件、昭和５６年に１件そして昭和５８年に２件発生し、その後発生していなかったが、平成８年に１件発生した。（表－２１、４５頁）。
- ⑧ 事故は昭和５７年に５００件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、Ｂ級事故が減少しないこと等から、昭和６０年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「ＬＰガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年７月に今後のＬＰガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、昭和６０年度から毎年１０月を「ＬＰガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓蒙運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会にＬＰガス保安トレーニングセンターを設置し、ＬＰガス販売事

業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。

- ⑨ また、さらにＬＰガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、昭和６１年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「ＬＰガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年５月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限（５００件発生している事故を５年後に１／５、１０年後に１／１０とする）を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。

なお、（社）日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具１００％普及達成目標の１０年間で３カ年早め、７年間（平成５年９月末）とした。

- ⑩ このような事故防止のための官民一体となった活動により、ＬＰガス事故は昭和６２年以降直線的に減少を続け平成６年には１００件を切り８２件となった。これは昭和５４年の７９３件に対しほぼ１／１０、安全器具普及運動が始まった昭和６１年の５１５件に対し１／６強の減少となった。なお、平成９年には６８件とＬＰガス法施行以来、最低の件数を示した。

- ⑪ こうした事故が減少してきた中であって、平成６年４月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「ＬＰガス保安対策の在り方研究会」が発足し、平成７年１月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。

- １．２０００年末までに、Ｂ級以上の事故を撲滅する。
- ２．２０００年末までに、一般消費者等が安心してＬＰガスを利用できるシステムを構築する。

また、平成７年９月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年１２月に部会報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、平成８年４月、ＬＰガス法の改正が行われた。

- ⑫ 全事故の件数が減少しているなかでＢ級以上事故について、近年は減少傾向を示しておらず、さらに平成８年にはＣＯ中毒による死者５名を出したＡ級事故が１３年ぶりに発生した。このような近年の事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するためにはなんらかの抜本的対策の検討が必要となり、平成９年９月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「ＣＯ中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として平成９年１０月から平成１１年９月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成１０年５月に第２回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検を実施している。

また、平成12年2月第3回同分科会を開催し、ＣＯ中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

- ⑬ ＣＯ中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を産官民一体となって実施してきたが、2000年末までにＢ級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、既に達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、ＣＯ中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこととした「保安高度化プログラム」（「４．ＬＰガス事故防止対策」参照）が提言された。

- ⑭ 平成13年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生した（前年0件）。なお、その内容は次のとおり。バルク貯槽の過充填による事故が2件、水銀の腐食による空温式気化器からの漏えい事故が2件、メンテナンス時における気化器内の調整器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が1件、埋設管（供給管）の工事ミスによる事故が1件。
- ⑮ 平成15年は、バルク供給（充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る）に係る事故が6件発生して（前年2件）、負傷者が伴う事故も初めて発生した（液状のＬＰガスを浴びたために凍傷となった）。
- ⑯ 平成16年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生して（前年6件）、Ｂ級事故が初めて発生した（充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災）。
- ⑰ 平成17年は、雪害による機器の損傷が24件発生し、前年より21件と大幅に増加した。
- ⑱ 平成18年は、雪害による機器の損傷等が80件発生（前年比56件増）し、過去26年間で最も多い件数となった。また、ＬＰガス事故の統計を取り始めてから、初めて死者0名となった。なお、事故発生から10日後に亡くなるという事故が1件あった。

５．ＬＰガス事故防止対策・施策

平成7年1月の「ＬＰガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の1つとして「2000年末までに、Ｂ級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心してＬＰガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が

提言されている。さらに平成9年9月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「ＣＯ中毒事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年10月から平成11年9月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。

平成10年5月に第2回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自主点検・調査等を実施している。

平成12年2月第3回同分科会を開催し、ＣＯ中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、平成12年12月20日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「ＬＰガス保安高度化プログラム」が提言された。

○ 保安高度化プログラム

可及的速やかにＢ級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してＬＰガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行うこととする。

1. ＣＯ中毒事故防止対策

ＣＯ中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

(1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、平成14年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

(2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合のみ材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、平成13年度中を目途に検討を行う。

また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、ＣＯ警報器等の設置の促進を図る。

(3) その他

ＣＯ中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対

する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

2. 埋設管事故防止対策

特定施設（集合住宅、学校、病院等）における腐食等による事故が依然として多く発生していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充実する必要がある。

(1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、平成13年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方法等を技術基準上の例示基準に追加すべく平成13年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

3. ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消費者と直結した保安啓発活動の方策を平成14年度中を目途に整備する。具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員保安専門技術者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、平成14年度中を目途に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規定の整備等技術基準の見直しを平成13年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

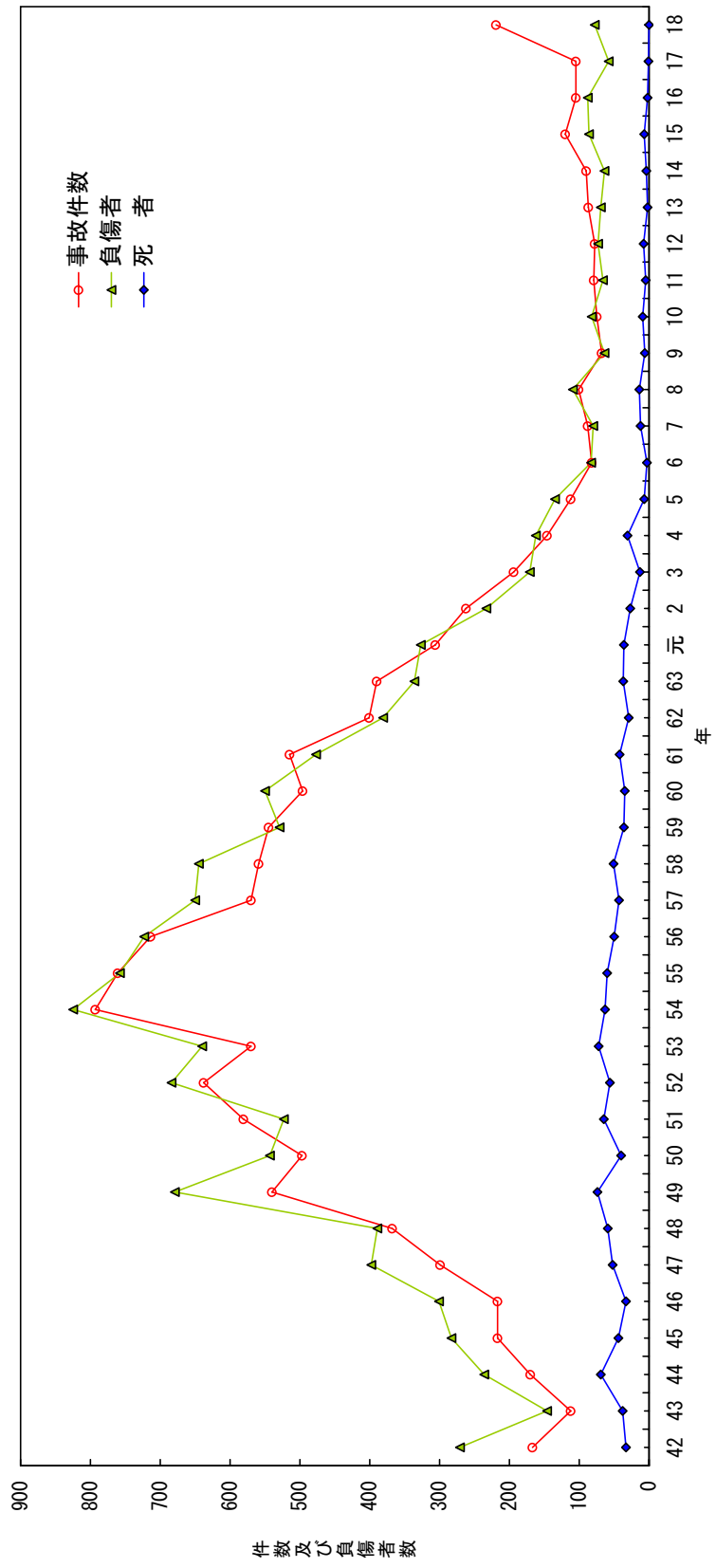
(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

(4) その他

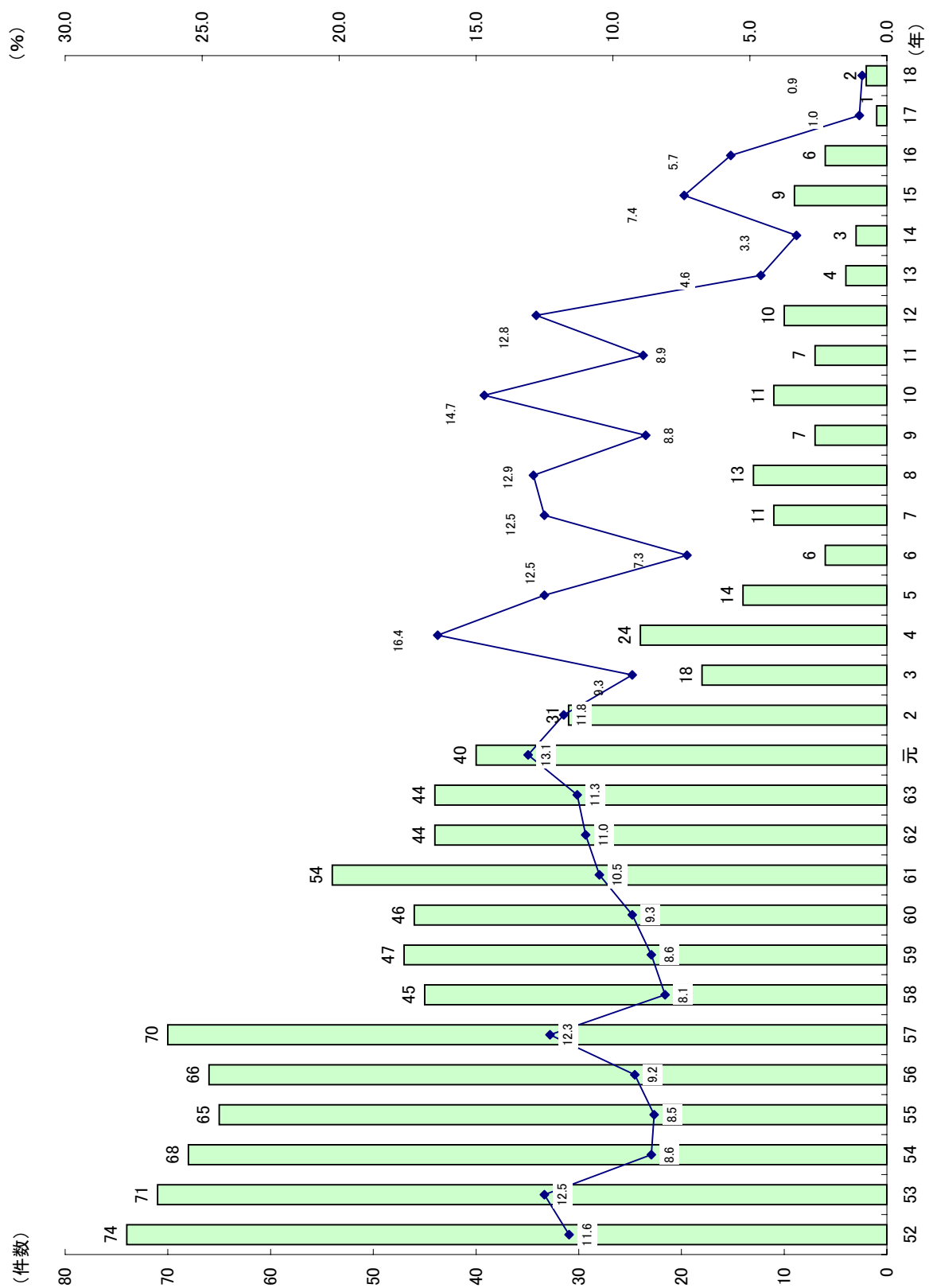
ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

なお、平成１２年度以降の主要なＬＰガス事故防止対策・施策については、表１９を参照。

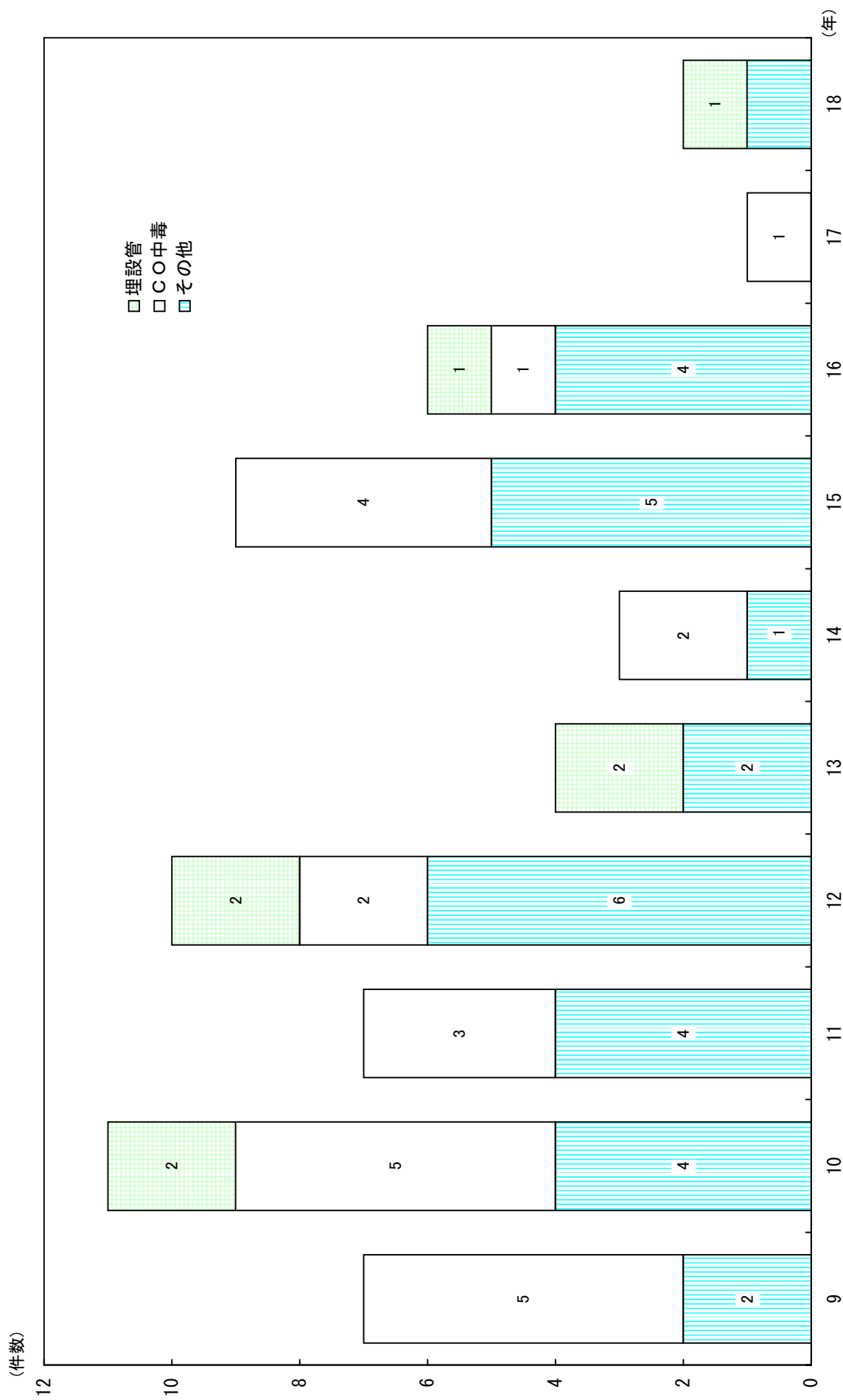


年	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
事故件数	167	112	170	217	217	299	368	540	497	581	638	570	793	761	714	570	559	545	496	515	401	390	306	262	194	146	112	82	88	101	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219
対前年比 (%)	34	▲33	52	28	0	38	23	47	▲8	17	10	▲11	28	▲4	▲6	▲20	▲2	▲3	▲9	4	▲22	▲3	▲22	▲14	▲26	▲25	▲23	▲27	7	15	▲33	10	5	▲2	12	3	33	▲13	0	109
死者	33	38	69	44	33	52	59	74	40	65	56	72	63	60	50	43	51	36	35	42	29	37	36	27	13	31	7	3	12	14	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0
負傷者	271	146	236	283	301	398	389	679	543	523	684	640	825	758	723	650	645	529	550	477	381	336	327	233	171	162	135	83	80	109	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78

図一1 年別事故件数及び死傷者数の推移



図－２ 昭和52年以降のB級以上事故の発生件数及び全事故に占める割合の推移



図一3 B級以上事故に占めるCO中毒・埋設管事故

表一1 B級以上事故の現象別件数及び死者数

現 象	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
C O 中 毒	5	4	5	4	3	2	2	3	—	—	2	4	4	4	1	0	1	1	—	—
漏洩爆発(火災)	2	2	6	5	3	2	7	4	1	—	1	—	4	2	4	1	—	—	1	0
内埋設管	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
その他(酸欠等)	—	—	—	—	1	1	1	1	3	2	—	—	1	1	1	1	—	—	1	0
内埋設管	—	—	—	—	—	—	1	1	2	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
合 計	7	6	11	9	7	5	10	8	4	2	3	4	9	7	6	2	1	1	2	0

表－2 B級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

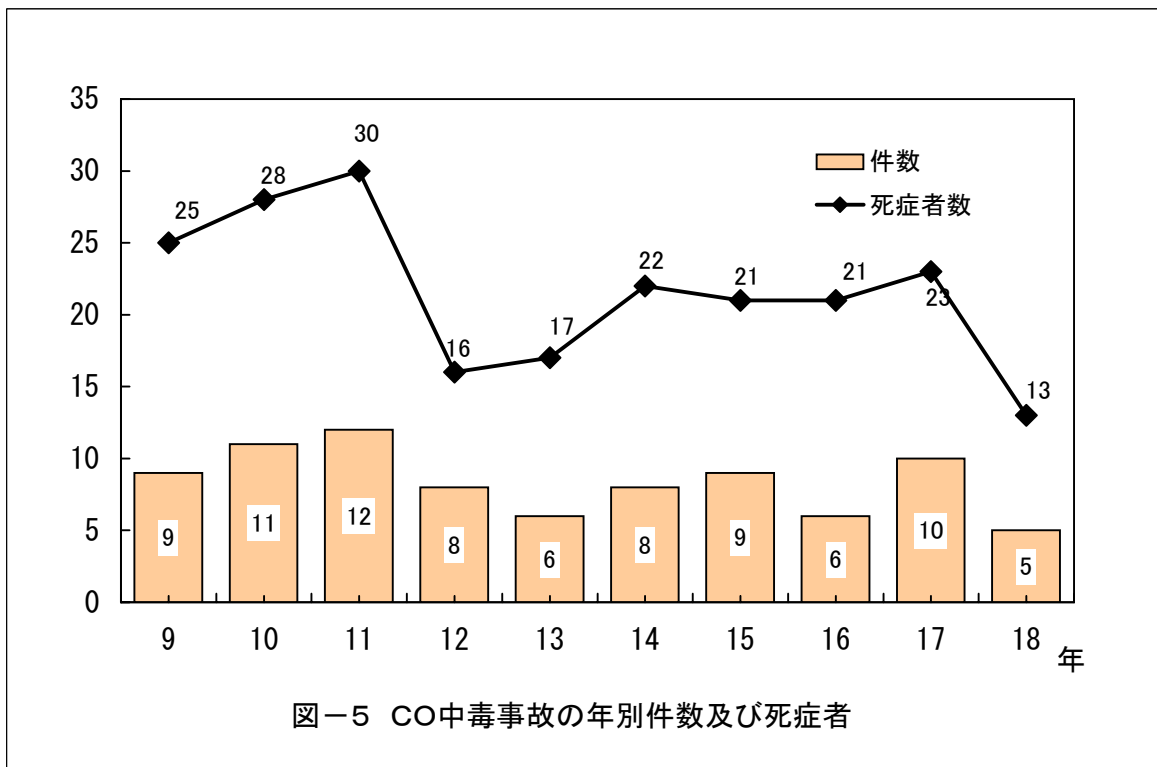
項目	年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
容 器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
容器バルブ		－	－	－	－	－	1	1	1	－	－
充てん設備		－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
調 整 器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ヘッダー		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高圧ホース		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ガスメータ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他機器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
供 給 管		－	－	－	2	2	－	－	1	－	1
内埋設管		－	－	－	2	2	－	－	1	－	1
配 管		－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
内埋設管		－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
末端ガス栓		－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
室内ゴム管		－	－	－	1	－	－	－	－	－	1
こ ん ろ		1	2	1	－	2	－	2	－	－	－
炊 飯 器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
レ ン ジ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
オーブン		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
瞬間湯沸器		2	3	3	2	－	2	2	1	1	－
ふろがま		1	1	1	－	－	－	2	－	－	－
ストーブ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業務用燃焼器		－	－	－	－	－	－	2	1	－	－
その他の燃焼器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 明		3	3	2	4	－	－	－	1	－	－
合 計		7	11	7	10	4	3	9	6	1	2

表－3 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
全事故件数	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219
消費設備に係る 事故件数	34	46	47	47	32	53	63	49	53	81
消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数	20	21	23	20	16	23	33	29	39	44
うち B級事故件数	3	2	4	0	2	0	2	2	1	1
うち CO中毒事故 件数	3	2	2	0	0	0	2	1	1	0

表－4 CO中毒事故（酸欠事故は除く）年別事故件数及び死傷者数

年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
項 目										
件 数	9	11	12	8	6	8	9	6	10	5
内B級以上事故	5	5	3	2	0	2	4	1	1	0
死 者（人）	4	4	2	3	0	4	4	0	1	0
症 者（人）	21	24	28	13	17	18	17	21	22	13
内B級以上事故	14	6	9	0	0	1	1	7	0	0



表－5 CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

燃焼器具		年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合 計
瞬間湯沸器	開放式		0	1	1	2	2	3	2	2	0	1	14 (16.7)
	C F 式		0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	7 (8.3)
	F E 式		3	5	6	3	2	0	2	0	1		22 (26.2)
	R F 式		1	0	0	0	1	1	0	0	3	1	7 (8.3)
	計		4	7	8	6	6	4	4	3	5	3	50 (59.5)
ふろがま	C F 式		3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	7 (8.3)
	F E 式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
	型式不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
	計		3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	7 (8.3)
ストーブ			0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2 (2.4)
その他 (業務用燃焼器等)			2	2	4	1	0	2	4	3	5	2	25 (29.8)
合 計			9	11	12	8	6	8	9	6	10	5	84

表－6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数
(平成9年～平成18年)

原因		排 気 設 備 等							燃焼状態等		そ の 他	不 明	合 計
		排気筒未設置	鳥の巣等による閉塞	ずれ・外れ又は腐食等	排気ファンの電源切り等	排気筒不良(基準不適合)等	排気筒トップ異常(逆設置等)	屋内設置(RF式)	長時間使用・換気不良	燃焼器具不良			
燃 焼 器 具													
瞬 間 湯 沸 器	開放式 (5号以下)	0	0	0	0	0	0	0	11 (1)	0	2	1	14 (1)
	C F 式	3	1	1	1 (1)	0	0	0	1	0	0	0	7 (1)
	F E 式	0	7	10 (1)	3	0	1	0	0	0	0	2	23 (1)
	R F 式	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1 (1)	7 (1)
	計	3	8	11 (1)	4 (1)	0	1	6	12 (1)	0	2	4 (1)	51 (4)
ふ ろ が ま	C F 式	3	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	7
	R F 式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	型式不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	7
ストーブ		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
その他 (業務用燃焼器等)		0	1	0	2	2	0	0	18 (1)	0	0	1	24 (1)
合計		6	10	13 (1)	6 (1)	2	1	6	32 (2)	0	2	6 (1)	84 (5)

注) ()内は平成18年の発生件数で内数

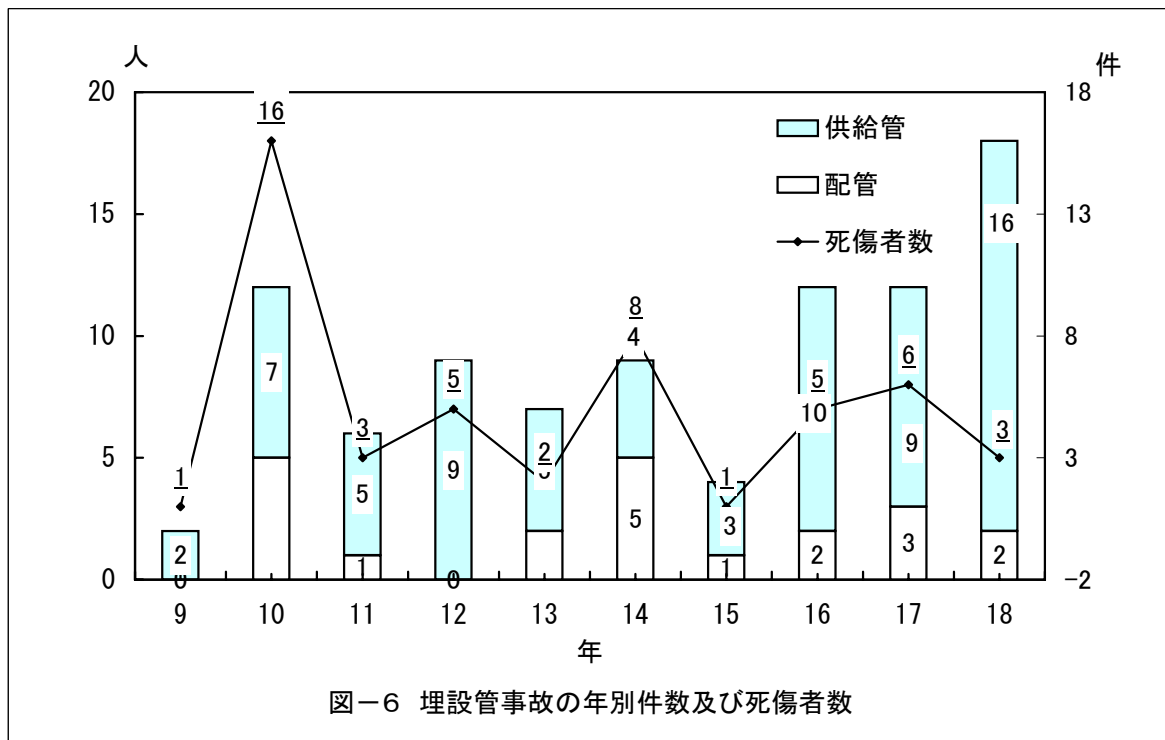
表－７ CO中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び1件当たりの死症者数
(平成9年～平成18年)

件数・死傷者数 燃焼器具		件 数	死症数		1件当たりの死症者数		
			死者	症者	死者	症者	死症者
瞬間 湯 沸 器	開放式 (5号以下)	14 (1)	8	39 (4)	0.57 (0)	2.79 (4)	3.36 (4)
	C F 式	7 (1)	3	9 (2)	0.43 (0)	1.29 (2)	1.71 (2)
	F E 式	23 (1)	4	50 (1)	0.17 (0)	2.17 (1)	2.35 (1)
	R F 式	7 (1)	1	19 (4)	0.14 (0)	2.71 (4)	2.86 (4)
	計	51 (4)	16	117 (11)	0.31 (0)	2.29 (2.75)	2.61 (2.75)
ふろがま	C F 式	7	3	8	0.43	1.14	1.57
	R F 式	0	0	0	0	0	0
	型式不明	0	0	0	0	0	0
	計	7	3	8	0.43	1.14	1.66
ストーブ		2	0	9	0	4.5	4.5
その他 (業務用燃焼器等)		24 (1)	3	60 (2)	0.13 (0.0)	2.5 (2.0)	2.63 (2.0)
合計		84 (5)	22	194 (13)	0.26 (0.0)	2.31 (2.6)	2.57 (2.6)
CO中毒事故以外の 爆発・火災事故等		942 (214)	22 (0)	534 (65)	0.02 (0)	0.57 (0.3)	0.59 (0.3)
全 事 故		1026 (219)	44 (0)	728 (78)	0.04 (0)	0.71 (0.36)	0.75 (0.36)

注) ()内は平成18年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表－8 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

年 項 目	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
件 数	2	12	6	9	7	9	4	12	12	18
うちB級事故	0	2	0	2	2	0	0	1	0	1
死 者（人）	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0
傷 者（人）	1	16	3	4	0	8	1	4	6	3
うちB級事故	0	13	0	2	0	0	0	0	0	2



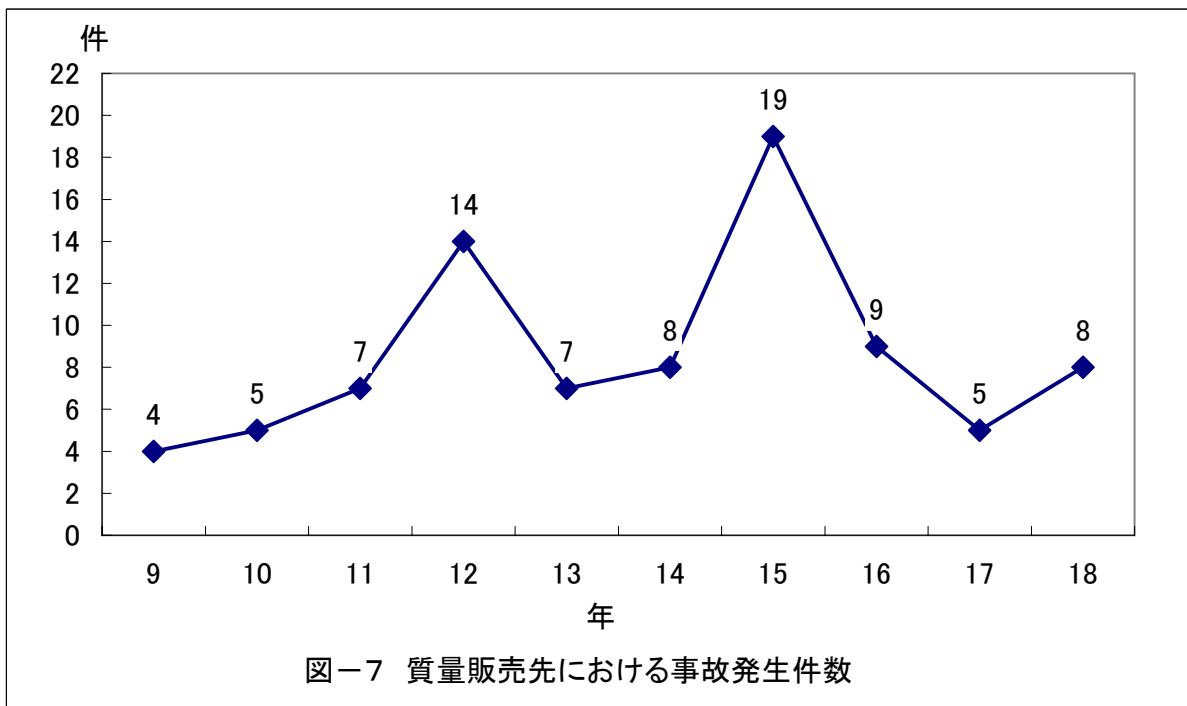
表－９ 埋設管に係る年別漏洩等発生箇所別原因別件数

年		9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合計
漏洩等 発生箇所	漏洩原因											
供 給 管	損 傷	2	2	2	3	2	4	3	5	6	13	42
	他工事業者	1	1	2	2	—	3	1	5	3	12	30
	消費者による	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	地 盤 沈 下	1	1	—	1	2	—	—	—	—	1	6
	そ の 他	—	—	—	—	—	1	2	—	2	—	5
	腐 食 ・ 劣 化	—	5	3	5	1	—	—	3	1	1	19
	そ の 他	0	0	0	1	2	0	0	1	1	1	6
	接続不良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	工事中酸欠	—	—	—	1	2	—	—	1	1	—	5
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	不 明	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3
	計	2	7	5	9	5	4	3	10	9	16	70
配 管	損 傷	0	3	0	0	0	3	0	1	2	1	10
	他工事業者	—	2	—	—	—	3	—	1	1	—	7
	消費者による	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	地 盤 沈 下	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	3
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	腐 食 ・ 劣 化	—	2	1	—	2	1	1	1	1	1	10
	そ の 他	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
	不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	計	0	5	1	0	2	5	1	2	3	2	21
合 計	損 傷	2	5	2	3	2	7	3	6	8	13	51
	他工事業者	1	3	2	2	—	6	1	6	4	12	37
	消費者による	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	地 盤 沈 下	1	2	—	1	2	—	—	—	1	1	8
	そ の 他	—	—	—	—	—	1	2	—	2	—	5
	腐 食 ・ 劣 化	—	7	4	5	3	1	1	4	2	2	29
	そ の 他	0	0	0	1	2	1	0	1	1	2	8
	接続不良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	工事中酸欠	—	—	—	1	2	—	—	1	1	—	5
	そ の 他	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2	3
	不 明	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3
	合 計	2	12	6	9	7	9	4	12	12	18	91

表－10 質量販売先における事故発生件数

項目 \ 年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
件 数	4 (1)	5 (1)	7 (2)	14 (3)	7 (0)	8 (1)	19 (5)	9 (1)	5 (0)	8 (0)
50kg容器	－	－	－	－	－	1 －	－	－	－	1 －
20kg容器	1 (1)	1 －	1 －	1 －	1 －	1 －	4 －	1 －	2 －	2 －
10kg容器	1 －	3 (1)	4 (1)	6 (1)	2 －	3 －	6 (3)	2 －	1 －	2 －
8kg容器	－	－	2 (1)	3 (1)	3 －	1 －	2 (1)	2 －	2 －	1 －
5kg容器	1 －	1 －	－	3 (1)	1 －	2 (1)	3 －	2 －	－	2 －
2kg容器	1 －	－	－	1 －	－	－	4 (1)	2 (1)	－	－

()内はB級事故で内数



表－11 原因者別事故件数

原因者 \ 年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
一般消費者等	20	22	20	24	21	28	33	33	31	23
一般消費者等及び 販売事業者	7	10	5	5	7	8	11	6	7	16
販売事業者	10	6	11	9	14	14	28	20	20	28
設備工事事業者及び 販売事業者等	1	4	4	3	—	3	—	—	—	1
保安機関(認定調査機関) 及び販売事業者等	—	1	5	4	—	1	—	—	—	—
配送センター及び 販売事業者等	4	—	—	—	—	1	—	—	—	—
設備工事事業者	2	2	3	3	4	4	2	6	6	7
充電事業者	—	—	—	—	2	1	1	1	1	1
配送センター	—	1	—	2	1	1	1	1	—	2
器具メーカー	1	2	7	2	7	3	1	2	2	14
自然災害(雪害等)	2	4	1	4	16	3	8	4	24	81
その他	5	8	8	6	1	9	9	14	7	28
他工事事業者	2	3	7	2	1	6	4	7	4	15
動物(ねずみ等)	—	—	—	2	—	1	2	—	1	1
その他	3	5	1	2	0	2	3	7	2	12
不明	16	15	15	16	14	14	26	18	7	18
合計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

表－12 年別・建物用途別事故件数

項 目 \ 年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
一 般 住 宅	25	20	24	25	37	28	41	30	36	100
共 同 住 宅	27	19	23	26	18	26	31	26	24	58
旅 館	1	0	2	0	1	0	3	2	6	6
飲 食 店	6	15	10	8	8	12	10	19	21	18
学 校	1	2	0	2	6	3	3	4	1	3
病 院	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
工 場	1	1	1	0	0	3	0	1	1	0
事 務 所	0	2	1	1	2	0	4	2	2	7
道路下(側溝含む)	1	1	3	3	0	9	1	1	1	0
そ の 他	4	13	15	13	15	8	26	20	13	27
合 計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

表－13 現象別事故件数

項 目 \ 年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
漏 え い	19	15	21	14	40	31	34	41	46	137
漏えい爆発(火災)	39	41	41	52	32	45	75	56	46	70
火災(爆発を除く)	—	7	4	1	6	6	2	1	2	6
CO中毒・酸欠	10	12	13	11	9	8	9	7	11	6
合 計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

表－14 漏洩等発生箇所別事故件数

項目 \ 年		9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
供給設備	容 器	1	0	0	1	1	3	1	1	0	5
	容 器 バルブ	8	6	4	5	2	6	12	9	9	3
	高 圧 ホース	4	2	2	4	8	6	7	5	11	8
	ヘ ッ ダ ー	0	0	0	0	1	2	1	1	2	7
	調 整 器	6	5	6	5	22	6	13	9	12	60
	バルク貯槽	0	0	0	0	0	0	3	3	2	8
	供 給 管	5	11	10	10	12	8	11	17	20	33
	内埋設管	2	7	5	9	5	4	3	10	9	16
	ガスメーター	0	0	2	1	0	0	0	0	2	4
	その他機器	3	0	0	0	5	4	0	2	0	3
計		27	24	24	26	51	35	48	47	58	131
消費設備	配 管	1	6	6	5	5	8	6	6	8	20
	内埋設管	0	5	1	0	2	5	1	2	3	2
	末端ガス栓	4	4	7	6	2	3	7	5	3	11
	金属フレキ管	1	0	1	0	0	2	5	2	1	6
	低圧ホース	1	1	2	1	0	2	3	0	1	1
	室内ゴム管	3	3	5	9	2	11	6	3	6	9
	こ ん ろ	8	6	5	6	6	7	10	9	5	4
	炊 飯 器	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0
	レ ン ジ	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	オーブン	0	1	3	0	0	1	1	1	1	1
	瞬間湯沸器	4	9	10	8	6	5	5	4	7	10
	ふろがま	10	6	3	10	6	8	11	6	6	9
	ストーブ	1	3	0	1	1	1	0	1	0	0
	業務用燃焼器	0	5	5	1	1	2	6	12	15	8
	その他の燃焼器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
計		34	46	47	47	32	53	63	49	53	81
充てん設備		0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
そ の 他		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不 明		7	5	8	5	4	1	9	7	2	4
合 計		68	75	79	78	87	90	120	105	113	219

表－15 原因別事故件数

年 項目		9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
接 続 不 良		12	5	11	11	9	16	18	7	16	23
腐 食 ・ 損 傷		8	18	11	20	15	25	23	29	16	34
故 障 ・ 不 具 合		5	2	6	3	7	4	2	2	1	2
誤 操 作	未使用末端閉止弁	2	2	1	2	2	2	2	4	3	1
	燃焼器具未設続	2	2	2	3	1	1	1	2	3	3
燃焼器具の過熱		0	5	2	0	3	5	2	2	2	1
燃 焼 器 具	点 火 ミ ス	6	6	3	8	5	6	10	10	8	12
	立 消 え	1	3	2	3	1	1	1	2	3	1
弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ		6	2	5	1	2	4	10	10	5	3
給 排 気 設 備 不 良		3	5	7	5	3	2	4	2	5	2
燃焼不良及び換気不良		3	4	5	3	4	5	5	3	5	5
雪 害 等 の 自 然 災 害		3	4	1	4	16	3	11	4	24	81
そ の 他		6	7	10	5	11	9	9	16	9	44
不 明		11	10	13	10	8	7	22	12	5	7
計		68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

表－16 年別漏洩等発生箇所別原因別件数

(1)供給設備関係

漏洩等発生箇所		年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合計	
		原因												
容 器	損 傷							1			11	1	13	
	腐食・劣化	1						1		1		2	5	
	その他、不明				1	1	1	1				2	6	
	計	1	0	0	1	1	3	1	1	11	5	24		
容器バルブ	機器等接続不良	3			3		1	4	1	5			17	
	損 傷				1					1	2		4	
	バルブ閉め忘れ、 不完全閉止	1	1	1			1	5	3	2			14	
	その他、不明	4	5	3	1	2	4	3	5	1	1		29	
計		8	6	4	5	2	6	12	9	9	3		64	
高圧ホース	機器等接続不良		1	2	1	4	2	2		1	2		15	
	損 傷	2			2	2	1	2	2	1	3		15	
	腐食・劣化		1				1	2	1		3		8	
	その他、不明	2			1	2	2	1	2	1			11	
計		4	2	2	4	8	6	7	5	3	8		49	
調 整 器	接続不良	2	1	2				1	1	2	4		13	
	損 傷	2	3	1	2	12	2	5	1	9	49		86	
	腐食・劣化		1	1	1	1	3	5	3		4		19	
	故 障	2		2	2	7	1	1	1		1		17	
	その他、不明					2		1	3	1	2		9	
計		6	5	6	5	22	6	13	9	12	60		144	
バルク貯槽	弁開放等							2	2	1	3		8	
	工事ミス							1	1		2		4	
	その他、不明									1	2		3	
計		0	0	0	0	0	0	3	3	2	7		15	
供 給 管	埋 設	接続不良					1	1					2	
		損 傷	2	2	2	3	1	3	3	5	6	15	42	
		腐食・劣化		5	3	6	1			3	1	1	20	
		その他、不明					2			2	2		6	
	計		2	7	5	9	5	4	3	10	9	16	70	
	露 出・その他	接続不良	2				2	1	1		2	1		9
		損 傷	1	3	2	1	5	1	4	6	8	14		45
		腐食・劣化			1			1	2	1				5
		その他、不明		1	2			1	1		1	2		8
	計		3	4	5	1	7	4	8	7	11	17	67	
	小 計		5	11	10	10	12	8	11	17	20	33	137	
ガスメーター	機器等接続不良			2						1	2		5	
	損 傷									1	1		2	
	その他、不明				1						1		2	
計		0	0	2	1	0	0	0	0	2	4		9	
そ の 他		3	0	0	0	6	6	1	3	2	11		32	
合 計		27	24	24	26	51	35	48	47	61	131		474	

(2)消費設備関係

漏洩等発生箇所		年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合計
		原因											
配管	埋設	接続不良		3				3					6
		腐食・劣化		2	1		2	2	1	1	2		11
		その他、不明								1	11	2	14
		計	0	5	1	0	2	5	1	2	13	2	31
		露出・その他	接続不良			1	1		1	1	1		2
	損傷			1			1				4	12	18
	腐食・劣化							1		1	1	2	5
	その他、不明		1		4	4	2	1	4	2		2	20
	計		1	1	5	5	3	3	5	4	5	18	50
	小計		1	6	6	5	5	8	6	6	18	20	81
	末端ガス栓	ゴム管の接続不良			1	3			2	1	1	1	9
未使用側の誤開放		2	2	1	2	2	2	2	4	2	5	24	
弁の不完全閉止等		1		1				2			1	5	
その他、不明		1	2	4	1		1	1			4	14	
計		4	4	7	6	2	3	7	5	3	11	52	
金属フレキ	損傷							1			1	2	
	接続不良	1		1			2	1	2	1	5	13	
	腐食・劣化							3				3	
	その他、不明											0	
	計	1	0	1	0	0	2	5	2	1	6	18	
低圧ホース	接続不良	1	1	1	1		1	2				7	
	劣化											0	
	器具未接続			1			1			1		3	
	その他、不明							1			1	2	
	計	1	1	2	1	0	2	3	0	1	1	12	
ゴム管	接続不良	1		1	2	1	6	1		2	6	20	
	損傷				3		4	3	1	2	2	15	
	腐食・劣化		1		1							2	
	器具未接続	2	2	1	3	1		1	2	2	1	15	
	その他、不明			3			1	1				5	
	計	3	3	5	9	2	11	6	3	6	9	57	
燃焼器具	こんろ	点火ミス、立消え	1	1	3	3	3	2	3	3	3		22
		栓の不完全閉止等	3		1	1	1		1	3			10
		過熱		1	1			1		1			4
		その他、不明	4	4		2	2	4	6	2	2	4	30
		計	8	6	5	6	6	7	10	9	5	4	66
	瞬間湯沸器	給排気設備不良	1	4	6	4	3		2	1	3	2	26
		燃焼不足、換気不良		2	1	1	3	4	2	1	2	3	19
		点火ミス、立消え		1		1				1		1	4
		その他、不明	3	2	3	2		1	1	1	2	4	19
		計	4	9	10	8	6	5	5	4	7	10	68
	ふろがま	給排気設備不良等	2	1		1		1	1				6
		点火ミス、立消え	5	2	1	7	1	3	6	4	4	5	38
		過熱		3			3	3	2	1	1	1	14
		栓の不完全閉止等						1					1
		その他、不明	3		2	2	2		2	1	1	3	16
	計	10	6	3	10	6	8	11	6	6	9	75	
	ストーブ	給排気設備不良						1					1
		点火ミス、立消え	1				1						2
		栓の不完全閉止等		1						1			2
		その他、不明		2		1							3
		計	1	3	0	1	1	1	0	1	0	0	8
	業務用燃焼器具		0	5	5	1	1	2	6	12	15	9	56
	その他		1	3	3	0	2	4	4	1	1	1	20
	小計		24	32	26	26	22	27	36	33	34	33	293
その他		0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	
合計		34	46	47	47	32	53	63	49	63	81	515	

(3) その他、不明等

年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合 計
充てん設備	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
そ の 他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
漏洩発生箇所等不明なもの	7	5	8	5	4	1	9	7	2	11	59

年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合 計
総 合 計											
事故発生件数 (件)	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219	1026
死 者 数 (人)	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0	44
負 傷 者 数 (人)	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78	728

表－17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

都道府県別事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	年	13年	14年	15年	16年	17年	5年間 平均 13～17年	18年	消費者戸数	13年	14年	15年	16年	17年	5年間 平均 13～17年	18年
	県 別															
北海道	北海道	6	9	16	11	23	13.0	21	1,558,991	3.8	5.8	11.0	7.1	14.8	8.3	13.5
東 北	青 森	2	2	0	0	2	1.2	9	479,105	4.2	4.2	0.0	0.0	4.2	2.5	18.8
	秋 田	2	1	3	0	5	2.2	36	295,692	6.8	3.4	10.1	0.0	16.9	7.4	121.7
	山 形	11	0	2	0	1	2.8	13	346,612	31.7	0.0	5.8	0.0	2.9	8.1	37.5
	岩 手	0	0	2	0	2	0.8	7	465,410	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3	1.7	15.0
	宮 城	6	2	3	3	4	3.6	1	584,695	10.3	3.4	5.1	5.1	6.8	6.2	1.7
	福 島	5	1	0	4	3	2.6	2	623,289	8.0	1.6	0.0	6.4	4.8	4.2	3.2
関 東	栃 木	0	1	1	2	0	0.8	4	665,980	0.0	1.5	1.5	3.0	0.0	1.2	6.0
	茨 城	3	2	4	3	0	2.4	6	899,739	3.3	2.2	4.4	3.3	0.0	2.7	6.7
	群 馬	0	2	2	0	1	1.0	2	634,211	0.0	3.2	3.2	0.0	1.6	1.6	3.2
	埼 玉	5	6	11	7	4	6.6	9	1,539,535	3.2	3.9	7.1	4.5	2.6	4.3	5.8
	東 京	3	7	3	6	3	4.4	3	604,596	5.0	11.6	5.0	9.9	5.0	7.3	5.0
	千 葉	1	2	6	3	1	2.6	8	904,802	1.1	2.2	6.6	3.3	1.1	2.9	8.8
	神奈川	4	9	12	7	5	7.4	10	1,275,860	3.1	7.1	9.4	5.5	3.9	5.8	7.8
	新 潟	3	2	1	1	6	2.6	6	285,858	10.5	7.0	3.5	3.5	21.0	9.1	21.0
	長 野	1	3	7	8	4	4.6	7	696,662	1.4	4.3	10.0	11.5	5.7	6.6	10.0
	山 梨	1	0	0	0	0	0.2	3	334,391	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	9.0
	静 岡	1	1	1	1	3	1.4	1	971,562	1.0	1.0	1.0	1.0	3.1	1.4	1.0
中 部	愛 知	0	3	4	6	1	2.8	10	1,038,050	0.0	2.9	3.9	5.8	1.0	2.7	9.6
	岐 阜	1	1	7	1	1	2.2	5	633,615	1.6	1.6	11.0	1.6	1.6	3.5	7.9
	三 重	5	0	1	2	0	1.6	1	524,449	9.5	0.0	1.9	3.8	0.0	3.1	1.9
	富 山	1	3	3	0	1	1.6	2	288,141	3.5	10.4	10.4	0.0	3.5	5.6	6.9
	石 川	2	1	3	3	0	1.8	3	336,771	5.9	3.0	8.9	8.9	0.0	5.3	8.9

都道府県別事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

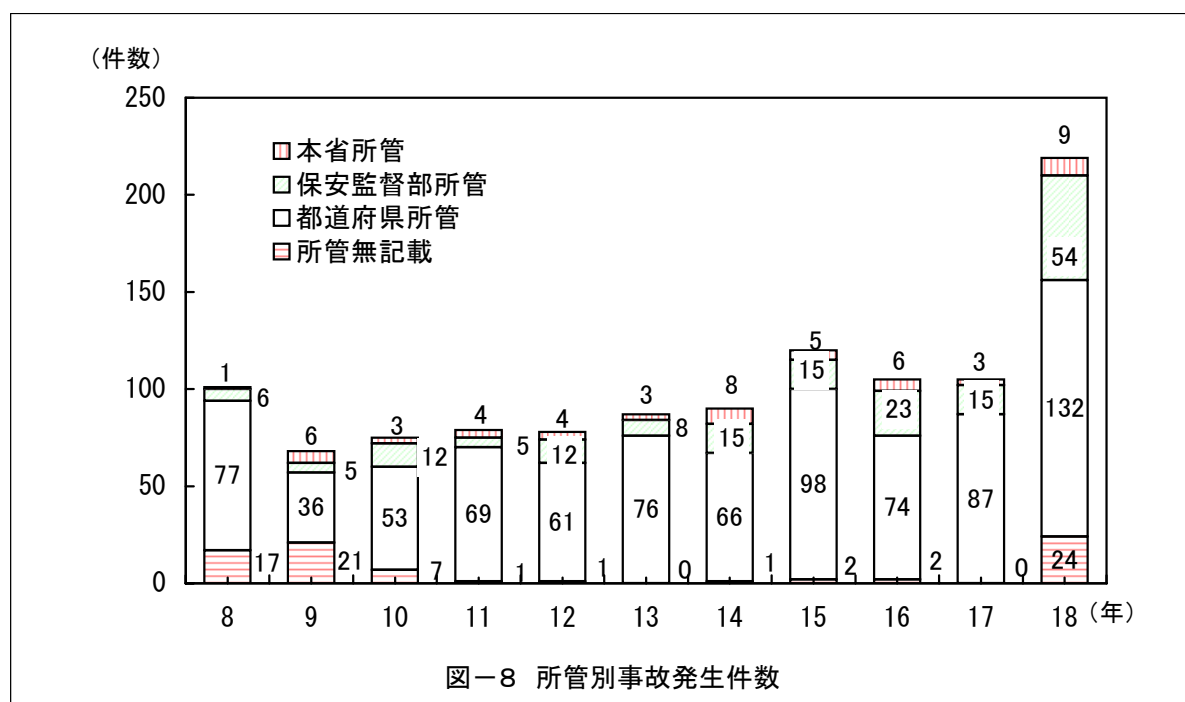
経済局	年	13年	14年	15年	16年	17年	5年間 平均 13～17年	18年	消費者戸数	13年	14年	15年	16年	17年	5年間 平均 13～17年	18年
	県 別															
近 畿	福 井	0	0	1	2	5	1.6	1	236,976	0.0	0.0	4.2	8.4	21.1	6.8	4.2
	滋 賀	1	5	2	2	4	2.8	3	321,411	3.1	15.6	6.2	6.2	12.4	8.7	9.3
	京 都	1	3	2	2	3	2.2	4	259,235	3.9	11.6	7.7	7.7	11.6	8.5	15.4
	奈 良	0	0	0	0	1	0.2	0	228,970	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4	0.9	0.0
	和歌山	2	2	0	1	1	1.2	1	314,406	6.4	6.4	0.0	3.2	3.2	3.8	3.2
	大 阪	2	2	2	1	2	1.8	0	349,977	5.7	5.7	5.7	2.9	5.7	5.1	0.0
	兵 庫	1	0	0	2	3	1.2	3	647,236	1.5	0.0	0.0	3.1	4.6	1.9	4.6
中 国	岡 山	1	4	0	0	0	1.0	2	552,304	1.8	7.2	0.0	0.0	0.0	1.8	3.6
	広 島	4	6	3	3	2	3.6	6	710,588	5.6	8.4	4.2	4.2	2.8	5.1	8.4
	鳥 取	0	1	1	1	0	0.6	2	182,497	0.0	5.5	5.5	5.5	0.0	3.3	11.0
	島 根	0	0	2	2	0	0.8	2	250,589	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0	3.2	8.0
	山 口	2	2	1	3	0	1.6	2	408,693	4.9	4.9	2.4	7.3	0.0	3.9	4.9
四 国	香 川	0	1	1	2	0	0.8	2	288,315	0.0	3.5	3.5	6.9	0.0	2.8	6.9
	愛 媛	0	0	4	1	1	1.2	2	535,397	0.0	0.0	7.5	1.9	1.9	2.2	3.7
	徳 島	1	0	1	1	0	0.6	2	257,712	3.9	0.0	3.9	3.9	0.0	2.3	7.8
	高 知	1	0	1	1	1	0.8	1	312,956	3.2	0.0	3.2	3.2	3.2	2.6	3.2
九 州	福 岡	2	0	0	3	3	1.6	3	1,193,810	1.7	0.0	0.0	2.5	2.5	1.3	2.5
	佐 賀	0	1	0	1	0	0.4	0	244,543	0.0	4.1	0.0	4.1	0.0	1.6	0.0
	長 崎	0	1	3	0	2	1.2	3	388,571	0.0	2.6	7.7	0.0	5.1	3.1	7.7
	熊 本	4	3	1	4	2	2.8	4	539,131	7.4	5.6	1.9	7.4	3.7	5.2	7.4
	大 分	0	0	0	1	1	0.4	0	412,008	0.0	0.0	0.0	2.4	2.4	1.0	0.0
	宮 崎	0	1	0	1	1	0.6	0	386,413	0.0	2.6	0.0	2.6	2.6	1.6	0.0
	鹿児島	0	0	1	3	2	1.2	2	588,368	0.0	0.0	1.7	5.1	3.4	2.0	3.4
沖 縄	沖 縄	2	0	2	0	1	1.0	5	483,109	4.1	0.0	4.1	0.0	2.1	2.1	10.3
合 計		87	90	120	105	105	101.4	219	26,081,231	3.3	3.5	4.6	4.0	4.0	3.9	8.4

注) 消費者戸数は、平成18年10月1日のLPガス消費者世帯数(LPガス事業団広報No.175 (財)全国エルピーガス保安共済事業団より)

表－18 所管別事故発生状況

年 所管	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
本省	6	3 (1)	4	4	3	8	5	6 (1)	3	9
保安監督部	5	12 (4)	5	12 (1)	8 (1)	15 (1)	15 (1)	23 (4)	15	54
都道府県	36 (4)	53 (6)	69 (6)	61 (9)	76 (3)	66 (2)	98 (8)	74 (1)	87 (1)	132 (2)
所管無記載	21 (3)	7	1 (1)	1	0	1	2	2	0	24
合計	68 (7)	75 (11)	79 (7)	78 (10)	87 (4)	90 (3)	120 (9)	105 (6)	105 (1)	219 (2)

()内はB級事故で内数



表－19 L P ガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
S. 4 2	167	33	271	○12月28日、L P ガス法公布－高圧ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等に係る規制を目的として制定
4 3	112	38	146	○3月1日、L P ガス法施行
4 4	170	69	236	
4 5	217	44	283	
4 6	217	33	301	
4 7	299	52	398	○12月6日、L P ガス法規則改正（原則L P ガスを体積販売することを義務化）
4 8	368	59	389	
4 9	540	74	679	
5 0	497	40	543	
5 1	581	65	523	
5 2	638	56	684	□6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
5 3	570	72	640	□7月、L P ガス設備保安総点検事業の実施（設備改善の期間を含め3年間） ○7月3日、L P ガス法改正（周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等）
5 4	793	63	825	○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布（特監法）
5 5	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
5 6	714	50	723	○2月17日、高取法液石則改正（L P ガスの着臭濃度強化（臭気感知混入率1/200→1/1000）） ○2月18日、L P ガス法規則改正（地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け）
5 7	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、L P ガス法省令補完基準改正（材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化） □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
5 8	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でL P ガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達
5 9	545	36	529	○7月3日、L P ガス法規則改正（料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化）
6 0	496	35	550	□7月、「L P ガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「L P ガス消費者保安月間」と定める
6 1	515	42	477	□5月、「L P ガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うL P ガス事故の減少化に関する目標期限（今後5年間で1/5、10年間で1/10）を定めた提言－それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、L P ガス法規則改正（移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け）
6 2	401	29	381	

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
6 3	390	37	356	● 2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたＣＦ式ふろがまの排気が逆流止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒事故が2件発生、共に死者1名（都市ガス事業） ● 4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するＣＯ中毒事故が発生、死者2名 ● 6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □ 7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通過 ● 7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □ 7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通過 □ 9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「ＣＦ式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通過
H. 元	306	36	327	● 6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ピットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □ 8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通過 □ 9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「ＣＦ式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通過
2	262	27	233	□ 5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告
3	194	13	171	
4	146	31	162	
5	112	7	135	● 5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでＣＯ中毒事故発生、死者7名（簡易ガス事業） ● 7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □ 9月、安全器具100%普及目標達成期限（3年早めた）－95.2%達成 □ 12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通過 ○ 12月22日、特監法政令改正（特定ガス消費機器の追加（密閉燃焼式ふろがま等））
6	82	3	83	○ 10月26日、ＬＰガス法規則改正（排気筒の技術上の基準強化等） ○ 10月26日、通産省告示制定（使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件）
7	88	12	80	□ 1月、「ＬＰガス保安対策の在り方研究会」中間報告 □ 12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告
8	101	14	109	○ 3月31日、ＬＰガス法改正（ＬＰガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク供給に関する規制の創設等） ○ 4月3日、ＬＰガス法施行令改正（ＬＰガス器具等の指定品目の改正等） ● 12月30日、沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するＣＯ中毒事故が発生、死者5名
9	68	6	64	○ 3月10日、ＬＰガス法規則改正（8年の法改正内容を具体化、供給設備にマイコンメータ（S型）等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け） □ 9月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、ＣＯ中毒事故防止総合保安対策を決定した。 □ 10月、燃焼器具の一斉点検事業を開始（～平成11年9月30日）
1 0	75	9	82	□ 5月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定した。
1 1	79	5	66	○ 3月26日、ＬＰガス法施行令改正（ＬＰガス器具等の指定品目の改正） ○ 8月6日、ＬＰガス法改正（基準・認証制度見直しに伴うＬＰガス法改正） ○ 9月30日、ＬＰガス法規則改正（性能規定化、バルク容器を制度化）
1 2	78	8	73	○ 8月1日、12月26日ＬＰガス法施行規則の例示基準が制定され、関係基準が廃止された。 ○ 9月26日、ＬＰガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正（基準・認証制度見直しに伴う省令改正） □ 5月、燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始（～12月） □ 12月20日、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、保安高度化プログラムを決定した。

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
13	87	2	69	□ 1月、省庁改編に伴い、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課を設置 □ 4月13日、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長名で各経済産業局、各都道府県液化石油ガス担当課宛及びLPガス関係団体宛に「LPガス保安高度化プログラムの実施について」を通達。 □ 6月、経済産業省原子力・保安院に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」が望ましい保安の在り方について基本的な考え方の整理及び保安レベルの維持・向上を図る上で保安規制は如何にあるべきか検討を行うことを目的として設置され、検討が開始された。 ● 10月29日、12月11日、沖縄県においてLPガスの供給設備であるペーパーラーザーに高濃度の水銀を含むLPガスによって不具合が生じ、ガスが漏えいする事故が発生した。（他に11月26日、同様な事故（高圧ガス保安法対象）1件発生）
14	90	4	64	○ 10月1日、LPガス法規則改正（液化石油ガス中の水銀含有量の基準化、配管等に係る修理の基準化、埋設管（白管及び被覆白管）に係る点検・調査について基準追加、屋外に設置する燃焼器具の排気筒（屋内に設置される部分）の基準化） ○ 12月27日、例示基準第39節「液化石油ガスの規格」を追加（液化石油ガス中の水銀濃度の規定）
15	121	7	86	○ 3月31日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正（ガス放出防止器等の代替措置の追加、ガス漏れ検知器の代替措置の追加、超音波液面計の追加、貯槽及びバルク貯槽の耐圧試験の改正） ○ 4月1日、例示基準第21節「貯槽の耐圧試験及び気密試験」の改正、第40節「供給管等の修理」、第41節「地盤面下に埋設した供給管及び配管（垂鉛めっきを施したもの又は亜鉛めっきを施した供給管に防しよくテープを施したものに限る。）の漏えい試験の方法」及び第42節「排気筒等の材料」を追加
16	105	2	88	○ 4月1日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正（1トン以上3トン未満のバルク貯槽に係る保安距離の緩和：第1種保安物件までの保安距離16.97mを7m、第2種保安物件までの保安距離11.31mを7mに短縮） ● 8月30日、宮城県において民生用バルクローリーポンプ軸受破損による、充てん作業中の事故が発生した。 ● 10月1日、福岡県において充てんホース安全継手離脱後の処置ミスによる漏えい爆発事故（B級事故）が発生した。
17	105	1	58	○ 4月1日、LPガス法規則及び供給・消費・特定供給告示改正（販売事業者がLPガス配管に接続する容器の必要のない容器の積込（容器質量により販売できる容積の範囲を必要とする場合に限る）及び25リットルまで拡大） ○ 4月1日、例示基準第3節「不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板」の改正（石綿スレートに替えて繊維強化セメント板を追加）、第15節「充てん容器等の腐しよく防止措置」の改正（アルミニウム合金製容器について腐しよく防止のための塗装を不要とした）、第28節「供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」の改正（配管用フレキシ管及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加）、第29節「供給管及び配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」の改正（集中監視システム設置時の漏えい検査の方法を追加、漏えい・気密試験の測定時間及び温度変化補正等に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム圧力計の比較試験周期改正、自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び比較試験の基準となる圧力測定器に選択性を追加）、第30節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の改正（自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加）
18	219	0	78	● 5月18日、岐阜県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 □ 8月28日、パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえて、経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめた。 ● 12月29日、沖縄県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 ○ 12月22日、LPガス法規則改正（保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。消費設備の技術上の基準について、燃焼器の排気筒に関する技術上の基準を変更、強制排気式の燃焼器の排気の排出について追加。保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器の情報を追加。） ○ 12月22日、特定ガス消費機器法施行規則改正（軽微な工事の内容を変更。） □ 12月27日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則第131条第2の運用について」を通達。

19				○2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取りまとめ。 ○3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要（製品名・型式・製造事業者を含む）を公表。 ○3月13日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の制定（規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定） ○3月13日、特定消費機器の設置工事の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制定（点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定） □3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」を通達。
----	--	--	--	--

注）○法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故

表-20 昭和52年以降に発生したA級事故

発生年月日	発 生 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被 害 状 況	概 要 及 び 原 因
54. 2. 5	愛知県	爆 発	飲 食 店 福祉センター (三河ハイツ) 内レストラン 鉄筋コンクリ ート造地上3 階、半地下1 階建	死 者 2 重傷者 12 軽傷者 7	午後1時20分頃から半地下1階のレストランで従業員 2 名の歓送迎会を開いていたが、午後3時10分頃突然爆発が起こり、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。これにより歓送迎会を行っていた従業員2名が死亡し、12名が重傷、7名が軽傷を負った。ガス供給は50kg容器12本で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回り舞台下の空間に滞留していた。
54. 7. 26	千葉県	爆発火災	共 同 住 宅 鉄筋コンクリ ート造2階建	死 者 5 重傷者 1 軽傷者 7	アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパートや隣接住宅を焼失した。これにより5名が死亡し、1名(当事者)が重傷、7名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因は当事者がガスストーブを片付けた際ゴム管は末端閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25日に外出する際、こんろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、このゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。
56. 3. 13	福岡県	爆発火災	共 同 住 宅 鉄筋コンクリ ート造3階建	死 者 5 重傷者 2 軽傷者 8	朝7時5分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1家4名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート1棟が全壊全焼し、他の1棟が半壊、近隣の住宅5棟が全半焼、半壊した他、周囲の住宅等20数戸の窓ガラス等を破損した。当該アパートのガス供給は50kg容器4本で行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れは爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われ、推定漏洩量は約32m ³ であった。 原因は不明である。
58. 11. 22	静岡県	爆発火災	飲 食 店 レクリエーシ ョンセンター 内レストラン 鉄骨平屋建	死 者 14 重傷者 10 軽傷者 17	午後0時45分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストランが全焼し、居合わせた従業員及び客の内14名が死亡し、10名が重傷、17名が軽傷を負った。ガス供給は500kg容器4本からベーパーライザーを介し各施設へ行われていたが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。また、ガス漏れ警報器はレストラン内4ヶ所に設置されていた。 原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末端閉止弁99個中30個が開放状態であったのに、厨房の湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放された末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこと。推定漏洩量は約25m ³ であった。
58. 12. 8	北海道	爆発火災	一 般 住 宅 木造モルタル 一部2階建	死 者 5 重傷者 2	朝4時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れているのを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当該家屋を全焼した。これにより当該家族5名が死亡し、2名が重傷を負った。ガス供給は50kg容器1本により行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われる穴が開いていた。推定漏洩量は約5m ³ であった。

発生年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 被 害 状 況	概 要 及 び 原 因
8. 12. 30	沖縄県	ＣＯ中毒	共 同 住 宅 鉄筋コンクリート造３階建	死 者 ５	９時５５分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家５人が倒れ死亡しているのを発見し１１０番通報した。病院での検診結果、ＣＯ中毒症と診断された。当事者宅は４畳半二間、６畳一間、玄関を含むダイニングキッチン（ＤＫ）及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器（ＣＦ式、１０号）はＤＫ内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。 発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切られ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、さすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は２次排気筒の径が１次排気筒の径より細くなっている（１３０mm→１００mm）上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が１５０mm程度しかなく、トップも付いていなかった。 原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。

IV. 平成18年に発生した事故の概要

1. B級事故

〔1〕 ゴム管接続不良（外れ）による漏えい爆発・火災

（1）発生日時 : 平成18年1月17日（火） 6時31分頃

（2）発生場所 : 石川県 一般住宅 木造2階建

（3）設備概要 :

①供給形態	20kg容器	2本	
②安全器具等設置状況	ガス漏れ警報器		無
	ヒューズガス栓		無
	マイコンメータS		有

（4）被害状況 :

①人的被害 重傷者 3人
②物的被害 木造2階建（延べ床面積115m³）の2階部分（床面積48m³）を焼失。
ガスストーブ、什器、家財家具、ステレオ等焼失。

（5）事故の概要 :

6時に起床したとき、部屋の中がガス臭いのにつつき、見てみるとストーブのゴム管が末端ガス栓側で外れていたため、直ちに窓を開けて室内の換気を行った。その後、ゴム管を接続し直してストーブに点火したところ、換気がまだ不十分であったため、ガスに引火・爆発した。

（6）推定原因 :

消費者の身体にゴム管が一部接触し、寝返り時にゴム管が外れたと推定された。
（消防見解）

（7）行政指導等 :

販売事業者に対し、注意喚起を行った。

〔１〕 ゴム管接続不良（外れ）による漏えい爆発・火災

（１）発生日時　：　平成１８年６月１６日（金）　１４時１５分頃

（２）発生場所　：　福島県　共同住宅　鉄筋コンクリート造３階建

（３）設備概要　：

①供給形態	５０kg容器	２８本	
②安全器具等設置状況	ガス漏れ警報器		有
	ヒューズガス栓		有
	マイコンメータＨ		有

（４）被害状況　：

①人的被害	重傷者	２人
②物的被害	建物窓ガラス損壊等。 飛散したガラスの破片により駐車車両に傷がついた。	

（５）事故の概要　：

事故当日１２時頃から消費者宅付近で、ガス漏れ警報器が鳴ったり止んだりしていたが、販売事業者へは連絡しなかった。１４時１０分頃、消費者宅の隣部屋の消費者から、販売事業者に対し、ガス漏れ警報器が鳴っている旨の連絡が入り、当販売事業者社員が現場に向かったが、到着前に爆発が発生した。事故後、共同住宅の付近を調査したところ、建物の北側でガス漏洩が検知されたため、付近の供給管を掘り起こしたところ、駐車場に敷設されている供給管本管から建物引き込み管が立ち上がっている箇所が破損（大きくまがっている）しており、ガスが漏えいしていることがわかった。当該破損は、重機のようなもので機械的圧力が加えられている様子であった。

当該破損箇所から漏えいしたガスが建物下に滞留し、消費者宅でガスコンロに着火しようとした際、当該ガスに引火し爆発したと考えられる。

（６）推定原因　：

屋外埋設配管の破損箇所からのガス漏れ

2. CO中毒事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/3/16	熊本県 宇城市	CO中毒 軽症者 4 (男性29, 26, 女性29, 24)	共同住宅 木造平屋建	4:00	一般消費者等 販売事業者	消費者宅に群衆等のため、7人の家族が集まっていた。15時頃から台所に設置している開放式瞬間湯沸器(5号)に水道用ホースを繋いで浴槽へ給湯していた。入浴後、台所に面した居間(6畳間)にいた者のうち4人が倒れ、救急車で医療機関に搬送され、CO中毒と診断された。 消費者宅では、ふろがまが故障のため、2年ほど前から湯沸器に水道ホースを繋いで浴槽に給湯していた。 定期点検・調査が未実施であったため、販売事業者が状況把握できず、基準不適合の状態で放置されていた。	開放式湯沸器の換気不良 ＜法違反＞ 法第27条違反(保安業務未実施)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンⅡ	(行政指導等) 販売事業者に対し、点検・調査長 期未実施箇所について6月末終了 を旨に点検・調査を実施し作業 の進捗状況を毎月末に報告するよ うに文書で指示した。
2006/3/20	秋田県 横手市	CO中毒 軽症者 1 (女性47)	共同住宅 鉄骨造5階建	18:05	販売事業者	浴室で物音がしたため家族が確認したところ、倒れていたため119番通報をした。病院に搬送されCO中毒と診断された。 事故当時は、悪天候で風が強く、FE式湯沸器(20号)が排気不良を起こして不完全燃焼となり、湯沸器と排気筒の継ぎ目(継ぎ目はアルミテープで処理)からCOが室内に漏れたしたものと推定された。	FE式湯沸器の排気不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/7/21	長崎県 北松浦郡	CO中毒 軽症者 2 (男性47 女性47)	飲食店 鉄骨造2階建	11:50	一般消費者等	飲食店の経営者他1名が、厨房で調理中に気分が悪くなり、かかりつけの医師に相談、医師の判断により救急搬送した。当該経営者他1名は、CO中毒により5日間、加療入院した。 調理時には、業務用ガスコンロ、ゆで鍋用のガスカマド等を使用していた。事故発生時、調理者の意識ははっきりしていたが、その際、燃焼器具の異常は特に確認されておらず、COガスの発生原因は不明。事故発生時、通常、稼働させている換気扇を止めていたことから、室内のCOガス濃度が高まったものと推測される。なお、事故発生の前に、厨房のガスコンロの点火状況が悪かったとしてガス供給業者が同コンロの点検を行っていたが、その後の警察の調査からCOガスの発生元は明確になっていない。	直接原因: 不明 間接原因: 業務用燃焼器の換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり ・自動ガス遮断装置 (ガス漏れ警報器連動)あり	(行政指導等) ・CO警報器の設置と適正規模換気 扇への交換を指導
2006/8/29	兵庫県 姫路市	CO中毒 軽症者 2 (女性60, 33)	その他(工場構内 食堂厨房) 鉄筋造2階建	12:30	一般消費者等 販売事業者	工場構内食堂内の厨房で、従業員が食器洗浄作業を行っていたところ突然頭痛を訴えて一斉作業を中断し休憩した。偶然来社していた保健外交員が食器洗浄作業を引き継いで手伝ったところ休憩中の従業員が椅子から倒れたため、急いで救助を求めて食堂をでたところで保健外交員も倒れた。当該工場の従業員が気づき、救急車により従業員と保健外交員の2名を病院に搬送した。 フード換気扇を起動させずに、ガス湯沸かし器を使用して食器洗浄作業を実施したため不完全燃焼となりCO中毒が発生した。	CF式瞬間湯沸器の換気不良 (換気扇未作動) ＜法違反＞ ・法第34条第1項: 定期消費設備調査において①湯沸器の給気口が設置されていない、②湯沸器は専用排気筒がなく、排気用フード下部に設置されていた。 ・第35条の5(規則第44条第1号ソ及びヨ)違反	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・屋内設置のCF式給湯器及び風呂釜が設置されている消費先の緊急点検調査を行い、屋外設置型又は安全装置付燃焼器への交換促進を指導 ・販売事業者に対し、CO中毒事故発生に際し厳重注意及び消費先の緊急点検を文書にて指導した。 ・兵庫県プロパンガス協会に対し、傘下会員における類似事故の再発防止の徹底を文書にて指示した。
2006/12/29	福岡県 久留米市	CO中毒 軽症者 4 (男性26 27 女性36, 4月)	共同住宅 鉄筋コンクリート造 3階建	11:00	不明	11:00頃、消費者から給湯器の不調に対する連絡が販売所にある。調査を行った。給湯器は、マンション3Fのバリエーション(P・S)内に設置された屋外式であり、排気筒は、PS内を通り外部へ配管されており、調査に訪れた際に異臭を感じた。調査により何らかの原因で不完全燃焼を起こしていることが分かった。PSの裏に位置する浴室点検口を開けたところ白煙が充満していたため、即座に全ての窓を開け換気を行った。 その後、詳細な調査を実施する予定で販売所に戻った際、2名の気分が悪くなりCO中毒症状を起こした。このため、消費者への連絡、救急車にて病院へ搬送(消費者2名)して検査を受けたところCO中毒症状が確認された。その後の調査でPS上部に一部コンクリートが欠損した部分があり不完全燃焼により発生したCOガス等は、当該欠損箇所から部屋に侵入したと推定される。	排気口の煤付着による排気機能低下が一酸化炭素中毒の要因	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

3. 埋設管事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/12	神奈川県 藤永市	漏えい 被害状況	その他 (教育施設) 鉄筋コンクリート造3階 建	11:50	一般消費者等 販売事業者	消費者から「ガス臭い」という通報があり、販売事業者が現場に駆けつけ、ガス器具の全ての器具を閉止した。ガス器具の器具を全て閉止したにもかかわらずガスメーターが動いていたため、配管からの漏えいを想定し、容器バルブを閉止した。ガス検知器により地下配管ピットの調査を行ったところ、男子更衣室地下ピット蓋の隙間においてガス検知器の反応を確認した。そのため、防漏型排風機において屋外へ排出した。並行して系統ごとに配管の気密試験を行い、漏えい箇所が埋設管が建物内に入る基礎貫通部付近か翌日、漏えい箇所が埋設管が建物内に入る基礎貫通部付近からの漏えいとわかったため、基礎貫通部付近の土壌に穴を掘り、排風機により排気した。 基礎貫通部付近は、ソケットとニップルを用いてピット内配管と埋設管が接続されており、漏えいはピット内配管とソケットとの接続部分から発生していた。当該接続部の配管ねじ切り部分に円弧状の亀裂が生じており、地盤沈下による応力がねじ切り部分にかかったことにより折損したものと推定された。またマクロセル腐食による減肉も見られ、折損の間接的原因になっているものと思われる。	配管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、ピット内のガス排出、ガスの滞留範囲の確定、ガス滞留している地点からのガス排出作業及びガス濃度の変化を監視するよう指示した。 ・当該施設の管理者に対し、二次災害防止措置と埋設管の改善を行うよう文書で指示した。 ・神奈川県工ルビ－ガス協会に対し、地下埋設管に係る漏えい防止について委員指導を文書で通知した。
2006/1/26	東京都 日野市	漏えい	一般住宅 (集団供給)	18:20	販売事業者	ガス臭がするとの通報があったため、担当者が緊急出動し、ガス漏れ検知器で調査したところ、ガス漏れを確認した。漏えい箇所の特定ができなかったため埋設管によるガス供給を停止し、応急措置として供給先に個別先に容器を設置して供給することとし、容器設置後、漏えい検査を実施して漏れないことを確認して供給を再開した。 埋設管は設置後、30年以上経過しており、経年劣化による腐食が進み、供給管の一部からガスが漏れていたものと推定される。 (バルク貯槽 980kg x 1基)	供給管(埋設管)の腐食	なし 集団供給の供給設備	なし
2006/2/11	長野県 長野市	漏えい	事務所 (解体作業中)	15:20	その他 (解体工事業 者)	集団供給に団地内の事務所の解体作業中、作業機械により誤って埋設管を損傷させたため、ガスが漏えいした。 当該事務所は16年前からガスの使用を停止しており、ガスメーターを取り外し、メーター出入口の配管にプラグを施工してあったが、解体工事業者が容器がないことからそのまゝ建物ごと機械で解体作業を行ったため、埋設管を損傷させてしまった。	供給管(埋設管)の損傷	なし (ガス供給停止中)	なし
2006/2/14	愛知県 尾張旭市	漏えい	その他 (店舗併用住宅)	16:15	その他 (他工事業者)	16:15頃、消費者宅の隣接地で公園造成工事を行っていた建設業者が、工事のため消費者宅との境界付近を掘削していたところ、誤って埋設管(供給管)を切断した。事故当時、消費者宅に容器を配送していた配送員が容器バルブを閉止し、販売事業者に連絡した。販売事業者担当者が16:40頃に現場に到着し、仮供給の措置を行った。 当該一般住宅の水道管漏水対策の工事作業中、誤って供給管(埋設管)をグラインダーで切断したため、その火花から漏えいたガスに引火し、切断部から火炎が噴出した。直ちに他の作業員が容器バルブを閉止したため、火炎は鎮火した。 埋設水道管の補修工事の際、掘削して出てきた管を作業者が水道管と思い込み、水道管の上部に敷設していた供給管(埋設管)をグラインダーで切断した。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/2/16	山口県 岩国市	漏えい・火災 犠牲者 1 (男 22)	一般住宅 木造2階建	10:40	その他 (水道工事業 者)	消費者宅の浴室増改築において配管工事業者が排水配管を通すための穴を宅内から屋外に向けて開けていたところ、誤って供給管(埋設管)を損傷させた。連絡を受けて販売事業者が現場に駆けつけてバルク貯槽のバルブを閉めてガス漏えいを止めた。しばらくした後、ガス臭がしなくなったため供給管(埋設管)の復旧の配管工事業者がサンダーで切断したところ、床下に滞留していたガスに引火・爆発した。 (バルク貯槽 980kg x 1基)	供給管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) 水道工事業者へ再発防止について口頭で指導した。
2006/3/10	富山県 魚津市	漏えい・爆発	一般住宅 木造	10:50	その他 (排水配管工事業 者)	消費者宅の浴室増改築において配管工事業者が排水配管を通すための穴を宅内から屋外に向けて開けていたところ、誤って供給管(埋設管)を損傷させた。連絡を受けて販売事業者が現場に駆けつけてバルク貯槽のバルブを閉めてガス漏えいを止めた。しばらくした後、ガス臭がしなくなったため供給管(埋設管)の復旧の配管工事業者がサンダーで切断したところ、床下に滞留していたガスに引火・爆発した。 (バルク貯槽 980kg x 1基)	供給管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/6/8	埼玉県 入間郡	漏えい	一般住宅 木造2階建 2棟	15:00	その他 (他工事業者)	同一敷地内に棟を別にする二世帯住宅がある、同一容器から供給管が伸び、途中で2手に分かれ、各々の住宅のガスメータを通してガスを供給している。この棟は2ヵ所程離れており、この間で排水改善工事(埋設配水管の取り替え等)を実施しようとしてコンクリート面をサンダーにて切断中に、埋設ガス管を切断し、ガスが漏えいした。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/6/16	福島県 いわき市	漏えい爆発 重傷者 2 (男性80、女性76) ＜B級＞	共同住宅 鉄筋コンクリート造 3階建	14:15	不明	事故当日12時頃から消費者宅付近で、ガス漏れ警報器が鳴った り止んだりを繰り返していたが、販売事業者へは連絡しなかった。14時10 分頃、消費者宅の隣部屋の消費者から、販売事業者に対し、ガ ス漏れ警報器が鳴っている旨の連絡が入り、当販売事業者社員 が現場に向かったが、到着前に爆発が発生した。事故後、共同 住宅の付近を調査したところ、建物の北側でガス漏洩が検知さ れたため、付近の供給管を掘り起こしたところ、駐車場に敷設さ れている供給管(大きくまがっている)しており、ガスが漏えいしている ことがわかった。当該破壊は、重機のようなもので機械的圧力が加 えられている様であり、破壊後は、重機のようなもので機械的圧力が加 えられていた。当該破壊箇所から漏えいしたガスが建物下に滞留し、消費者宅 でガスコンロに着火しようとした際、当該ガスに引火し爆発したと 考えられる。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
2006/6/21	福島県 会津若松市	漏えい爆発・火災	旅館 ホテル敷地	9:20	その他(他工事 業者) (他工事業者)	ホテルが依頼した敷地内の土留め工事の施工のため、重機で地 面を掘削していたところ、土中に埋設されていたガス管(PE75 A)を損傷させ、LPGガスが漏えいした。9時26分に販売事業者へ 連絡し、9時56分に販売事業者が緊急対応用自動車でガス漏れ 現場付近に到着したところ、マフラーから黒煙が発生した。このた め、エンジンを停止し情性で現場に近づいたところ、爆発し、火災 が発生した。なお、警察及び消防署の見解では、緊急対応自動 車から引火したものと推定している。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし	(行政指導等) ・LPGガス販売事業者(保安機関)に 対し、集団供給を行っている消費者 への埋設管に対する注意事項の周 知及び工事時の事前連絡の徹底に ついて指導を行った。
2006/7/11	埼玉県 川口市	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:25	その他(他工事 業者)	事故当日10:25頃、県から水道管掘出工事中に工作機械により ガス管を破壊したと販売事業者へ連絡した。当該販売事業者が 10:35頃に現場に到着し、状況確認及び補修を開始した。10:55 頃、ガス流出防止措置及び仮設配管撤去を完了し、11:40頃、本 管工事の復旧工事及び仮設配管撤去を完了した。 水道工事業者(市の委託を受けて工事)には、市より事前にガス 配管図面を渡してあったが確認されておらず、かつ、当該工事に 販売事業者が立会う予定であったが、水道工事業者から事前に 立会い依頼の連絡がなかった。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/7/27	京都府 久世郡	漏えい	その他 (集団供給)	11:32	他工事業者 販売事業者	67戸の集団供給区域内で消費者からガスが出ないとの連絡を 11:32に受け販売事業者が出動した。その後、11:58に工事業者 から埋設管(供給管)損傷の連絡を受け、販売事業者の親会社 の都市ガス事業者も出動した。当該工事は府の発注工事であ り、道路と河川の拡張工事で道路を掘削中に埋設管を損傷した。 ガスを供給できなかった4戸に対しては、仮復旧措置を講じ、同 日17時頃復旧した。 なお、当該工事に当たって埋設管に関する事前打ち合わせが不 十分であり、埋設管の位置及び深さを確認しないまま施工され た。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・再発防止を指導
2006/8/9	静岡県 静岡市	漏えい	一般住宅	15:00	その他 (他工事業者)	消費者宅前の駐車場拡張工事のため建設業者が重機を使用し て地面を掘る作業を行っていたところ誤って、埋設管を折損し、 折損箇所からガスが漏えいした。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/8/22	福岡県 糟屋郡	漏えい	共同住宅 木造	7:00	その他 (他工事業者)	共同住宅の入居者より販売事業者にガス臭いと連絡が入り、現 地を確認したところ共同住宅の一室が解体されていた。また、供 給管が折損しておりガスが漏えいしていた。解体業者に確認した ところ、共同住宅の1室が個別供給を行っていたため、他の部屋 も個別供給と判断し、解体作業を行い供給管を損傷させた。 なお、当該解体業者は、事前に販売事業者に対し電話連絡をし たと言っていたが、電話番号を確認したところ販売事業者の電話 番号とは異なっていた。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/9/10	茨城県 かすみがうら市	漏えい	その他(空き地)	17:05	その他(土地の 管理者)	造成分譲地で空き地となっている区画を、土地管理者の従業員 が除草作業を実施した際、専列器で埋設PE管を誤って損傷させ た。損傷箇所2箇所の内1箇所から漏えいした。 土砂が流出し、埋設管上部の土が薄くなっており、また、「ガス管 注意」の杭も倒れており管理が不十分であったことが考えられ る。	埋設管(供給管・PE管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/10/5	京都府 与謝郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート4階建て	23:00	その他(地盤沈下)	団地の住人から警察にガス臭いとの連絡が入り、警察から消防へ連絡。販売事業者には警察から電話が入り、23:00に出勤。現場でガス臭は確認できなかったが、水銀灯の支柱内でガスを検知したため閉栓した。翌日、埋設管を調査したところ埋設管に変形が亘られた。供給設備から住戸に向かう埋設管は取替、埋設管の途中で分岐して集会所へ向かう配管は撤去するとともに、集会所は容器による個別供給に取り替える措置を行った。また、集会所の管理者(京都府丹後土木事務所)及び販売事業者に聴取したところ、事故原因は地盤沈下と推測された。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり(鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器運動)あり	
2006/10/17	愛知県 安城市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建て	8:30	その他(他工事業者)	下水道工事業者が工事のため鋪道部分を切断した際に埋設管を損傷させガス漏れを引き起こした。なお、下水道工事業者から販売事業者への事前連絡及び立会要請はなかった。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・他業者の工事情報について、出来る限り事前把握に努めるように指導
2006/11/30	滋賀県 栗東市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造り3階建て	13:30	販売事業者	警察官舎の住人から玄関付近でガスの臭いがあると通報があり、現場においてガス検知器で漏えい箇所を発見した。埋設管の交換を実施するとともに、同供給設備の他の埋設管もすべて点検し漏えいのないことを確認した。 事故原因は、容器庫から建物前面までの埋設導管で、地下65cmから30cmへ立ち上がるエルボ部分が腐食(電食)により穴が開き漏えいした。(白管50Aテープ二重巻き)	埋設管(配管)の腐食(電食)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・埋設管理台帳に記載されている消費者の中で、ガス漏えい試験(1年/1回)が実施施の箇所については検査を早急の実施し、点検結果を報告することを文書により指導
2006/12/16	愛知県 小牧市	漏えい	一般住宅 木造2階建て	11:15	その他(他工事業者)	下水管の取替のため建設業者がショベルカーで掘削をしていたところ11時15分頃に埋設管(供給管)を引っかけ当該埋設管を破壊した。ガス臭に気が付いた建設業者から11時20分に連絡を受けた販売事業者は、容器バルブを閉めるよう建設業者に指示するとともに担当者現地へ派遣した。11時30分に現地に到着した販売事業者担当者が確認したところ、ガスの漏えいはガスメータにより遮断されていた。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	

4. バルク供給に係る事故の概要（充てん設備及び供給設備に限る。）

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/12	鹿児島県 薩摩郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造	8:34	不明	共同住宅の住人からバルク貯槽付近でガス臭がすると販売事業者へ連絡があったため、現場でバルク貯槽のプロテクターの扉を開けて中を確認したところ、液取出弁が若干「開」の状態で見えていた。 なお、液取出弁が「開」となった原因は不明である。 (バルク貯槽 990kg×1基)	液取出弁の不完全閉止	バルク貯槽からの漏えい	
2006/1/17	福岡県 京都郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	8:50	器具メーカー	8時40分頃からバルクローリーからバルク貯槽へ充てん作業を開始した。8時50分頃に(75%充てん)ガス警報器が鳴動し、緊急遮断弁が閉止した。充てん作業者が車輦に戻ると液送ポンプ付近よりガス漏れが発生していた。充てん作業者は即時に充てん設備のバルブを全て閉止し、事業所へ連絡し応援を要請した。5分経過後、ガス漏れが停止した。 調査の結果、液送ポンプの駆動マグネットを増速機に固定する六角穴付止めネジ(M8×10)の締め付けが不十分であった。腐蝕による寸法の変化により、駆動マグネットが過大な振れを発生し、駆動マグネットとリアケーシングが接触して、リアケーシングのフレート部と胴部分の溶接部にクラックが生じて、漏えいしたものと推定された。 (27t バルクローリー)		充てん設備の事故 (参考) ・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導) 充てん設備メーカーへ事故の調査・検証及び他のバルクローリーのポンプの点検結果及び点検後の追跡調査等を行い、結果を報告するよう指導した。
2006/1/23	青森県 青森市	漏えい	旅館	8:08	雪害	旅館から消費者からガスが出ない旨、販売事業者へ連絡があった。バルク貯槽周辺でガス臭がするということがあったため、弁を閉止することを伝え、現場に急行した。現場で確認したところ、バルク貯槽のドレン管が折れてガスが漏れ出ているのを発見した。 ドレン抜きは作業用の空間を確保するため旅館の従業員がバルク貯槽周辺の除雪作業を行った際、除雪車がドレン抜き管に接触したために起こったものであった。 (バルク貯槽 980kg×1基)	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/2/17	新潟県 上越市	漏えい	旅館 鉄筋コンクリート造 8階建	11:00	販売事業者	近隣住人がガス臭に気がつき、都市ガス事業者へ通報した。都市ガス事業者が調査したところ、(旧型)バルク容器的供給設備から漏えいしていたため、消防及び液化石油ガス販売事業者へ連絡した。 販売事業者が調査したところ、(旧型)バルク容器から蒸発器間の配管に設置してある安全弁から漏洩しており、充弁の閉止で漏洩が止まった。原因は、放出管内に水が溜まり、これが凍結して安全弁の弁体を押し上げるように作用したためと分かった。 放出管に水が進入した原因は不明である。 (旧型バルク容器 2,500kg×1基)	安全弁の凍結	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・ガス漏れ警報器連動 自動ガス遮断装置あり	(行政指導等) 販売事業者に対し、同様な部分の点検の実施について口頭で指導した。
2006/5/6	岩手県 盛岡市	漏えい	その他(飲食店、病院、事務所) 鉄筋コンクリート造5階建	17:20	器具メーカー (バルク貯槽製造メーカー)	17時20分頃、他の販売事業者から販売事業者にガス漏れの通報が入り、17時30分頃販売事業者社員が急行し、バルク貯槽の液面計フランジ上部から液状でガス漏れしているのを確認し、応急措置として、ゴムチューブを漏れ箇所に着き針金で固定した。防漏型のフローワーにてガスの滞留防止措置を実施(周囲の消費者に対しては、火気の使用中断を要請)。バルク貯槽内のガス抜き作業を行う必要があり、本社社員を緊急招集した。19時30分頃、ベーパーライザーへの供給管を外して連結管を装着し、50kg容器に移充てんを実施した。23時頃、約3時間30分で、液抜きが終了。ゴムチューブを取り外し、フランジボルトを増し締めしたところ、ガスは停止した。 原因は、バルク貯槽製造時の液面計フランジの締付不足により、液面計フランジ部ゴムパッキンに隙間が生じたためである。	製作不完全	・ガス漏れ警報器あり (バルク貯槽プロテクター内。集中監視システムに連動していたが、電話回線(デジタル回線)の変更に対応しておらず警報作動しなかった。) ・マイコンあり	(行政指導等) 経済産業省から、当該事故と同様の減少漏洩が発生するおそれがあるバルク貯槽230基に対し、全数点検を実施する旨を指示した。
2006/5/18	岐阜県 岐阜市	漏えい	その他店舗 (ゴルフ練習場)	10:33	設備工事事業者	(バルク貯槽 500kg×1基) バルク貯槽の安全弁の取り外し作業中にガス漏れが発生し、安全弁が吹き飛ぶとともに、ガスがミスト状で5～6mの高さで噴出し、約20分後に安全弁元弁にボール弁を接続し、閉閉バルブを開じることにによりガスの噴出は止まった。事故当日に安全弁元弁の性能を確認したが、異常はなかった。 (バルク貯槽 2,900kg×1基)	安全弁元弁の不完全閉止	・ガス漏れ警報器あり (バルク貯槽プロテクター内。)	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/7/27	岐阜県 岐阜市	漏えい	飲食店 平屋建	17:10	販売事業者	消費者がガス臭に気付き、ガス漏れ警報器は鳴動していなかったが販売事業者に連絡した。約35分後に販売事業者の担当者が現地に到着し、店員に状況確認を行うほか、店舗内外の点検を行いガス供給を停止した。店舗近隣住民からの通報で消防署職員が到着し、同時刻に保安機関へ連絡し、その後、全バルブを閉止しガス臭は治まった。その後、自気圧計による検査で異常がないことを確認した。原因は、バルブ貯槽液取出弁が緩み微量のガスが漏えいしたと推測される。 (バルブ貯槽 980kg×1基)	液取出弁の不完了閉止(緩み) ・法第16条第2項(規則第16条第23号)及び第38条の3違反 (液化石油ガス設備工事届の未届出、安全弁の検査周期超過)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/8/23	岐阜県 関市	漏えい	共同住宅 鉄筋造2階建	12:20	充てん事業者	事故前日、50kg容器的集合供給から、498kgのバルブ貯槽へ変更のため設置工事を実施した。事故当日、バルブ貯槽周囲を点検後、10:45から充てん作業を実施、充てん作業中にはガス漏えいは確認できなかった。12:20頃、共同住宅入居者がガス漏れを発見し、販売事業者、警察署及び消防署へ通報した。13:00頃、消防署職員により液取出弁よりガスが漏えいしていることを確認後、液取出弁を閉止し、漏えい検査により漏えいが無いことを確認した。 調査の結果、バルブ貯槽の液取出弁が1/4回転ほど緩んでいて、充てん事業者は、バルブ貯槽出荷時に閉止してあるものと思いこみ充てん作業時に確認を怠っていた。	充てん作業ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/8/27	鳥取県 米子市	漏えい	共同住宅 鉄筋コルター造	17:30	器具メーカー (バルブ貯槽製造メーカー)	バルブ貯槽液面計取付部からガスが漏えいした。原因は、バルブ貯槽製造時の液面計フランジの締付不足により、液面計フランジ部ゴムパッキンに隙間が生じたためである。 (バルブ貯槽 500kg×1基)	製作不完全	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	(行政指導等) ・経済産業省から、当該事故と同様の微小漏洩が発生するおそれがあるバルブ貯槽230基に対し、全数点検を実施する旨を指示済み
2006/11/7	秋田県 能代市	漏えい	飲食店 鉄骨造平屋建	23:42	器具メーカー	11月8日00時17分頃、保安機関(緊急時対応)の担当者から販売事業者所長に対し、飲食店でのガス漏れ発生について通報があった。00時25分頃、販売事業者所長が現場に到着したところ、当該保安機関の保安業務員と警官2名(飲食店からの通報により出動)が待機中であった。状況説明を受け立会のもと設備確認を実施したところ、バルブ貯槽に接続されているベーパーライザー本体から比較的大きなシュー音が聞こえ、ガス検知器でもその付近で反応が強いため、漏えい発生箇所として特定した。 根本的な修理は不可能な箇所のため、応急措置としてベーパーライザーへのガス供給をバルブを閉じるにより停止し、供給管内の液及びガスはドレン抜きにより少量ずつ大気放出して、大気圧まで下げた。(事故当日は、強風が吹いていたため滞留の可能性が低いと判断した)これにより局部からの漏えいは停止した。02時30分頃ガス検知器で漏えい発生箇所及び設備の他の部分からガス漏えいが無いことを確認して作業を終了した。 ガス供給は、気相側からの供給で対応できることを消費者に説明し、根本的な修理時期については改めて連絡することを得た。 事故原因は、ベーパーライザーの液流出防止弁(弁ガイドネジ部)からの漏えい。	製作不完全	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域内、探知できない位置・ガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンS/Bあり	(行政指導等) ・経済産業省から、当該事故と同様の漏洩が発生するおそれがあるベーパーライザーに対し、Oリング交換を指示。
2006/12/20	茨城県 日立市	漏えい	その店舗 鉄骨造3階建	9:50	器具メーカー	バルブローリーからバルブ貯槽へ充てんしていたところ、液送ポンプのガス漏れ検知管よりガスが噴出したため、緊急遮断弁の閉止とポンプ停止の措置を行った。停止後もポンプ内及び配管に滞留していたガスが外部に漏えいした。 原因は、液送ポンプの設計ミスであり、駆動マグネットとリアケーシングの接合によってリアケーシングが破損したためである。 (バルブ貯槽 980kg×1基)	液送ポンプの設計ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・漏えい事故についても、その規模に開わず、直ちに行政庁へ届けるよう指示 ・液送ポンプの交換が終了するまで、同仕様の液送ポンプが取り付けられているバルブローリーを使用する際には、十分な注意を払うよう指示

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/12/29	沖縄県 中頭郡	漏えい 軽傷者 1 (女性)	飲食店 鉄筋コンクリート造2 階建	10:05	販売事業者	バルク貯槽の安全弁の取り外し作業中にガス漏れ(約250～300kg)が発生した。噴出後、メーガに問い合わせをし、元弁の構造が手動で閉止する方式である旨及び閉止方法を確認し、10時22分に作業員が閉止した。当該事故により、女性1名が気分が悪いとこのことで救急車にて病院へ搬送された。 事故の原因は、安全弁の元弁（ボール弁方式）を閉止せずに安全弁交換作業を実施したことによる。作業者は、当該安全弁の元弁が、1トン未満のバルク貯槽に用いられている連続弁(安全弁を取り外すと自動的に元弁が閉止するもの)と取扱が異なり手動で閉止する必要を熟知していなかった。 (バルク貯槽 2,900kg × 2基)	安全弁の交換ミス	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・経済産業省から、再発防止のため「バルク貯槽安全弁の点検及び交換時における確実な元弁閉止について(注意喚起)」を関係団体に発出した。

5. LPガス事故の概要(全事故)

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/2	秋田県 大館市	漏えい	一般住宅 木造平屋建	18:12	雪害	屋根からの落雪より50kg容器が傾き、自動切替調整器を押し上げたため、ユニオン部にすぎ間が生じてガスが漏えいした。消費先の台所に設置していたガス漏れ警報器が鳴動したため、消費者が漏えいに気がつき、大家を通じて販売事業者へ連絡した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/2	秋田県 大館市	漏えい	一般住宅 木造2階建	12:30	雪害	屋根からの落雪が調整器に当たったため、調整器が損傷し、ガスが漏えいした。消費者が即座に容器バルブを閉止して販売事業者へ連絡した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	
2006/1/2	秋田県 湯沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	16:35	雪害	屋根からの落雪(氷塊)が調整器に当たったため、調整器が壊れ、ガスが漏えいした。当事者宅の向かいに住む共同住宅の大家が事故を目撃していたため、警察、消防及び販売事業者へ連絡した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/2	岩手県 紫波郡	漏えい	共同住宅 木造2階建	12:00	雪害	屋根からの落雪の大きな音に気がつき、急いで駐車場の状況を確認しに行ったところ、ガスメーターの継手部が折れて損傷していた。ガス臭がしたため、急いでガスメーターの入口側のメーターガス栓を閉止した。	供給管継手部の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、消費者へ緊急時連絡の保安機関についての周知を行うこと。
2006/1/2	北海道 函館市	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:20	雪害	屋根に積もった雪(氷)が当日の気温の上昇とともに壁側に巻き込むようにして落下し、軒下に設置していたガスメーターの出入口部と供給管の継手部を破壊させ、ガスが漏えいした。隣人がガス臭に気がつき、消防へ通報し駆けつけた消防隊員が容器バルブを閉止した。	ガスメーター供給管継手の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、供給設備の移動又は容器収納庫の設置により雪害を確実に防止できる措置を講じることが口頭で指示するとともに他の消費者の供給設備に対しても適宜、雪害対策を講じるよう口頭で指示した。 ・北海道エルピーガス協会に対し、雪害に対する注意喚起を販売事業者へ行うよう口頭で指示した。
2006/1/2	北海道 静内郡	漏えい	寮・寄宿舎 木造平屋建	19:30	雪害	屋根からの氷塊が落下し、簡易容器庫の天板を破壊させたため、容器庫内に設置していた自動切替調整器の上部が損傷した。隣に住んでいる管理人が落雪の音で気がつき消防に通報し、駆けつけた消防隊員が容器バルブを閉止した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、雪害予防についての対策を口頭で指導した。
2006/1/5	秋田県 能代市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:10	雪害	屋根からの落雪が調整器の上に積もり、その荷重により調整器が損傷してガスが漏えいした。消費者からガス臭がすると通報が販売事業者にあったため、現場に出動して調整器の破損を確認した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/5	新潟県 十日町市	漏えい	店舗 鉄骨造2階建	19:00	雪害	消防にガス臭がすると通報があり、当該店舗にも調査に訪れた。ちようど、販売事業者の従業員が屋頂から気化器の点検のためバルク貯槽の弁類を閉めて作業を行い、少し前に閉けたところであった。消防署員の要請によりガスメーターを確認したところ、過大な流量を示していたため、ガス漏れと判断してバルブを閉止した。翌日、屋上の配管付近の積雪を除雪して調査したところ、積雪の荷重により配管接続部が折損しているのを発見した。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (バルク貯槽プロテクター内。) ・ヒューズガス栓なし ・ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置なし	(行政指導) ・販売事業者に対し、豪雪地域にある供給設備の雪害対策を再確認するとともに、消費者に対しては、雪害対策が十分でない消費設備に適切な雪害対策を行うよう要請して、事故防止に期することを文書(「液化石油ガスの事故防止について(通知)」)で通知した。
2006/1/5	山形県 尾花沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	16:05	雪害	(バルク貯槽 980kg×1基) 近隣の診療所からガス臭がすると通報があり、まず、消防と警察が現場に駆けつけると容器が設置している軒下が、積雪と落雪で覆われて埋もれて、付近にガス臭が漂っていた。続いて到着した販売事業者と3者で雪かき作業を行い、容器を掘り出し、容器、容器バルブと調整器の接続部が折れており、50kg容器は空に近い状態であった。大量の雪に氷塊や氷柱が混じり重くなっていたため、かなりの荷重が調整器部分にかかり折損したものと考えられた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/6	島根県 飯石郡	漏えい・火災	一般住宅 木造平屋建	18:08	雪害	屋根からの落雪により設置されていた3本の容器のうち、1本が容器バルブと調整器の接続部(調整器側)で損傷してガスが漏えいした。その後、消費者が漏えいに気づかず、風呂用ボイラー(容器から173cmの位置に設置)に点火したため、漏えいしていたガスに引火、火災となった。 なお、周辺は昨年末からの大雪により2m弱の積雪があり、事故発生箇所も地面と屋根の雪が繋がっている状態であった。	調整器の損傷 法違反の有無 調整器の損傷 ＜法違反＞ ・規則第18条第1号イ違反(火気との距離) ・規則第24条第5号違反(業務主任者の職務違反)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) 販売事業者に対し次の事項に係る 保安教育の徹底と全消費先の供給設備について点検を実施する文書 で指示するとともに実施状況の報告を求めた。 ・供給設備について落雪等の影響のない場所への移動又は措置を講ずること。 ・容器について、周辺の落雪等により漏えいしたLPガスが滞留しない場所へ移動又は措置を講ずること。 ・供給設備について、積雪等の荷重に耐えられるような設置方法とすること。 ・法令に基づく火気距離を取ること。 ・雪下ろしの際には、供給設備周辺に排雪しないように一般消費者へ周知すること。 ・業務主任者において、法令に基づき監督職務を遂行すること。
2006/1/7	秋田県 秋田市	漏えい	一般住宅 木造平屋建	9:00	雪害	屋根からの落雪で容器周辺に雪が堆積したため、消費者が除雪を行っていたが、ガス臭を感じたため販売事業者へ連絡した。販売事業者が現場で確認したところ、容器及び調整器が雪に埋まって発見できなかったため、掘り出し調査を開始した。調整器が破損していたため、容器発見とともにガス臭が強くなり、容器バルブを閉止してガスを止めた。 容器周辺に雪が堆積し、その重みで調整器が破損したためガスが漏えいしたものと推定された。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/7	山形県 西置賜郡	漏えい・爆発・火災	一般住宅 木造2階建	20:30	雪害	屋外設置の石油給湯器付近の爆発音に消費者が気づき、確認したところ少し離れたLPガス供給設備(50kg容器(1本)と20kg容器(1本))から煙が上がっていた。事故の原因は、事故前日の屋根の雪下ろしにより、水塊(または氷柱)が転がり落ちて50kg容器の調整器に当たり、破損部分からガスの微量漏洩が生じたと考えられる。これが、時間をかけて滞留し、石油給湯器から引火し小爆発を起こしたものと考えられる。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/8	滋賀県 東浅井郡	漏えい・爆発	一般住宅 木造2階建	7:40	販売事業者	炊事場で5kg容器(質量販売)を使用していたところ、ガス臭がすることに気がつき、ドアを開けて換気をしたところ、突然、漏えいしていたガスに引火した。ゴム管に数カ所亀裂が入っており、そこからガスが漏えいしていた。 供給開始時の点検調査が実施されていおらず、消費者に対する周知も不十分であった。	ゴム管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) その他なし	
2006/1/9	鳥取県 鳥取市	漏えい・爆発・火災 軽傷者 1 (女性)	一般住宅 木造平屋建	11:00	雪害	消費者がこんろと湯沸器を使用しようとしたが火が着かなかつたので、カセットコンロを持ち出して土間で点火したところ、土間に滞留していたLPガスに引火・爆発した。大雪による積雪の荷重により配管が損傷し、ガスが漏えいし、土間に流入していた。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/10	秋田県 秋田市	漏えい	事務所 木造2階建	10:15	雪害	消費者から燃焼器具が点火できないと連絡があり、販売事業者が出動したところ、屋根からの落雪により調整器が破損しており容器バルブとの接続部からガスが漏えいしているのを確認した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
2006/1/11	新潟県 中魚沼郡	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:30	雪害	積雪で塞がっていた建物の出入口をあけようとして小型ショベルカーで除雪していたが、誤って出入口付近に設置されていた容器にショベル先端にあたり、容器胴板が破損してガスが漏えいした。 ガスが積雪に遮られて拡散されなかったため、除雪を行うとともに消防機関が送風機を用いて床下に滞留したガスを拡散させた。	容器の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/11	広島県 呉市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性63)	旅館 鉄筋コンクリート造2階 建	15:30	一般消費者等 販売事業者	消費者の依頼により販売事業者が、業務用炊飯器の設置及び配管工事を行った。配管工事終了後、試運転は後日の予定であったため、配管内のエア抜きが十分されていない状態で消費者へ作業終了を告げた。 その後、消費者が着火テストを繰り返し行ったが、配管内のエア抜きが十分されていない状態であったため、着火しなかった。連絡を受けた販売事業者と消費者が炊飯器を覗き込んで点検中に、消費者が再度着火テストを実施したため、着火し跳き込んでいた2人のうち消費者が軽傷を負った。	点火ミス(エア抜き不完了による)	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/1/12	鹿児島県 薩摩郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造	8:34	不明	共同住宅の住人からバルク貯槽付近でガス臭がすると販売事業者へ連絡があったため、現場でバルク貯槽のプロテクターの扉を開けて中を確認したところ、液取出弁が若干「開」の状態であり、水結してインレットプラグ部(プラスチック製)より漏えいしていた。 なお、液取出弁が「開」となった原因は不明である。	液取出弁の不完全閉止	バルク貯槽からの漏えい	
2006/1/12	神奈川県 藤沢市	漏えい	その他 (教育施設) 鉄筋コンクリート造3階 建	11:50	一般消費者等 販売事業者	(バルク貯槽 990kg×1基) 消費者から「ガス臭い」という通報があり、販売事業者が現場に駆けつけ、ガス器具の全ての器具栓を閉止した。ガス器具の器具栓を全て閉止したにもかかわらずガスメーターが動いていたため、配管からの漏えいを想定し、容器バルブを閉止した。ガス検知器により地下配管ピットの調査を行ったところ、男子更衣室地下ピット蓋の隙間においてガス検知器の反応を確認した。そのため、防爆型排風機により屋外へ排出した。並行して系統ごとくに配管の気密試験を行い、漏えいしている配管系統を特定した。 翌日、漏えい箇所が埋設管が建物内に入る基礎貫通部付近からの漏えいとわかったため、基礎貫通部付近の土壌に穴を掘り、排風機により排気した。 基礎貫通部付近は、ソケットとニップルを用いてピット内配管と埋設管が接続されており、漏えいはピット内配管とソケットとの接続部分から発生していた。当該接続部の配管ねじ切り部分に円弧状の亀裂が生じており、地盤沈下による応力かねじ切り部分にかかったことにより折損したものと推定された。またマクロセル腐食による減肉も見られ、折損の間接的原因になっているものと思われる。	配管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、ピット内のガス排出、ガスの滞留範囲の確定、ガス滞留している地点からのガス排出作業及びガス濃度の変化を監視するよう指示した。 ・当該施設の管理者に対し、二次災害防止措置と消費設備の改善を行うよう文書で指示した。 ・神奈川県ビル・ガス協会に対し、地下埋設管に係る漏えい防止について会員指導を文書で通知した。
2006/1/14	秋田県 秋田市	漏えい	共同住宅 木造2階建	10:10	雪害	屋根からの落雪によりガスメーターの設置場所の屋根(自転車置場の屋根)が破損したため、ガスメーターの入口側の供給管が損傷し、ガスが漏えいした。共同住宅の住居のガス漏れ警報器が作動したため、販売事業者へ連絡した。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (ガス滞留箇所が検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/14	秋田県 秋田市	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:57	雪害	屋根からの落雪が容器(50kg×6本)を直撃し、そのうち2本の容器の容器バルブが破損してガスが漏えいした。付近の住人通報により消防署員が現場に駆けつけた。	容器バルブの損傷	・ガス漏れ警報器あり (ガス滞留箇所が検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/14	秋田県 能代市	漏えい	一般住宅 木造	9:30	雪害	屋根からの落雪(雪塊)が調整器を直撃したため容器バルブと接続部が折れ、ガスが漏えいした。隣人が落雪の音に気がつき様子を確認したところ漏えいを発見したため消防へ通報し、消防から連絡を受けた販売事業者が現場で対応した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/14	山形県 米沢市	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:00	雪害	二階屋根からの落雪により、ガス容器を設置している仮設屋根(鉄パイプとプラスチック屋根を組んだもの)を直撃した。その衝撃により、仮設屋根がつぶれ、容器にあたり容器と調整器の接続が折れガスが漏えいした。また、容器の転倒防止用チェーン及び供給設備・消費設備配管も壊れ、50kg容器2本が地面に倒れた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/14	長野県 長野市	漏えい	その他 (介護老人福祉施設) 鉄筋コンクリート造3階 建	18:00	雪害	屋根からの落雪(氷塊)が容器(50kg×18本)のヘッダーに当たり、ヘッダーの配管部が損傷し、ガスが漏えいた。	ヘッダーの損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導) ・関係団体に対し、液化石油ガス事業者等に係る寒波・雪害対策の徹底について文書にて通知した。 (1月11日、2月2日) ・大雪によるLPGガスの雪害注意喚起を県HPに掲載した。
2006/1/14	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造4階 建	21:19	雪害	共同住宅の住人がガス臭を感じ、消防へ通報した。消防、警察、保安機関が出動し、現場を確認したところ、当該共同住宅の敷地内に設置されている容器庫の仮設屋根(コンクリート型枠用合板)が積雪の荷重により押しつぶされたため、調整器継手部に亀裂が入り、そこからガスが漏えいた。容器庫は三方をコンクリートブロックで囲い、上方を雪害防止の目的でコンクリート型枠用合板を使用して保護していたが設置方法が不完全であった。	ヘッダーの損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導) ・販売事業者に雪害措置を確実に行うよう指示した。 ・北海道エネルギーガス協会石油支部に対し、「LPGガス販売事業者に係る雪害対策の徹底」について協力的に推進するよう文書で指導した。
2006/1/15	秋田県 秋田市	漏えい	一般住宅 木造	11:40	雪害	隣家の屋根から落雪があり、雪塊がガスメーターに直撃した。衝撃によりメーター・ユニオン部が折損してガスが漏えいた。	ガスメーター・ユニオン部(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/1/15	秋田県 湯沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:30	雪害	隣家の屋根から雪塊が落下し、調整器に接続されている低圧ホースを切断したためガスが漏えいた。付近の住人が消防へ通報し、消防から連絡を受けた販売事業者が現場で対応した。	供給管(低圧ホース)の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/15	秋田県 横手市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:45	雪害	隣家で屋根の雪下ろしを行っていたとき、隣家の軒先から雪塊が落下し、当該消費者宅の調整器に直撃したため損傷しガスが漏えいた。消費者が落下音に気がつき様子を見に行き、ガス漏えいを発見した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/1/15	岐阜県 高山市	漏えい	その他店舗 平屋建		雪害	氷柱(5～6m)が前日の降雨により落下し、供給管とガスメーターの継手部が割れ、ガスが漏えいた。	供給管の損傷	不明	
2006/1/15	岐阜県 高山市	漏えい	その他店舗 平屋建	23:00	雪害	消費者からの「ガス臭がする」と連絡があり、販売事業者が調査したところ、屋根からの落雪(氷)により、空調機へ接続されている配管の継手部が損傷しているのを発見した。	配管の損傷	不明	
2006/1/15	北海道 河東郡	漏えい・爆発 軽傷者 1 (男性44)	旅館(ホテル) 鉄筋コンクリート造7階 建	19:00	一般消費者等	厨房で業務用オーブンレンジの上部コンロを使用していた従業員が使用を終えて器具栓及び末端ガス栓を閉止した。そのとき、下部のオーブンの器具栓が開いていることに気がつき、他の従業員が使用していると思い、末端ガス栓を再度開け、庫内温度・ガスが出ているのを確認のままだまオーブンの扉を開き、点火棒で点火しようとしたところ、庫内に漏えいしていたガスに引火・爆発した。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、消費者へ改めて、注意喚起するよう口頭で指導した。 ・販売事業者と卸売業者へに対し、ホテルの従業員に対してLPGガスの取扱についての研修会を開催するように要請した。
2006/1/16	秋田県 大館市	漏えい	共同住宅 木造2階建	14:30	雪害	屋根の雪が暖気によりとけて、軒下に氷柱となっていた。容器配送員が共同住宅所有者に注意を促し、措置をする予定であったが注意喚起した3日後に氷柱が落下し、ヘッダーを損傷した。	ヘッダーの損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
2006/1/16	岩手県 盛岡市	漏えい	その他店舗 (酒屋) 鉄骨造2階建	19:45	雪害	2階の住人が大きな音に気づき、外に出るとヘッダーの調整器接続部が折れ曲がり破損し、ガスが漏えいしているのを発見した。テナントのオーナーが警察及び消防へ通報し、消防署員が現場で容器バルブを閉止し漏えいを止めた。 屋根からの落雪(氷塊)が地面にあたり、その破片が跳ね返ってヘッダーの調整器接続部に当たったものと推定された。	ヘッダーの損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) ・岩手県高圧ガス保安協会に対し、「液化石油ガス事業者等に係る寒波・雪害対策の徹底について(平成17・12・28原院第4号)」を通知し、各員に周知するよう依頼した。
2006/1/17	石川県 加賀市	漏えい・爆発・火災 重傷者 3 (女性41、 男性12、8) <B級>	一般住宅 木造2階建	6:31	一般消費者等	2時頃、家族3人が帰宅し、ガスストーブを使用して暖を取り、ストーブを消して就寝した。朝、起床して部屋の中からガス臭いのがつぎ、調べたところガスストーブと末端ガス栓を接続しているゴム管の末端ガス栓側で外れているのを見つけたため、直ちに窓を開けて換気を行って、ゴム管を接続し直した。 その後、換気されたと思って、ガスストーブに点火したところ爆発した。	ゴム管の接続不良(外れ)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、注意喚起を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/17	福岡県 京都郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階 建	8:50	器具メーカー	8時40分頃からバルクローリーからバルク貯槽へ充てん作業を開始した。8時50分頃に(75%充てん)ガス警報器が鳴動し、緊急遮断弁が閉止した。充てん作業者が車輦に戻ると液送ポンプ付近よりガス漏れが発生していた。充てん作業者は即時に充てん設備のバルブを全て閉止し、事業所へ連絡し応援を要請した。5分経過後、ガス漏れが停止した。調査の結果、液送ポンプの駆動マグネットを増速機に固定する大角穴付止めネジ(M8×10)の締め付けが不十分であった。摩耗による寸法の変化により、駆動マグネットが過大な振れを発生し、駆動マグネットとリアケーシングが接触して、リアケーシングのプレート部と胴部分の溶接部にクラックが生じて、漏えいしたものと推定された。	バルクローリーの液送ポンプの駆動マグネットを増速機に固定する大角穴付止めネジ	(参考) ・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導) 充てん設備メーカーへ事故の調査・検証及び他のバルクローリーのポンプの点検結果及び点検後の追跡調査等を行い、結果を報告するよう指導した。
2006/1/18	北海道 札幌市	漏えい	飲食店 木造2階建	8:06	雪害	(27t バルクローリー) 大きな音がしたため、隣家の居住者が外に出て確認したところ、ガス臭がしたため消防に通報した。消防、警察、保安機関が出動し、調査したところ、配管(外壁に固定され3m、横引き6～7m)に屋根からの氷塊が落下したため継手部を損傷し、ガスが漏えいしていた。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、落雪の影響のない場所への移設について指示した。 ・販売事業者に対し、他の消費者を含め雪害防止について周知徹底するよう指示した。 ・北海道エルピーガス販売事業者に部に対し、「LPガス販売事業者に係る雪害対策の徹底」について協力を推進するよう文書で指導した。
2006/1/18	広島県 福山市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性46)	学校 木造平屋建	8:45	一般消費者等	従業員が湯を沸かすため、5連コンロの1つに大鍋をセットして点火操作を行った。数分間その場を離れ戻ってきたところ湯が沸いておらず、確認したところ着火していないかった。そのため、戸を開けて換気を行った後、安全になったと判断し、再度点火したところ換気が不十分であったため爆発した。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり (後知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/1/22	神奈川県 川崎市	漏えい	共同住宅 木造2階建	9:00	凍結	住民から消防へガス臭がするとの通報があり、消防から連絡を受けた販売事業者が現場に急行したところ、消防署員により容器バルブが閉められており、容器バルブを開くと調整器2次側から漏えいが認められたので調整器を交換した。販売事業者のマイカーの原因調査による調整器そのものには異常が無く、積雪、強風、低温等の気象条件により凍結したものと推定された。	調整器の凍結	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/23	青森県 青森市	漏えい	旅館	8:08	雪害	旅館から消費者からガスが出ない旨、販売事業者へ連絡があり、バルク貯槽周辺でガス臭がするということがあったため、弁を閉止することを伝え、現場に急行した。現場で確認したところ、バルク貯槽のドレン管が折れてガスが漏えいしているのを発見した。 ドレン抜きは作業用の空間を確保するため旅館の従業員がバルク貯槽周辺の除雪作業を行った際、除雪車がドレン抜き管に接触したために起こったものであった。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/1/23	秋田県 能代市	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:05	雪害	(バルク貯槽 980kg x 1基) 屋根からの落雪が調整器に当たり、調整器が破損してガスが漏えいした。消費者が容器バルブを閉じて販売事業者に通報した。販売事業者が現場へ出動し、調整器の破損を確認した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/24	秋田県 秋田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:40	雪害	屋根からの落雪により調整器が破損してガスが漏えいした。消費者が衝撃音に気が付き、容器バルブを閉止して販売事業者に通報した。販売事業者が現場へ出動し、調整器の破損を確認した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
2006/1/24	秋田県 横手市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:00	雪害	消費者から販売事業者へガス臭がするとの通報があったため、販売事業者が現場へ出動して点検した結果、屋根からの落雪により容器が埋まっており、除雪したところ、調整器と容器バルブの接続部からの漏えいを確認した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無 供給管(埋設管)の腐食	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/26	東京都 日野市	漏えい 被害状況	一般住宅 (集団供給)	18:20	販売事業者	ガス臭がするとの通報があったため、担当者が緊急出動し、ガス漏れ検知器で調査したところ、ガス漏れを確認した。漏えい箇所の特定ができなかったため埋設管によるガス供給を停止し、応急措置として供給先に個別先に容器を設置して供給することとし、容器設置後、漏えい検査を実施して漏れないことを確認して供給を再開した。	供給管(埋設管)の腐食	なし 集団供給の供給設備	
2006/1/27	秋田県 仙北市	漏えい	一般住宅 木造2階建	23:05	雪害	消費者がガス臭に気が付き、消防へ通報した。販売事業者が現場で確認したところ、屋根方の落雪により容器、及び供給設備が埋まっており、積雪の荷重により調整器が損傷していた。なお、当該消費者宅は3、4年前からガス止めをしている消費者先であった。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2007/1/27	山形県 寒河江市	漏えい	一般住宅 木造2階建	4:30	雪害	隣家の2階屋根で大規模な落雪が生じたことにより、砕け散った水塊が容器(20kg容器×2本)付近にも飛散し、調整器付近(調整器、メーター付近の配管)を破壊、ガスが漏えいた。通報を受け駆けつけた消防職員によって、容器バルブが閉止され、現場に到着した販売事業者により、ガス検知作業等の安全確認後に破壊箇所交換のうえ、供給が再開された。なお、供給設備では、破壊が目視で確認できた部分以外にも水塊衝突の影響を受けたおそれがある部分(高圧ホース等)についても交換作業を行った。	調整器の損傷 メーター付近の配管折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/1/27	神奈川県 川崎市	漏えい爆発 重傷者 1 (男性51) 軽傷者 2 (男性26、 女性27)	飲食店 鉄筋コンクリート造3階 建	15:40	一般消費者等	8kg容器の残量が少なくなり、ガス発生量を確保するため、湯を張った大きな鍋にお湯を入れて温めていたところ、容器からガスが漏れた音が生じたので、鍋から取り出して床に置いた直後に爆発した。	容器の過熱	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/28	長野県 飯山市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性27)	一般住宅 木造2階建	19:10	雪害	(算量販売、8kg容器×2本) 居間の縁側でたつの火から引火・爆発し、居間の窓から供給設備付近でも火柱が見えたため、住人が雪をかけ消火後、積雪で埋もれていた容器を掘り出し、容器バルブを閉止した。豪雪にため、積雪と屋根からの落雪で居間の外側に設置していた供給設備は完全に埋没しており、雪の荷重によりガスメーター入口側の継手部に亀裂が入り、ガスが漏えいしていた。	ヘッダーの損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) ・関係団体に対し、液化石油ガス事業者等に係る寒波・雪害対策の徹底について文書にて通知した。 (1月11日、2月2日) ・大雪によるLPガスの雪害注意喚起を県HPに掲載した。
2006/1/28	新潟県 十日町市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階 建	16:30	雪害	コンロが点火しないうちで消費者から連絡があったため、設備の気密試験を行ったところ、漏えいしていることが確認された。詳細な漏えい箇所は不明だが、積雪による荷重により設備が損傷してガスが漏れしているものと推定された。 雪解後、再度気密試験を行ったが漏えいしなかつたため、雪に押されたことを再現する為バルブで押しながら試験したところ、メーター接続エルボからの微少漏洩があったが、事故発生時の気密試験の状況から、当時の場所からも漏えいしていたが、積雪荷重が解消されて漏れしないものと思われる。 なお、次の降雪前に根本的な対策を行う予定である。	漏えい箇所不明	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/29	秋田県 秋田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:30	雪害	屋根からの落雪により調整器が破損し、ガスが漏えいた。消費者が衝撃音に気がつき、容器バルブを閉じてから販売事業者へ通報した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/1/29	秋田県 湯上市	漏えい	事務所 木造平屋建	14:30	雪害	屋根からの落雪が直撃し、調整器が破損してガスが漏えいた。事務所内のガス漏れ警報器がなったため、ガス漏れに気がつき販売事業者へ通報した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/1/29	秋田県 山本郡	漏えい	一般住宅 木造平屋建	13:38	雪害	屋根から落雪があり雪塊が調整器を直撃し、容器バルブとの接続部が折損し、ガスが漏えいた。消費者が消防へ通報し、消防から販売事業者へ通報された。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/1/29	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	13:44	雪害	共同住宅に隣接する入居者が屋外で大きな音をしたため、確認したところ、ガス臭がいたので消防へ通報した。消防、警察、保安機関が出動し、現場を調査したところ、当該共同住宅と隣接する共同住宅の雪庇(氷塊)同士が接触した状態で落下し、容器バルブ、高圧ホース、ヘッダーを破損したものの。	容器バルブの損傷 (高圧ホース、ヘッダーの損傷)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導) ・販売事業者に対し、落雪の影響のない場所への移動について指示した。また、転倒防止措置についても指示した。 ・販売事業者に対し、他の消費者を含め雪害防止について周知徹底するよう指示した。 ・北海道エルピーガス販売事業者に部に対し、「LPガス販売事業者に係る雪害対策の徹底」について協力を推進するよう文書で指導した。
2006/1/30	秋田県 山本郡	漏えい	事務所 木造2階建	15:20	雪害	屋根からの落雪により調整器が破損し、ガスが漏えいした。ガスが室内に流入し、ガス漏れ警報器がなったため、事務所の従業員が販売事業者へ通報した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンIIあり	
2006/1/30	山梨県 北杜市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性39)	その他 (スポーツ施設) 鉄筋コンクリート造 2階建	17:10	一般消費者等	厨房で従業員がオーブンの4ヶ所に種火を点火する際に一度に4つある器具栓を開けて点火操作を行った。そのときに4つ目のオーブンの種火の点火しようとして扉を開けたところ、この間に漏えいしていたガスに引火、爆発した。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり (電源切り) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/1/31	青森県 青森市	漏えい	一般住宅 木造2階建	12:08	雪害	消費者からガス臭がすると販売事業者へ連絡が入ったため、販売事業者が消費宅へ出動した。容器の周りの雪を除雪して容器バルブを閉止し、確認したところ調整器が破損してガスが漏えいしていた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/1	山梨県 大月市	漏えい爆発 重傷者 1 (男性55)	飲食店 木造2階建	7:30	一般消費者等	こまろに点火したが何らかの原因で立消えしてガスが漏えいし、その後、瞬間湯沸器に点火した際に漏えいしていたガスに引火爆発した。	こまろの立消え	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/2/2	秋田県 横手市	漏えい	一般住宅 木造2階建	1:33	雪害	S型保安メーターの使用時間オーバー遮断警報が監視センターへ入ったため、消費者宅へ電話連絡をしたところ消費者がガス臭がすると話したため、現場に出動した。その後、連絡を受けた販売事業者も出動して、現場で点検したところ屋根からの落雪により配管に荷重がかかり破損してガスが漏えいしていることを確認した。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/4	新潟県 十日町市	漏えい	共同住宅 プレハブ造	8:40	雪害	共同住宅の住人からガス臭がすると連絡があり、調査したところ談話室のガスメーターが積雪の荷重により斜め下方に引っ張られたため、ユニオン部が損傷してガスが漏えいしていた。地震による応急仮設住宅の、普段使用していない区画であったため、除雪が適切に行われていなかった。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (電源切り) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	・県は報道発表を行うとともに、豪雪対策本部は仮設住宅を管理している市町村に対し除雪状況の点検等管理の徹底を依頼した。 ・協会は、県及び(社)プレハブ建築協会からの要請を受け、仮設住宅の点検を行って報告するよう依頼した。
2006/2/4	秋田県 秋田市	漏えい	事務所 木造	9:20	雪害	消費者からガスが使用できないと連絡が販売事業者にあつたため、現場に行き確認したところ、屋根からの落雪により調整器が折損していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/4	秋田県 大館市	漏えい	一般住宅 木造2階建	7:51	雪害	屋根からの落雪が調整器に当たり、亀裂が生じ、ガス漏れが発生した。消費者がガス臭を感じて販売事業者へ連絡した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/3	秋田県 秋田市	漏えい	事務所 鉄筋コンクリート造 平屋建	4:30	雪害	新聞配達員がガス臭を感じ、警察署へ連絡し、警察から消防署、販売事業者へ連絡をした。消防署員が現場に到着した際に容器バルブを閉止してガス漏れを閉止した。販売事業者と販売事業者から連絡を受けた保安機関がともに現場に出動して点検を行ったところ、屋根からの落雪がガスメーターに当たりメーター出口側ユニオン部が緩みガスが漏えいしていた。	配管(ガスメーター出口側ユニオン部)の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/2/5	青森県 五所川原市	漏えい	一般住宅 木造2階建	6:00	雪害	消費者宅でガス漏れ警報器が鳴動し、台所でガス臭がしたため販売業者に連絡した。販売事業者が容器バルブの閉止と火気の使用禁止を指示して、現場に急行した。現場で確認したところ、積雪の荷重により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンⅡあり	
2006/2/5	秋田県 横手市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:09	雪害	消費者からガス臭がするとの不安機関に連絡があったため緊急時対応を行う保安機関とさらに連絡を受けた販売事業者が現場に出動し、点検を行ったところ屋根からの落雪により配管に荷重がかかり継手部が破損し、ガスが漏えいしていることが判明した。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/6	秋田県 能代市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:35	雪害	隣家の屋根を業者が雪下ろし中に屋根に残っていた氷塊が落下し、当該消費者宅の調整器に当たり、調整器と容器バルブのネジ部が折れ、ガスが漏えいした。衝撃音で気がついた業者が容器バルブを閉じ、漏えいを止め、当該消費者へ連絡し消費者から販売事業者へ連絡した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/6	長崎県 長崎市	漏えい	飲食店 木造2階建て	3:00	販売事業者	通行人が、ガス臭がすると消防へ消防へ通報した。調査の結果、ガスメーター入ロユニオン部と配管の接続不良により、ガスメーター入ロユニオン部からガスが漏えいしていた。なお、当該メーターは、2005年9月に交換されており、その際適正な点検が実施されていなかったと推定される。	ガスメーター入ロユニオン部 と配管の接続不良	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/7	青森県 五所川原市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:10	雪害	消費者宅でガス臭がするとのため販売事業者に連絡した。販売事業者から消費者へ火気使用禁止を指示して現地へ出動した。確認したところ、容器周囲は大量の積雪があったため除雪を行い、設備点検したところ積雪の荷重により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンⅡあり	
2006/2/7	青森県 五所川原市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:00	雪害	消費者宅でこんろに火が着かないため、容器周囲を調査したところ、ガスが漏れる管がしたため販売事業者へ連絡し、容器バルブを閉止した。販売事業者が現場で調査したところ、積雪の荷重により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンⅡあり	
2006/2/7	青森県 青森市	漏えい	一般住宅 木造	20:13	雪害	消費者宅でガス漏れ警報器が鳴動したため販売事業者者に連絡した。販売事業者が容器バルブの閉止を指示して、現場に急行した。現場で確認したところ、積雪の荷重により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンⅡあり	
2006/2/7	秋田県 秋田市	漏えい	共同住宅 木造2階建	12:20	雪害	屋根からの落雪(氷塊)が容器収納庫及びガスメーターを直撃し、調整器、ヘッダー、ガスメーターが損傷して調整器接続部付近からガスが漏えいしていた。ガス臭を感じた共同住宅の住人が消防へ連絡し出動した消防署員が容器バルブを閉止した。	調整器の損傷 (ガスメーター、供給管の損傷)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/7	山形県 村山市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	5:40	雪害	石油給湯器のスイッチを入れたところ、漏えいしていたガスに引火して爆発が発生し、折損箇所から炎が吹き出していたため消費者が消防へ通報した。近隣の住民を含む4名で雪をかけるなど消火作業を行い、消防到着後、約11時間で鎮火し、容器バルブを閉止した。50kg容器2本が設置しており、破損箇所は調整器付近の配管の折損であった。	調整器の損傷 メーター付近の配管折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/8	秋田県 北秋田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:15	雪害	消費者からガスが使用できないと連絡が販売事業者にあつたため、現場に行き確認したところ、屋根からの落雪及び業者が容器周辺に雪下ろしをした跡が見られ、調整器が折損していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/8	山形県 米沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	12:20	雪害	販売事業者関連の事務員が、ガス臭を感じたため販売事業者者に通報した。約15分後に現場に到着した販売事業者は、直ちに中間ガス栓を閉止し、周辺への火気使用禁止を呼びかけたうえで、供給設備の点検を実施したところ、屋外設置のGHPへの配管継手部に折損・漏えい部分を発見した。これと同時に、消防へ連絡をとり、消防立ち会いのうえ安全措置を行い、ガス供給を復活させた。事故の原因は、GHPへのガス供給配管の上記に、降雪と屋根からの落雪によって約3mの積雪深さがあり、この雪の荷重により継手部分に亀裂が入り漏えいしたものである。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/2/8	山形県 北村山郡	漏えい	一般住宅 木造2階建	7:05	雪害	近隣住民がガス臭を感じたため、消防通報が行われ、消防、販売事業者、防災協力店(県協会)が現場へ駆けつけた。消費者に火気使用制限をお願いし、三者で雪に埋もれた容器(50kg容器×1)の掘出作業を実施したところ、調整器部分に折損が見られたため容器バルブを閉止し、ガス漏えいを止めた。その後、販売事業者側で残ガスの滞留等を検知器で確認し、復旧作業を行った。 降雪と屋根からの落雪によって、容器のうえに約1.5mの積雪があり、この雪の重みで調整器部分が折損し、漏えいした。 販売事業者が検討へ行った際、ガス臭を感じたため、供給設備を確認したところ落雪(氷塊)が調整器に直撃し、調整器が折損していた。	調整器の折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/9	秋田県 北秋田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:50	雪害	消費者宅で廊下、浴室等からガス臭がする。販売事業者へ連絡があったため容器バルブの閉止を指示して、現場に急行した。供給設備周辺の除雪を行い、点検したところ、積雪の荷重により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/10	青森県 北津軽郡	漏えい	一般住宅 木造	8:00	雪害	消費者宅で廊下、浴室等からガス臭がする。販売事業者へ連絡があったため容器バルブの閉止を指示して、現場に急行した。供給設備周辺の除雪を行い、点検したところ、積雪の荷重により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	
2006/2/10	滋賀県 近江八幡市	漏えい・火災	飲食店 鉄筋コンクリート造 3階建	17:00	販売事業者	事故発生2日前に販売事業者がにんにろに接続しているゴム管12箇所の取り替えを行った際に、その1箇所でホースエンドアダプターの設置を誤り、アダプターが外れないようにするためのピンを指定の位置にしていなかった。飲食店の従業員が開店準備のため、ホース接続の作業をしている時にアダプター部分が緩んでそこからガスが漏えいし、にんにろに点火したときに漏えいしていたガスに引火した。 (バルブ貯槽 980kg×1基)	ホースエンドアダプターの接続不良	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/11	青森県 北津軽郡	漏えい	一般住宅 木造	9:20	雪害	消費者が帰宅したところ、ガス臭が充満していたため、供給設備を確認しに行ったところ、調整器が損傷していたため販売事業者へ連絡した。販売事業者が現場に行き、確認したところ屋根からの落雪により調整器が損傷していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	
2006/2/11	長野県 長野市	漏えい	事務所 (解体作業中)	15:20	その他 (解体工事業者)	集団供給に団地内の事務所の解体作業中、作業機械により誤って埋設管を損傷させたため、ガスが漏えいした。 当該事務所は16年前からガスの使用を停止しており、ガスメーターを取り外してメーター出入口の配管にプラグを施工してあったが、解体工事業者が容器がないことからそのまま建物ごと機械で解体作業を行ったため、埋設管を損傷させてしまった。	供給管(埋設管)の損傷	なし (ガス供給停止中)	
2006/2/11	岩手県 盛岡市	漏えい	共同住宅 木造2階建	8:35	販売事業者	容器交換作業を行おうとしたが、容器のキャップが凍り付いて外せないため、他のキャップでキャップ部分を叩いた。その弾みで容器バルブが緩んだためガスが漏えいした。	容器交換ミス(容器の取扱ミス)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 配送センター(販売事業者)へ対し、基本作業での事故であり、保安教育や訓練等の徹底を高等で指示した。
2006/2/11	山形県 尾花沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	6:30	雪害	ガス漏れ警報器が作動したことから、警備会社へ通報、警備会社は現場が遠く時間を要すると判断し、緊急連絡先となっていた近隣住民に連絡し、対応を依頼。現場確認を実施したところ、ガス漏れを確認、消防へ連絡するとともに容器バルブを閉止し、消費者の火気使用の自粛を働きかけられた。消防と販売事業者が、ほぼ同時に現地に到着し、付近の雪を除去して漏えい箇所の再確認と、検知器を使用し異常の無いことを確認のうえ、設備補修を行い供給を再開した。 容器は、雪に覆われたこと及びその時期の寒暖の繰り返しにより、雪の重みが増して調整器が引っこ張られたものと推定される。	調整器の損傷、配管折損	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/11	山形県 山形市	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:00	雪害	近隣住民がガス臭を感じたため、消防通報を行った。消防職員が駆け付け、調整器部分の破損を確認し容器バルブを閉止し、ガス漏えいを止めた。販売事業者は、消防サイレンを聞き、火災情報電話で確認したところ出動先が供給先の顧客だったために、直ちに現場に駆け付けた。現場では、消防職員立会のもと、販売事業者が周辺の安全を検知器で確認し復旧作業を行った。 二階屋根から落雪があり、一階屋根のヒサシに当たり砕けた氷塊が容器方向にも弾けて直撃したため、調整器部分が破損し、漏えいした。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/2/12	兵庫県 南あわじ市	爆発	飲食店 鉄骨造2階建	10:50	一般消費者等	当該飲食店において、店主が魚焼器に点火し、次の作業を行っていたところ約10分後に爆発が発生し、魚焼器及び出入口の引き戸を破損した。 魚焼器の3個のバーナーのうち一部未着火があり、漏えいをしていましたものと考えられる。	魚焼器の点火ミス	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/13	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	13:33	雪害	共同住宅の隣人から、ガス臭がすると通報があり、消防、保安機関及び販売事業者へ通報した。各戸を漏えい検査したが異常がなかった。その後、供給管を漏えい検査したところ、漏えいが確認されたため除雪を行って供給管を確認したところ供給管継手部に亀裂を発見した。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政措置等) 販売事業者に対し、降雪の影響のない場所への移設等及び他の消費者を含め雪害防止について周知徹底するよう指示した。
2006/2/13	秋田県 能代市	漏えい	一般住宅 木造2階建	18:45	雪害	屋根からの降雪により、供給管継手部が損傷して漏えいが発生した。消費者宅にガスが流入し、ガス漏れ警報器が鳴動したため消費者が容器バルブを閉止して販売事業者に通報した。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンIIあり	
2006/2/13	青森県 北津軽郡	漏えい	一般住宅 木造	17:30	雪害	容器バルブからガスが吹き出しているという隣人から消防に通報があった。消防署員が現場に行き容器バルブを閉止した後、消費者が帰宅し、販売事業者へ連絡した。屋根からの降雪により調整器が根元から折損したため、ガスが漏えいしていた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/13	秋田県 北秋田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:00	雪害	容器周辺に降雪があったと販売事業者へ消費者が通報した。現場で点検したところ氷塊が調整器に当たり、調整器が折損していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/13	北海道 歌志内市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造 2階建	10:30	雪害	共同住宅の住人からガス漏れ警報器が鳴っているという通報があったため、事業者は容器バルブを閉止するよう指示し、現場に急行した。現場で確認したところ、降雪により配管継手部が損傷してガスが漏えいしていた。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (鳴動) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	(行政指導) 販売事業者に対し、雪害対策の再点検を指示するとともに協会を通じて市内、特に市営住宅全戸の雪害点検を各販売事業者に口頭で指示した。
2006/2/14	北海道 函館市	漏えい	共同住宅 木造2階建	23:30	雪害	共同住宅の大家からガス臭がすると消防に通報があった。消防より容器バルブを閉止するよう指示されたため大家が容器バルブを閉止した。消防が現場に行き確認したところ、降雪によりガスメーター入口側にあったメーターガス栓が損傷していた。	供給管(メーターガス栓)の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政措置等) ・販売事業者に対し、供給設備の移動または容器収納庫の設置により雪害を確実に防止できる措置を講じることが口答で指示した。また他の消費者の供給設備に対しても適宜、雪害対策を講じるよう口答で指示した。 ・地域のLPGガス協会に対し、雪害に対する注意喚起を販売事業者に行うよう指示した。
2006/2/14	岩手県 盛岡市	漏えい	共同住宅 木造2階建	1:35	雪害	雪の落ちた音がしたので共同住宅の住人が外に出てみると、隣のアパートの屋根からの降雪で調整器及びガスメーターが損傷しているのを発見しており、ガス漏れの臭いがしていたので保安機関へ連絡した。保安機関は容器バルブを閉止する旨の指示を行い、ガス漏えいを止めた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/2/14	山形県 西置賜郡	漏えい爆発	その他店舗 木造2階建	6:10	雪害	消費者が台所でガス臭及びガス漏れ警報器が鳴動していたため、隣人に助けを求めた。隣人が確認したところ、容器付近から黒煙があがっていたことから、販売事業者に連絡した。その際、販売事業者から、出来れば容器バルブを締めようという依頼したが、容器が雪の中に埋もれており締めることが出来なかった。20分後、販売事業者が、現場に到着すると既に、別途通報していた消防署職員が消火活動を行っていたため、容器周辺の火を消さない程度(容器内のガスを燃焼させるための)の消火活動を依頼した。 事故当時、容器は屋根の除雪や自然落下した大量の雪(高さ3m)の中に埋もれており、雪の重みで容器と調整器の接続部は破損し、ガスが漏えいした。また、付近の水道凍結防止ヒーターのコードが加熱していたために、漏えいしたガスに着火し火災が発生したと推定される。	調整器の折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/2/14	愛知県 尾張旭市	漏えい	その他 (店舗併用住宅)	16:15	その他 (他工事業者)	16:15頃、消費者宅の隣接地で公園造成工事を行っていた建設業者が、工事のため消費者宅との境界付近を掘削していたところ誤って埋設管(供給管)を切断した。事故当時、消費者宅に容器を配送していた配達員が容器ハルブを閉止し、販売事業者に連絡した。販売事業者担当者が16:40頃に現場に到着し、仮供給の措置を行った。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/2/15	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造 4階建	5:19	雪害	共同住宅の住人が屋外で大きな音がしたので、確認したところ、落雪がありガス臭がしたので、消防に通報した。消防、保安機関が出勤して現場で確認したところ、屋根からの落雪(氷塊)により高圧ホースの継手部分(容器側)が損傷してガスが漏えいしていた。	高圧ホースの損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政措置等) ・販売事業者に対し、落雪の影響のない場所への移設等及び他の消費者を含め雪害防止について周知徹底するよう指示した。 ・北海道LPガス協会石狩支部に対し、「LPガス販売事業者に係る雪害対策の徹底」について要請した。
2006/2/15	岩手県 水沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:55	雪害	落雪によるガスの漏えいに気がついた消費者が警察に通報し、警察から連絡を受けたガス事業者が現場に急行したところ、調整器が損傷しているのを確認した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/2/15	秋田県 北秋田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:40	雪害	消費者からガスが使用できないと連絡が販売事業者にあったため、現場に行き確認したところ、屋根からの落雪が調整器に当たり折損していた。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/2/15	山形県 寒河江市	漏えい	共同住宅 木造2階建	3:30	雪害	共同住宅の2階屋根から落雪があり、崩落箇所に近い住民がガス臭を感じたことから、消防通報が行われた。現場に、消防、警察が急行し、ほぼ同時に、LPガス協会の防災センター当番店が駆け付けた。当番店は、ガスメータ部分の破損を確認し、容器ハルブを閉止しガス漏えいを止めた。また、販売事業者は消防からの通報を受け、やや遅れて現場へ駆け付け、消防職員の立会のもと、周囲の安全をガス検知器で確認し、復旧作業を行った。	ガスメータの損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	
2006/2/15	山形県 山形市	漏えい	一般住宅 木造2階建	5:05	雪害	屋根から崩落した氷塊が軒下外壁部分に設置してあるガスメータ2個を直撃して破損、漏えいした。なお、軒下付近の積雪量は、落雪も加わって1.5m程に達していたため、ガスメータまで氷塊が容易に飛んできた。	調整器の損傷、供給管折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	
2006/2/16	山口県 岩国市	漏えい火災 軽傷者 1 (男性22)	一般住宅 木造2階建	10:40	その他 (水道工事業者)	当該一般住宅の水道管漏水対策の工事作業中、誤って供給管(埋設管)をグラインダーで切断したため、その火花から漏えいしたガスに引火し、切断部から火炎が噴出した。直ちに他の作業員が容器ハルブを閉止したため、火炎は鎮火した。埋設水道管の補修工事の際、掘削して出てきた管を作業者が水道管と間違い込み、水道管の上部に敷設していた供給管(埋設管)をグラインダーで切断した。	供給管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	(行政指導等) 水道工事業者へ再発防止について口頭で指導した。
2006/2/16	栃木県 日光市	漏えい火災	一般住宅 木造平屋建	20:00	不明	消費者が牛舎で作業中、大きな爆発音を聞き母屋裏手に駆けつけたところ、貯蔵設備(20kg容器2本)付近が燃えているのを発見した。近接の水槽からバケツにより消火作業を行うと同時に他の人が容器ハルブを閉止し鎮火した。翌日、消費者から連絡を受けた販売事業者が現場を確認したところ供給管・配管からの漏えいは確認されなかった。	高圧ホースの損傷(損傷原因不明)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 安全弁の凍結	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/2/17	新潟県 上越市	漏えい	鉄筋コンクリート造 8階建	11:00	販売事業者	近隣住人がガス臭に気がつき、都市ガス事業者へ通報した。都市ガス事業者が調査したところ、(旧型)バルク容器の供給設備から漏えいしていたため、消防及び液化石油ガス販売事業者へ連絡した。 販売事業者が調査をしたところ、(旧型)バルク容器から蒸発器間の配管に設置してある安全弁から漏洩しており、元弁の閉止で漏洩が止まった。原因は、放出口内に水が溜まり、これが凍結して安全弁の弁体を押し上げるように作用したためと分かった。 放出口に水が進入した原因は不明である。 (旧型)バルク容器 2,500kg x 1基)		・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・ガス漏れ警報器運動 自動ガス遮断装置あり	(行政指導等) 販売事業者に対し、同様な部分の点検の実施について口頭で指導した。
2006/2/21	長野県 長野市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	15:30	販売事業者	共同住宅の住人からガス臭がすると消防へ通報あり、連絡を受けた保安機関(販売事業者)が出勤し、ガス検知器で調査したところ調整器上部でガス漏えいの反応があった。 調整器の劣化により漏えいしていたものと考えられた。(平成8年1月設置)	調整器の劣化	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、他の期限切れ調整器の交換、点検時の記載漏れ防止の社員教育を口頭で指導した。
2006/2/23	北海道 小樽市	漏えい	一般住宅 木造2階建	4:00	雪害	住人から屋根からの落雪により容器が破損してガスが漏えいしていると消防に通報があったため、消防が現場に出勤して確認したところ屋根からの落雪によりガスメーター及び供給管が損傷してガスが漏えいしていた。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	(行政指導等) ・屋根からの落雪による事故が懸念されることから、容器交換時等に他の一般消費者宅に対して周知を徹底するよう指導した。 ・北海道LPガス協会石狩支部に対し、「LPガス販売事業者に係る雪害対策の徹底」について要請した。
2006/2/25	秋田県 横手市	漏えい	一般住宅 木造2階建	23:36	雪害	消費者がガス臭がすると消防へ通報し、消防署員が出勤して落雪による調整器の損傷を確認して容器バルブを閉めた。翌日、消費者が販売事業者へ連絡し、出勤した。	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンIIあり	
2006/2/26	岩手県 柴波郡	漏えい	その他店舗 木造2階建	19:00	雪害	消費者からガスが使えないと販売事業者へ連絡があった。現場で点検したところ、落雪により配管が損傷して、ガスが漏えいしていることを確認した。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/2/26	北海道 札幌市	漏えい爆発・火災	事務所 鉄筋コンクリート造 6階建	18:18	不明	事務所ビルの1階のロビー部分から出火したものの、ロビーには容器庫に収納された50kg容器8本があり、発火者の人が容器庫のシャッターが破損し、容器が飛び出している状況を見て、また、容器周辺からガスが漏れている音を聞きガス臭を感じて消防へ通報した。 警察、消防の合同で調査したところ容器庫の背面の鉄板が押され容器がロビー内に散乱している状態であり、屋外の鉄板のへこんだ部分には雪の塊が確認された。また、隣接する飲食店ビルに供給しているLPガス設備の容器(50kg容器 x 4本、50kg x 2本)が散乱している状態であった。 発見者の状況から推測すると、事務所ビルの供給設備のから何らかの原因によりガスが漏えいし、何らかの火源により引火爆発し、その後、隣接する飲食店ビルの容器が炎上したものと考えられる。 事故前日16時頃に消費者から「2、3日前からガス臭い」と通報が販売事業者にあったが、当日に容器交換を行っていたことから、そのための臭いと判断してその旨を説明するとともに2、3日様子を見るように伝えた。事故当日、被害者の夫から「ふろがまに点火したところ爆発を起こして妻が手の甲にやけどを負った」と販売事業者へ通報及び苦情が寄せられた。 調査したところ、B1式ふろがまの内部の配管に亀裂が生じており、ガスが漏えいしていた。	ガス漏れ原因等詳細不明 (出火の少し前に容器が倒れているのが目撃されているが、原因及び着火火源は特定できなかった。)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、供給を開始する場合は、安全確認を行うよう指導。
2006/3/5	茨城県 土浦市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性)	一般住宅 木造	20:30	販売事業者	事故前日16時頃に消費者から「2、3日前からガス臭い」と通報が販売事業者にあったが、当日に容器交換を行っていたことから、そのための臭いと判断してその旨を説明するとともに2、3日様子を見るように伝えた。事故当日、被害者の夫から「ふろがまに点火したところ爆発を起こして妻が手の甲にやけどを負った」と販売事業者へ通報及び苦情が寄せられた。 調査したところ、B1式ふろがまの内部の配管に亀裂が生じており、ガスが漏えいしていた。	ふろがまの劣化(損傷)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	緊急時対応を適切に行っていないかった(法27条違反)ことから、販売事業者(保安機関)に対して産業保安監督部長名で嚴重注意文書発出。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/3/10	富山県 魚津市	漏えい爆発	一般住宅 木造	10:50	その他 (排水配管工事 業者)	消費者宅の浴室増改築において配管工事業者が排水配管を通すための穴を室内から屋外に向けて開けていたところ、誤って供給管(埋設管)を損傷させた。連絡を受けて販売事業者が現場に駆けつけてハルク貯槽のバルブを閉めてガス漏えいを止めた。 しばらくした後、ガス臭がしなくなったため供給管(埋設管)復旧の配管工事業者がサnderで切断したところ、床下に滞留していたガスに引火・爆発した。	供給管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/3/16	熊本県 宇城市	CO中毒 軽症者 4 (男性29、28、女性29、24)	共同住宅 木造平屋建	4:00	一般消費者等 販売事業者	(ハルク貯槽 980kg×1基) 消費者宅に葬儀等のため、7人の家族が集まっていた。15時頃から台所に設置している開放式瞬間湯沸器(5号)に水道用ホースを繋いで浴槽へ給湯していた。入浴後、台所に面した居間(6畳間)にいた者のうち4人が倒れ、救急車で医療機関に搬送され、CO中毒と診断された。 消費者宅では、ふろがまが故障のため、2年ほど前から湯沸器に水道ホースを繋いで浴槽に給湯していた。定期点検・調査が未実施であったため、販売事業者が状況把握できず、基準不適合の状態で放置されていた。	開放式湯沸器の換気不良 ＜法違反＞ 法第27条違反(保安業務未実施)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンⅡ	(行政指導等) 販売事業者に対し、点検・調査長期未実施箇所について6月末終了を目途に点検・調査を実施し作業の進捗状況を毎月末に報告するよう文書で指示した。
2006/3/20	秋田県 横手市	CO中毒 軽症者 1 (女性47)	共同住宅 鉄骨造5階建	18:05	販売事業者	浴室で物音がしたため家族が確認したところ、倒れていたため119番通報をした。病院に搬送されCO中毒と診断された。 事故当時は、悪天候で風が強く、FE式湯沸器(20号)が排気不良を起こして不完全燃焼となり、湯沸器と排気筒の継ぎ目(継ぎ目はアルミテープで処理)からCOが室内に漏れたしたものと推定された。 隣接する家屋の解体作業中に、解体業者がパワーショベルで消費側の露出した配管フレキ(15A)を切断し、ガスが漏えいした。この際、S型マイコンメータの増加流量遮断によりガス漏洩は停止した。	FE式湯沸器の排気不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
2006/3/27	茨城県 桜川市	漏えい	一般住宅 (事務所兼) 木造	16:30	その他 (他工事業者)	隣接する家屋の解体作業中に、解体業者がパワーショベルで消費側の露出した配管フレキ(15A)を切断し、ガスが漏えいした。この際、S型マイコンメータの増加流量遮断によりガス漏洩は停止した。	配管フレキの損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/3/28	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄骨造4階建	19:45	販売事業者	貯蔵設備(50kg容器)の高圧ホース4本のうち1本の接続部(容器側)から漏えいが発生した。 高圧ホース接続部(容器側)のオリングが劣化したため、そこからガスが漏えいした。	高圧ホースの劣化	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 販売事業者に対し、次の事項について指導した。 ・委託保安機関へ点検の徹底を指示する。 ・配送事業者へ容器交換時の点検の徹底を指示する。 北海道エルピーガス協会に対し、北海道石狩支庁へ事故概要を知らせるとともに事業者に対する指導等について配送事業者を所管する北海道石狩支庁へ事故概要を知らせるとともに事業者に対する指導等について要請した。
2006/3/29	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	14:12	不明	貯蔵設備(50kg容器)の自動切替調整器のレバーが破損して、当該箇所からガスが漏えいしていた。 通行人がガス臭を感じて消防へ通報した。	調整器の損傷(レバー部) (損傷したレバーは付近で発見されず、破損の原因は特定できず)	・ガス漏れ警報器あり (漏えい箇所が屋外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	販売事業者に対し、供給設備の復旧後、安全を確認した後、供給を再開するよう指導。
2006/3/30	三重県 四日市市	漏えい爆発・火災 軽傷者 1 (男性87)	共同住宅 木造2階建	9:00	一般消費者等	消費者が居間に設置されている休止している設備と勘違いし、2口末端ガス栓をモンキーで取り外したため、ガスが漏えいした。その後、部屋が暗くよく分からなかったため蛍光灯のスイッチを入れた直後に爆発が起こった。	末端ガス栓の取り外し	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/4/4	千葉県 千葉市	漏えい火災 軽傷者 3 (男性47・55、 女性年齢不明)	その他店舗 テナント	19:30	一般消費者等 販売事業者	19:30頃、屋台(屋外)に設置されていた一口コンロ(揚物用)に接続されていたゴムホースを調理していた男性従業員が誤って足で踏んでしまいコンロ側のゴムホースが外れ、隣で調理をしていた焼物用調理器の火が引火し、男性従業員2名と客1名が火傷を負った。 販売事業者は、周知及び消費設備の調査を実施していた。かつ(質量販売 10kg容器×1本)	ゴム管の接続不良(外れ) ＜法違反＞ 法第27条第1項第2号違反(調査未実施) 法第27条第1項第3号違反(周知未実施) 規則131条第1項、第2項違反(帳簿未記載)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) 販売事業者(保安機関)に対し、規則131条第1項、第2項に規定する帳簿の記載及び法第27条第1項第2号、第3号に規定する消費設備の調査遅れ及び周知を怠っていたことに対する改善、及び4月28日までに改善計画を提出することを文書で指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/4/18	愛知県 豊田市	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	22:47	販売事業者 設備工事事業者	事故前日の17時30分頃、事故発生場所の住宅において風呂釜及び金属フレキシ管の取替え作業を販売事業者が行った。当日22時47分頃、消費者が入浴のために太陽熱温水器の湯を風呂釜で温め直そうとしたところ、風呂釜付近で発火した。発火に気付いた消費者が、容器のバルブを閉め、直ちに鎮火したが、サイディング壁の一部が焦焼し、風呂釜リモコンカバーの一部が溶解した。 ガス圧低下による情報が集中監視センターから販売事業者（保安機関）に連絡が入り、当日23時30分頃、販売事業者（保安機関）の社員が現場に出動し対応を行った。 事故原因は、金属フレキシ管を接続したガス栓周辺が焦がれていることから、当該接続部分からガスが漏えいし、風呂釜の火が引火したものと推測される。 なお、事故前日の風呂釜交換工事は、販売事業者社員2名（当該社員のうち1名は、設備士無資格者）で行った。フレキシ管の取替、金属フレキシ管の接続は、設備士無資格の社員が行い、接続作業は手締め状態での最終確認をせずに工事を終了した。また、工事後に漏えい検知液による接合部の漏えい確認及び気密・漏えい試験を実施していたかった。 消費者の隣人がガス臭いに気付き、容器バルブを締めて消防に通報した。消防から販売事業者者に連絡が入り調整器の亀裂を確認した。調査の結果、事故前日の雨等による地盤の緩みが生じた。また、ガス容器を傾斜させ、当該容器と調整器が接触し、その接触により調整器に亀裂が生じガスが漏えいした。	金属フレキシ管の接続不良 （設備士無資格者による硬質管接続、気密試験等の未実施） ＜法違反＞ ・法第38条の2違反 ・規則44条第1項木及びへ違反 ・法第38条の7違反 ・規則108条第2項及び第3項違反	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	法38条の2違反及び法38条の7違反により販売事業者に対して産業保安監督部長名で厳重注意文書発出。 事務移譲により設備工事関係事務を所管する豊田市長から、設備工事事業者に対し、工事の適切な実施を勧告。
2006/4/21	北海道 釧路市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:00	販売事業者	通行者から「ガス臭い」との連絡が入り、消防、警察等が出動した。調査の結果、使用側容器と高圧ホースの継手部からカニ泡程度のガスが漏えいしていることを確認し、全ての容器のバルブを閉止した。 事故原因は、高圧ホースの容器側オリングの損傷及び腐耗によるシール性能の劣化。 3月14日、20kg容器2本設置、単段式調整器で供給していた設備を、自動切替式調整器で供給する設備に変更し、併せて供給管の部分改善工事を実施したが、気密試験を行わずに作業を終了した。 事故当日5時50分頃、隣人から「ガス臭いのではないか」と消防に連絡があり、同日6時、消防から販売事業者者に連絡が入り現場に出動した。現場には、消防、警察等が出動しており、容器バルブが閉止されていた。調査の結果、自動調整器下部のドレインプラグからガスが漏えいし、マイコンメータには微量漏えい警告が表示されていた。 なお、ドレインプラグをモンキースパナで締付けた後、気密試験を実施したところ漏えいがないことを確認した。 パチンコ店内調理場に設置されていたガス炊飯器付近でガスが漏えいし、隣に設置されたガス炊飯器保温ヒータの熱により引火し、火災になったと推定される。 出火箇所には、ガス炊飯器が2台並べて設置されており、一方の炊飯器はゴムホースが離脱した状態であること、また、一方の炊飯器は、電氣を使用し、保温状態で使用されていることから、何らかの原因により漏えいし、ガスが炊飯器ヒータの熱により引火したものと推定される。 （質量販売 5kg容器×1本、2kg容器×1本）	調整器の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	販売事業者に対し、容器の取替、チェーの設置等を含め、供給設備の点検をするよう指導。
2006/4/26	神奈川県 相模原市	漏えい	共同住宅 木造2階建	21:30	販売事業者	通行者から「ガス臭い」との連絡が入り、消防、警察等が出動した。調査の結果、使用側容器と高圧ホースの継手部からカニ泡程度のガスが漏えいしていることを確認し、全ての容器のバルブを閉止した。 事故原因は、高圧ホースの容器側オリングの損傷及び腐耗によるシール性能の劣化。 3月14日、20kg容器2本設置、単段式調整器で供給していた設備を、自動切替式調整器で供給する設備に変更し、併せて供給管の部分改善工事を実施したが、気密試験を行わずに作業を終了した。 事故当日5時50分頃、隣人から「ガス臭いのではないか」と消防に連絡があり、同日6時、消防から販売事業者者に連絡が入り現場に出動した。現場には、消防、警察等が出動しており、容器バルブが閉止されていた。調査の結果、自動調整器下部のドレインプラグからガスが漏えいし、マイコンメータには微量漏えい警告が表示されていた。 なお、ドレインプラグをモンキースパナで締付けた後、気密試験を実施したところ漏えいがないことを確認した。 パチンコ店内調理場に設置されていたガス炊飯器付近でガスが漏えいし、隣に設置されたガス炊飯器保温ヒータの熱により引火し、火災になったと推定される。 出火箇所には、ガス炊飯器が2台並べて設置されており、一方の炊飯器は、電氣を使用し、保温状態で使用されていることから、何らかの原因により漏えいし、ガスが炊飯器ヒータの熱により引火したものと推定される。 （質量販売 5kg容器×1本、2kg容器×1本）	高圧ホースの劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/4/28	神奈川県 横浜須賀町	漏えい	その他店舗 鉄骨造1階建	6:00	設備工事事業者	通行者から「ガス臭い」との連絡が入り、消防、警察等が出動した。調査の結果、使用側容器と高圧ホースの継手部からカニ泡程度のガスが漏えいしていることを確認し、全ての容器のバルブを閉止した。 事故原因は、高圧ホースの容器側オリングの損傷及び腐耗によるシール性能の劣化。 3月14日、20kg容器2本設置、単段式調整器で供給していた設備を、自動切替式調整器で供給する設備に変更し、併せて供給管の部分改善工事を実施したが、気密試験を行わずに作業を終了した。 事故当日5時50分頃、隣人から「ガス臭いのではないか」と消防に連絡があり、同日6時、消防から販売事業者者に連絡が入り現場に出動した。現場には、消防、警察等が出動しており、容器バルブが閉止されていた。調査の結果、自動調整器下部のドレインプラグからガスが漏えいし、マイコンメータには微量漏えい警告が表示されていた。 なお、ドレインプラグをモンキースパナで締付けた後、気密試験を実施したところ漏えいがないことを確認した。 パチンコ店内調理場に設置されていたガス炊飯器付近でガスが漏えいし、隣に設置されたガス炊飯器保温ヒータの熱により引火し、火災になったと推定される。 出火箇所には、ガス炊飯器が2台並べて設置されており、一方の炊飯器は、電氣を使用し、保温状態で使用されていることから、何らかの原因により漏えいし、ガスが炊飯器ヒータの熱により引火したものと推定される。 （質量販売 5kg容器×1本、2kg容器×1本）	施工不完全（供給管）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） 販売事業者に対し改善計画（報告）書を提出することを口頭で指示した。 （工事施工マニュアル、チェックリストの制定と保安教育の高度化等）
2006/4/29	北海道 札幌市	漏えい火災	その他店舗 鉄骨造地下1階地上6階建	13:40	一般消費者等 販売事業者	通行者から「ガス臭い」との連絡が入り、消防、警察等が出動した。調査の結果、使用側容器と高圧ホースの継手部からカニ泡程度のガスが漏えいしていることを確認し、全ての容器のバルブを閉止した。 事故原因は、高圧ホースの容器側オリングの損傷及び腐耗によるシール性能の劣化。 3月14日、20kg容器2本設置、単段式調整器で供給していた設備を、自動切替式調整器で供給する設備に変更し、併せて供給管の部分改善工事を実施したが、気密試験を行わずに作業を終了した。 事故当日5時50分頃、隣人から「ガス臭いのではないか」と消防に連絡があり、同日6時、消防から販売事業者者に連絡が入り現場に出動した。現場には、消防、警察等が出動しており、容器バルブが閉止されていた。調査の結果、自動調整器下部のドレインプラグからガスが漏えいし、マイコンメータには微量漏えい警告が表示されていた。 なお、ドレインプラグをモンキースパナで締付けた後、気密試験を実施したところ漏えいがないことを確認した。 パチンコ店内調理場に設置されていたガス炊飯器付近でガスが漏えいし、隣に設置されたガス炊飯器保温ヒータの熱により引火し、火災になったと推定される。 出火箇所には、ガス炊飯器が2台並べて設置されており、一方の炊飯器は、電氣を使用し、保温状態で使用されていることから、何らかの原因により漏えいし、ガスが炊飯器ヒータの熱により引火したものと推定される。 （質量販売 5kg容器×1本、2kg容器×1本）	ゴム管の接続不良（外れ）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	14条画面の未交付、ガス漏れ警報機の未設置等について、厳重注意文書を交付し、改善計画を受理し、その後の実施状況を確認した。
2006/4/30	愛媛県 西条市	漏えい	共同住宅 木造2階建	19:00	一般消費者等 販売事業者	通行者から「ガス臭い」との連絡が入り、消防、警察等が出動した。調査の結果、使用側容器と高圧ホースの継手部からカニ泡程度のガスが漏えいしていることを確認し、全ての容器のバルブを閉止した。 事故原因は、高圧ホースの容器側オリングの損傷及び腐耗によるシール性能の劣化。 3月14日、20kg容器2本設置、単段式調整器で供給していた設備を、自動切替式調整器で供給する設備に変更し、併せて供給管の部分改善工事を実施したが、気密試験を行わずに作業を終了した。 事故当日5時50分頃、隣人から「ガス臭いのではないか」と消防に連絡があり、同日6時、消防から販売事業者者に連絡が入り現場に出動した。現場には、消防、警察等が出動しており、容器バルブが閉止されていた。調査の結果、自動調整器下部のドレインプラグからガスが漏えいし、マイコンメータには微量漏えい警告が表示されていた。 なお、ドレインプラグをモンキースパナで締付けた後、気密試験を実施したところ漏えいがないことを確認した。 パチンコ店内調理場に設置されていたガス炊飯器付近でガスが漏えいし、隣に設置されたガス炊飯器保温ヒータの熱により引火し、火災になったと推定される。 出火箇所には、ガス炊飯器が2台並べて設置されており、一方の炊飯器は、電氣を使用し、保温状態で使用されていることから、何らかの原因により漏えいし、ガスが炊飯器ヒータの熱により引火したものと推定される。 （質量販売 5kg容器×1本、2kg容器×1本）	容器腐食	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/5/6	岩手県 盛岡市	漏えい 被害状況 漏えい	その他(飲食店・病院・事務所) 鉄筋コンクリート造 5階建	17:20	器具メーカー (バルク貯槽製造メーカー)	17時20分頃、他の販売事業者から販売事業者にガス漏れの通報が入り、17時30分頃販売事業者社員が急行し、バルク貯槽の液面計フランジ上部から液状でガス漏れしているのを確認し、応急措置として、ゴムチューブを漏れ漏所に巻き針金を固定した。防漏型のプロローににてガスの滞留防止措置を実施(周囲の消費者に対しては、火気の使用中断を要請)。バルク貯槽内のガス抜き作業を行う必要があり、本社社員を緊急招集した。19時30分頃、ペーパライザーへの供給管を外して連結管を装着し、50kg容器に移ろてんを実施した。23時頃、約3時間30分まで、液抜きが終了。ゴムチューブを取り外し、フランジボルトを増し締めしたところ、ガスは停止した。 原因は、バルク貯槽製造時の液面計フランジの締付不足により、液面計フランジ部ゴムパッキンに隙間が生じたためである。	製作不完全	・ガス漏れ警報器あり (バルク貯槽プロテクター内。集中監視システムに連動していたが、電話回線(デジタル回線)の変更に対応しておらず警報作動しなかった。) ・マイコンあり	(行政指導等) 経済産業省から、当該事故と同様の微少漏洩が発生するおそれがあるバルク貯槽230基に対し、全数点検を実施する旨を指示した。
2006/5/6	群馬県 高崎市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性49)	共同住宅 木造	0:50	一般消費者等 販売事業者	(バルク貯槽 500kg×1基) 事故当日、風呂を沸かそうとして浴室内のリモコンを操作するが種火に点火しなかつた。その為、風呂釜(浴室外屋内据置型風呂釜)本体で何回か点火を試みていたうちに小爆発をおこし、その際、顔、腕の一部に火傷を負った。数度の種火点火ミスで風呂釜内に滞留していた生ガスに引火、小爆発に至ったと推定される。 販売事業者は、消費者からリモコンの調子が悪いとの連絡を受け、4月29日に現場確認を行い、5月3日にリモコンを新品に交換した。また、風呂釜には問題が認められず、交換後は消費者立会のもと、操作方法を説明し点火できることを確認した。 販売事業者は、事故前日に飲酒のうえ帰宅し、湯を沸かすコーヒーを飲んだ後に就寝した。事故当日2時頃に目を覚まし、たばこに火をつけてところ何らかの原因により爆発が生じ、顔面及び両手に軽い火傷を負った。消費者は、火災にならなかつたため消防・警察への通報は行わなかつた。 配送事業者(販売事業者の系列配送事業者)が、事故当日9時40分頃、消費者宅の隣家に配送を行ったところ、当該爆発があつた旨を聞き、会社に連絡した。販売事業者が事故当日10時30分頃消費者宅に訪問し、事故概要の聞き取りを行い、同時にガス配管、燃焼器具等の検査を行ったが異常は見つからなかつた。	点火ミス、施工不完全(種火点火不良)	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。校知区域内。接知できない位置・ヒューズガス栓なし・マイコンSあり)	(行政指導等) 事故を県に報告するように指導
2006/5/8	愛知県 江南市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性年齢不明)	一般住宅 木造	2:00	不明	不明	不明	・ガス漏れ警報器あり (電源切り) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/5/10	栃木県 日光市	漏えい	その他(容器庫) (集団供給)	15:17	不明	1500頃、容器庫付近の住民からガス臭がするとして、消防と販売事業者に電話が入った。消防と販売事業者が現地に駆けつけると、23棟の住宅に供給する容器庫(50kg容器16本)内で、1本のサイフォン管容器の液取出バルブが半回転ほど開放されていた。なお、開放された当バルブは供給管に接続されていなかった。 漏えいしたガスについては、自然拡散した(開放されたバルブは閉止)。 事故当日、容器庫の出入口は施錠されていること、容器庫屋根根元に穴が開いていることから、容器庫屋根の上からの物理的要因により開放されたものと推測される。なお、容器庫周辺で子供が遊んでいたことが目撃されており、子供のいたずらの可能性も推測される。	容器バルブの開放	・ガス漏れ警報器あり	(行政指導等) サイフォン容器から普通容器への変更及び容器庫屋根に乘らない旨を記載した注意書きの設置を指示した。
2006/5/18	岐阜県 岐阜市	漏えい	その他店舗 (ゴルフ練習場)	10:33	設備工事業者	バルク貯槽の安全弁の取り外し作業中にガス漏れが発生し、安全弁が吹き飛ぶとともに、ガスがミスト状で5～6mの高さで噴出し、約20分後に安全弁元弁にボール弁を接続し開閉バルブを閉じることによりガスの噴出は止まった。事故当日に安全弁元弁の性能を確認したが、異常はなかつた。 (バルク貯槽 2,900kg×1基)	安全弁元弁の不完全閉止	・ガス漏れ警報器あり (バルク貯槽プロテクター内。)	
2006/5/18	鳥取県 雲南市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性23)	学校 鉄筋コンクリート造 3階建	11:55	一般消費者等	家庭科の調理実習(クッキーの調理)のためガスオーブン8台を点火したが、約10分後に1台のガスオーブンの火が消えていることを生徒が発見したため、担当の教諭が再度点火したところ、ガスオーブン内に滞留していたガスに引火し、右頭部に軽傷を負った。当該ガスオーブンは約26年前の製品であり、立消安全装置がないタイプのものであつた。なお、今回の事故の直接原因ではないが、過去の定期消費設備調査では、改善が必要な事項の指摘を受けていたが予算措置が困難なため未改善となつているものがあつた。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 経済産業省から「学校等公共施設における消費設備の改善について」として、都道府県に対し、学校等の公共施設の周知するとともに、当該事故事例の周知すること、類似の未改善のケースがある場合には速やかに改善するよう注意喚起した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/5/22	熊本県 八代市	漏えい火災 軽傷者 1 (女性50)	一般住宅 木造2階建	6:30	その他(ネズミ)	消費者がお湯を沸かすため、ガス栓を開けてマッチで2口コンロに点火しようとした際、2口コンロ全体に火が広がったために、慌てて隣家に助けを求め、隣人が屋外の容器のバルブを閉止し、備付の粉末消火器にて消火した。 調査の結果、2口コンロのゴム管接続口付近にネズミがかじったと思われる穴が見つかった。点火の際に、当穴から漏えいしたガスに火が着いたものと思われる。	ゴム管の損傷	・ガス漏れ警報器あり (検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/5/22	沖縄県 北大東村	漏えい火災 軽傷者 1 (女性50)	一般住宅 鉄筋コンクリート造 1階建て	15:45	一般消費者等	消費者が自宅車庫内で、3重バーナを使用し調理を行っていたところ途中でガスが切れたため、消費者本人がガス交換を行っていたが、容器バルブと調整器の接続が不完全なために容器からガスが漏えいし3重バーナの火で引火した。その際に顔面と手足等に火傷を負った。	調整器接続ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/5/28	北海道 札幌市	漏えい火災 軽傷者 1 (女性61)	飲食店 (飲食店併用住宅) 木造2階建	6:13	不明	(質量販売 20kg×2本) 飲食店併用住宅の1階居酒屋から出火したもので、消費者が2階の住宅で大きな臭気を感じたため、1階の居酒屋に行くことと、煙とともにLPガス炊飯器付近で炎が上がっていることを確認した。消費者は、2階で寝ていた夫と息子に避難を呼びかけ屋外に避難した。消費者は、散歩中の通行者に消防への通報を依頼した。出火箇所には、LPガス炊飯器(電子ジャー)が設置されており、この付近が著しく焼損している。また、発見者である消費者によると、LPガス炊飯器付近から炎が上がっているのを確認していることから、何らかの原因により漏えいしたガスがLPガス炊飯器のヒータの線、あるいは何らかの着火源により引火したと推定されるが、原因は特定することができない。 8:20頃、事故発生場所の隣家住人から容器よりガスが漏えいしている旨の連絡が販売業者に入り、現場に出動したところ、20kg容器スカート部にガスが漏えいしていた。直ちにガスの放出作業を実施しポンペを撤去した。当該事故は、空部屋に容器を長期間(約15年間)放置したために容器スカートが腐食し、ガスが漏えいしたことにより発生した。	不明	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。原因不明) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	販売業者に対し、取復旧に当たり、消費者に安全について周知することを指導。 LP協会に注意喚起を要請。
2006/5/29	沖縄県 那覇市	漏えい	その他店舗 鉄筋コンクリート造 6階建	8:20	配送センター	容器スカートの腐食 <法違反> ・法36条違反	容器スカートの腐食 <法違反> ・法36条違反	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・再発防止を指導 ・放置容器が発生しないように消費者の入居退居状況把握の徹底を口頭で指導
2006/5/31	熊本県 熊本市	漏えい爆発	飲食店 鉄筋コンクリート造 2階建	9:30	その他 (販売業者、 設備工事業者、 一般消費者)	末端ガス栓の誤開放 <法違反> ・規則第44条第1号カ違反(ガス漏れ警報器なし) ・供給・消費・特定供給設備告示第11条違反(燃焼器と未接続の末端ガス栓が安全機構を内蔵していない)	末端ガス栓の誤開放 <法違反> ・規則第44条第1号カ違反(ガス漏れ警報器なし) ・供給・消費・特定供給設備告示第11条違反(燃焼器と未接続の末端ガス栓が安全機構を内蔵していない)	・ガス漏れ警報器なし (一部のみ) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・ガス漏れ警報器の設置を指示 ・厨房設備業者(設備士資格なし)に対し、設備交換時には販売業者と連携を図るよう注意 ・販売業者に対し、業務用消費先の保安業務実施状況、安全器具の設置状況を確認し、再発防止策と併せて報告するよう指示 ・県協会と連携し、県下の販売業者等に対し、文書、講習等により注意喚起を行う。
2006/6/8	埼玉県 入間郡	漏えい	一般住宅 木造2階建 2棟	15:00	その他 (他工事業者)	埋設管(供給管)の損傷	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/6/9	千葉県 千葉市	酸欠 軽症者 2 (女性年齢不明)	飲食店 鉄筋造1階建	9:00	一般消費者等	換気不良(オープン) 事故当日9時頃からベークリ-厨房内のオープンでパンを焼き始め、約30分ぐらいたして気分が悪くなり救急車にて病院に搬送された。検査の結果、軽い酸欠状態と診断され、念のため一晩入院し翌日退院した。 換気扇のスイッチを入れずにオープンを使用していたため換気不良により不完全燃焼が起きたものと推定される。	換気不良(オープン)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・ガス漏れ警報器運動 自動ガス遮断装置あり	(行政指導等) ・販売業者に対し立ち入り検査実施

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/6/9	愛知県 西加茂郡	漏えい爆発・火災	その他店舗 鉄骨造2階建	20:15	その他 (除草作業者)	店舗裏に設置されている空調用ガスヒートポンプ室外機内部が爆発し、機器に接続されていたゴム管のLPガスに引火したものの、出火元である当該ヒートポンプ室外機1基が壊失した。メーカーからの調査報告書を受け、販売事業者は事故原因を、除草作業の際に誤ってLPG用低圧ホースが傷つけられ、そこから漏れたガスが室外機内部で滞留、電装部品のいずれかが着火源となって事故に至ったものと推定。	除草作業による低圧ホースの損傷と推定	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・緊急時連絡及び緊急時対応についての体制の確認及び保安教育の実施を指示。 ・事故発生原因の究明及び再発防止策を行うように指示。 ・販売事業者は、製造メーカーに対して原因究明を依頼。
2006/6/14	石川県 能美市	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	22:00	不明	事故当日22:00頃、消費者が給湯器着火不良を確認したが、その後も給湯が可能であった(21:00～22:00頃、隣室の入居者が異常音を聞いている)。事故翌日、9:20頃に隣の工場から敷地内に給湯器カバーが落ちているとの連絡があり、販売事業者が現地確認したところ、工場の窓ガラスにコビが入っていることを確認した。これは、給湯器カバーが窓ガラスに当たり衝撃で生じたものと推定される。なお、配管漏えい試験を実施したが異常はなく、事故機について、NITEにて検査をした結果においても特段の不具合は確認されなかった。	不明	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売事業者に対し、共同住宅の給湯器の外観検査及び圧力測定を当分の間実施することを指示した。
2006/6/15	埼玉県 川口市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性74)	共同住宅 木造2階建	19:05	その他(一般消費者等、販売事業者、器具メーカー)	消費者から風呂釜が爆発したので見て来てほしいとの連絡が販売事業者に入り、19時25分頃、販売事業者が現場に到着し、風呂釜からガスが微量漏洩しているのを発見した。販売事業者は、風呂釜の使用禁止の旨を消費者に伝え、閉止弁にプラグ止めをした。	風呂釜の劣化	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	
2006/6/16	福島県 いわき市	漏えい爆発 重傷者 2 (男性80、女性76) ＜B級＞	共同住宅 鉄筋コンクリート造 3階建	14:15	不明	事故当日12時頃から消費者宅付近で、ガス漏れ警報器が鳴ったこと止まりだしていたが、販売事業者へは連絡しなかった。14時10分頃、消費者宅の隣部屋の消費者から、販売事業者に対し、ガス漏れ警報器が鳴っている旨の連絡が入り、当販売事業者社員が現場に向かったが、到着前に爆発が発生した。事故後、共同住宅の付近を調査したところ、建物の北側でガス漏洩が検知されたため、付近の供給管を掘り起こしたところ、駐車場に敷設されている供給管本管から建物引き込み管が立ち上りがっている箇所が破損(大きくくまがついている)しており、ガスが漏れえしていることがわかった。当該破損は、重機のようなもので機械的圧力が加えられている様子であり、破損後そのまま埋め戻されている。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	
2006/6/21	福島県 会津若松市	漏えい爆発・火災	旅館 ホテル敷地	9:20	その他 (他工事業者)	当該破損箇所から漏れ出したガスが建物下に滞留し、消費者宅でガスコンロに着火しようとした際、当該ガスに引火し爆発したと考えられる。 ホテルが依頼した敷地内の土留め工事の施工のため、重機で地面を掘削していたところ、土中に埋設されていたガス管(PE75A)を損傷させ、LPガスが漏れ出した。9時26分に販売事業者へ連絡し、9時56分に販売事業者が緊急対応用自動車でガス漏れ現場付近に到着したところ、マフラーから黒煙が発生した。このため、エンジンを停止し慎重で現場に近づいたところ、爆発し、火災が発生した。なお、警察及び消防署の見解では、緊急対応自動車から引火したものと推定している。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・LPガス販売事業者(保安機関)に対し、集団供給を行っている消費者への埋設管に対する注意事項の周知及び工事時の事前連絡の徹底について指導を行った。	(行政指導等)
2006/6/23	神奈川県 中郡	漏えい爆発・火災 軽傷者 1 (男性51)	一般住宅 木造2階建	18:50	販売事業者	事故当日14時頃、販売事業者従業員がペルトコンロのバーナー交換作業を実施したが、ダンバーを付け忘れた。その後、消費者が何回かコンロを使用し点火したところ爆発した。	バーナー交換ミス ＜法違反＞ ・高圧ガス保安法第64条(選滞なく事故を招けなかった(2ヶ月後))	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/6/24	愛媛県 松山市	漏えい火災 軽傷者 1 (男性29)	飲食店 鉄筋造2階建	8:55	一般消費者等 販売事業者	事故当日8時55分頃、だし釜より火が出ていたのを従業員が発見し、店長がガス栓を閉め、水や濡れぞうきんで消火を試みたが消火しないため、消火器の消火剤散布により一旦は消し止めたが、吸飯器付近からポットという音とともに再発火した。店長は、その時に向かってくる炎により同手に火傷を負った。 事故原因は、だし釜のバーナーに接続しているフレキガス栓根元の配管ねじ部の腐食によりガスが漏れ出し引火したため。なお、飲食店消費配管の設置位置が不適切で、吹きこぼれのかかりやすい位置に設置されていた。	配管継手(フレキガス栓)の腐食	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域内。探知できない位置、ガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり ・自動ガス遮断装置あり	(行政指導等) ・販売事業者に対し、他の業務用消費設備の点検を指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/6/28	神奈川県 相模原市	漏えい	共同住宅 鉄筋造2階建	16:12	器具メーカー	消費者からガス臭いとの連絡を受け消防職員が現地に行ったところ、流量検知式切替型漏えい検知装置表示部ガラス面からガスが漏えいしていたためバルブを開めた。事故原因は、流量検知式切替型漏えい検知装置の不具合。	流量検知式切替型漏えい検知装置の不具合	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・製造メーカーに対し、原因調査及び 国への報告を指示した。
2006/6/30	福井県 坂井市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性43)	一般住宅 木造2階建	17:00	販売事業者	販売事業者は、消費者の故障したガスキャビネットコンロを修理した。修理はコンロ内のバーナーマグネットを交換するものであったが、作業中、販売事業者の手又は工具が、コンロ内のパイロットガス管に接触し劣化していたゴムパッキン周辺より微少のガスが漏えいしていたと推定される。数時間後、消費者がコンロを使用したところ漏えいし、コンロ下に滞留していたガスに引火し爆発した。この爆発により、消費者は手足の指先に軽度の火傷を負った。	施工ミス、ゴムパッキンの劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・事故届出を速やかに提出するよう に口頭指導 ・再発防止策への取組を口答指示
2006/7/5	山形県 山形市	漏えい	共同住宅 鉄筋造4階建	8:37	器具メーカー	近隣住民から、「共同住宅周辺でガス臭がある」との消防通報があり、消防、警察が出動し付近一帯の警戒体制に入る。その数分後、販売事業者に対して、消防から連絡が入り、現場へ急行した。販売事業者が供給設備を点検した結果、調整器部分にガス漏れ箇所を確認し、供給を停止。調整器の取替工事を行い、全世帯の点検を実施し、安全確認後にガス供給を再開した。	調整器の劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/7/6	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造3階建	9:33	販売事業者	メーカによる調査の結果、塗装バリによって一次側調整器のダイヤフラムに亀裂が入ったためと判明した。 通行人がガス臭を感じ、事故発生場所を通行中の近隣住民に消防への連絡を依頼した。消防隊が事故発生場所でガス臭及びガス漏えいを検知した。調査の結果、消費者宅に設置されたLPガスメータの接続部(入り口側)からガスが漏えいしていた。当該消費者宅のガスメータは、平成18年6月23日に販売時事業者に交換されており、この際の取り付け不完全によりLPガスが漏えいしたと推定される。なお、消防隊により住民の避難が行われ、警察により付近の道路が車両通行止めとされた。	ガスメータの交換ミス ＜法違反＞ ・法第16条の2第1項違反	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置 (ガス漏れ警報器連動)あり	(行政指導等) ・本事前年のCO中毒事故(平成17年5月29日発生)でも販売事業者として不適切な対応をしており、今回で2回目となることから当該販売事業者に対し、これらの事故を踏まえ事故防止の徹底を図るように指示した。 ・販売事業者に対し、取替えを行った全てのガスメータの総点検及び作業マニュアルの見直し、保安教育の徹底による再発防止措置及び改善計画書を提出するように指示した。 ・ガスメータ交換作業者に対し順末書の提出を指示した。 ・販売事業者を所管する北海道石狩支庁に状況報告するように指示した。 ・販売事業者を所管する北海道石狩支庁に事故の状況説明を行い、再発防止策及び今後の対応について協議した。 ・北海道石狩支庁で嚴重注意書を販売事業者の代表取締役へ交付した。
2006/7/6	山口県 山陽小野田市	漏えい	一般住宅 木造1階建	5:45	不明	事故当日5:45頃、容器と調整器の接続部からガスが漏えいしているところを消費者が発見した。消費者が容器バルブを閉止し、漏えいが止まった。6:10頃警察に通報し、警察が実況見分を行った。販売事業者は、消費者の連絡により供給設備の点検と漏えい量の調査を行うとともに、警察の実況見分に立ちあった。調査の結果、容器と調整器の接続が緩んでいた。	容器と調整器の接続緩み (検知区域外)	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/7/7	栃木県 真岡市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性64)	一般住宅 木造2階建	19:10	設備工事業者	事故当日15:00頃、消費者宅でキャビネット組込式コンロの取付作業を実施した。その際、金属フレキ管接続に係るネジ付け不足によりガス漏えいが発生した。19:30頃、消費者がガスコンロを点火したところ炎が上がり、消費者が右手首に軽い火傷を負った。	金属フレキ管接続ミス	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域 内、検知できない位置、ガス量) ・マイコンあり	(行政指導等) ・作業手順の再確認と指導の徹底を販売事業者者に対し、口頭で指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/7/11	埼玉県 川口市	漏えい	一般住宅 木造2階建	10:25	その他(他工事 業者)	事故当日10:25頃、県から水道管掘出工事中に工作機械によりガス管を破壊したと販売事業者へ連絡した。当該販売事業者が10:35頃に現場に到着し、状況確認及び補修を開始した。10:55頃、ガス流出防止措置及び仮設配管処置を完了し、11:40頃、本管工事の復旧工事及び仮設配管撤去を完了した。水道工事業者(市の委託を受けて工事)には、市より事前にガス配管図面を渡してあったが確認されておらず、かつ、当該工事に販売事業者が立会う予定であったが、水道工事業者から事前に立合い依頼の連絡がなかった。	理設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/7/11	愛知県 豊田市	火災	共同住宅 鉄骨造2階建	3:20	その他(設置工 事業者等)	給湯器から火が出ているのを近隣住人が発見し、消防署に連絡した。火は、消防署職員が到着前に鎮火していた。消防署から連絡を受けた販売事業者が出動し、ガス漏れ点検を実施したが異常はなかった。 当該事故は、給湯器使用中に給湯器の排気口付近で異常燃焼が発生し、給湯器及び壁・天井を焦がしたものの、当該給湯器製造メーカーは、給湯器がアルコーブ構造の場所に設置されているために、給湯器が排気リサイクル(自らの排気を給気し、不完全燃焼を継続したことでの燃焼の排ガスに煤が発生し、熱交換器のラジエータ部に煤が付着、さらに長期間の使用により煤がラジエータを詰まらせたことで燃焼室内で燃焼しきれなかった未燃ガスが排気口より排出され異常燃焼を起こしたものと推測している。	排気リサイクルによる燃焼器具の不良と推定	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	(行政指導等) ・火災発生の原因究明を指示 ・販売事業者に対し、事故発生の住宅と同様の設置方法の給湯器全部について、一斉点検と不完全燃焼の有無の確認を指示。 ・販売事業者は、原因究明のため事故が発生した給湯器を製造メーカーに送り調査を依頼。
2006/7/12	千葉県 印旛郡	漏えい	共同住宅 鉄骨造	9:20	設備工事業者	共同住宅近隣の住人がガス臭いと消防署に連絡し、消防署職員が現場に出動した。消防署職員は、容器のバルブを閉止した後、販売業者に連絡した。9:48頃、販売事業者が現場に到着して漏えいの原因を調査したところ、ガスメータからの漏えいと判断し、修理を行った。なお、ガス漏えいの原因は、5月27日にガスメータを交換した際に、ガスメータを取り付けるユニオンのパッキンの装着忘れ。	ガスメータの交換ミス (ユニオンパッキン未装着)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	
2006/7/16	群馬県 前橋市	漏えい	共同住宅 木造	16:40	その他(他工事 業者)	ひかり通信ケーブル工事中、外壁からドリルで穴を開けたところ(1階と2階の間)、ガスフレキ管立ち上がり部を損傷し、ガスが漏れていた。	配管(金属フレキ)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	
2006/7/19	長野県 塩尻市	火災	一般住宅 木造平屋建	20:00	一般消費者等	消費者の幼少の娘が、風呂釜の点火ボタンを押したが浴槽が空だったため、風呂釜が加熱され循環ホースが燃え始めた。消費者が気づき当該部分に布をかけて消火した。なお、風呂釜の過熱防止装置、空だき防止装置は作動しなかった。	風呂釜の空だき	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり ・過熱防止装置、空だき防止装置あり	(行政指導等) ・風呂釜製造メーカーに対し、安全装置不作動の調査を依頼
2006/7/20	鹿児島県 鹿児島市	漏えい・爆発・火災 軽傷者 1 (男性20)	共同住宅 鉄筋コンクリート造 5階建	12:55	不明	共同住宅の一室で爆発火災が発生した。消費者の証言によると、「ガステーブルで調理中にタニコに火を付けようとしたところ爆発した」とのこと。しかし、ヒューズガス栓からゴムホースが外れた状態であり、ヒューズガス栓は燃焼していたにも関わらずゴムホースは無傷の状態であった。また、ガステーブルの点火ツマミは閉止の状態であった(ヒューズガス栓は半開の状態)。なお、当該消費者は、入院後、面会謝絶となり、事故発生から10日後に死亡した。当該事故について、警察の処理は本人死亡のため「原因は不明で処理する」とのことであった。	不明	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/7/21	長崎県 北松浦郡	CO中毒 軽症者 2 (男性47,女性47)	飲食店 鉄骨造2階建	11:50	一般消費者等	飲食店の経営者他1名が、厨房で調理中に気が悪くなり、かかりつけの医師に相談。医師の判断により救急搬送した。当該経営者他1名は、CO中毒により5日間、加療入院した。 調理時には、業務用ガスコンロ、ゆで鍋用のガスカマド等を使用していた。事故発生時、調理者の意識ははっきりしていたが、その際、燃焼器具の異常は特に確認されておらず、COガスの発生原因は不明。事故発生時、通常、稼働させている換気扇を止めていたことから、室内のCOガス濃度が高まったものと思われる。なお、事故発生の前に、厨房のガスコンロの点火状況が悪かったとしてガス供給業者が同コンロの点検を行っていたが、その後の警察の調査からCOガスの発生元は明確になっていない。	直接原因:不明 間接原因:業務用燃焼器の換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置 (ガス漏れ警報器連動)あり	(行政指導等) ・CO警報器の設置と通正規換気扇への交換を指導

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/7/21	沖縄県 那覇市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性21)	一般住宅 鉄筋コンクリート造	11:00	一般消費者等	事故当日11:00頃DIYサービスマンが、消費者宅で料理を作るためガスステープル(オープンタイプ)を使用する際、操作を誤りオープン側のつまみを開けた(推定)。点火しないので、ガスステープル側のつまみを操作しライターで点火した。この際、オープン庫内に滞留したガスに引火し、DIYサービスマンが右足を中心に火傷を負った。12:00頃、消費者から販売業者に連絡が入り、現場に急行し、消費設備を点検しガス漏えいがないことを確認した。 当該ガスステープル(オープンタイプ)は、約30年前の製品で安全装置等が付け加えられる前の製品であった。また、老朽化により電池式の点火が故障していた。	点火ミス(オープン)	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域内。探知できない位置、ガス量) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	・事故報告をすみやかに提出するように口頭で指導
2006/7/22	埼玉県 三郷市	漏えい爆発 重傷者 1 (女性42)	一般住宅 木造平屋建	8:20	器具メーカー	事故当日8:20頃、消費者が風呂釜のシャワーを使用するため、風呂釜に点火しようとしたところ突然爆発した。8:45頃、消費者宅の大家から販売事業者に対し、当該事故の連絡が入り、消防・警察が到着しており、容器バルブは閉められていた。 調査の結果、浴室のBF風呂釜に金属フレキ管(40cm)により接続してあったフレキガス栓からのガス漏えいと判明した。ガス漏えいの原因は、フレキガス栓の腐食。なお、当該フレキガス栓は、浴室内の水のかかる場所に設置してある場合、亜鉛ダイカストに腐食が発生し、ガス漏れが生ずる恐れがあることから、製造メーカーは、無償で耐湿性のあるボール弁タイプの可とうガス栓に交換を実施している。	フレキガス栓の腐食	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者から、当該事故と同様の設備形態を有する他の消費者宅(15件)を調査したところ、同型フレキガス栓からガス微少漏れ1件が発見されたとの連絡が入り、その旨を関東東北産業保安監督部保安課に連絡した。 ・関東東北産業保安監督部保安課から事故が発生した同型フレキガス栓は、浴室内の水のかかる場所に設置してある場合、亜鉛ダイカストに腐食が発生し、ガス漏れが生ずる恐れがある旨を周知した。また、当該フレキガス栓製造メーカーは、無償で耐湿性のあるボール弁タイプの可とうガス栓に交換を実施
2006/7/22	岡山県 倉敷市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性81)	一般住宅 鉄骨造2階建て	14:25	一般消費者等 販売事業者	ガスが爆発して2階建ての住宅が損壊し、その住人が両手、両足、顔等に火傷を負って入院した。また、周辺の建築物及び駐車していた車のフロントガラス等が破損した。調査の結果、住宅2階に末端閉止弁が2口あり、いずれも開の状態であった。1つは2口コンロに接続され、器具栓は閉の状態であった。もう1口はゴムホースに接続されていたが、もう一方のゴムホースの末端に金具が装着され、燃焼器具とは接続されていない状態で発見された。瞬間湯沸器が外れた状態で現場から発見されていることから、燃焼器具の不完全燃焼事故の事件を心配した消費者が瞬間湯沸器を取り外したものの、再度接続しようとするなどして接続方法を誤りガス漏れが発生したと推定されるが、現在調査中である。 (質量販売、50kg×1本)	燃焼器具接続ミス(ゴム管接続ミス) ＜法違反＞ ・法第16条第2項違反(違法な質量販売) ・法第27条第1項違反(定期消費設備調査の未実施)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売事業者への立入検査及び改善指示(文書) ・岡山県エネルギーガス協会に対し、質量販売先における事故防止及び法令遵守の徹底について通知
2006/7/24	京都府 相楽郡	漏えい	一般住宅 木造2階建 (集団供給)	9:35	一般消費者等	9:35に隣家からガス漏れ警報器が鳴動している旨の連絡が、都市ガス事業者に入り、都市ガス事業者が出動しガス閉栓。11:35消費者が帰宅につき現場を確認したところ、ガス栓が半開になっていることを確認した。また、他に漏えいがないことを確認した。 販売事業者に連絡し、同社が12:10頃に到着した時には都市ガス事業者により対応が終了していた。 なお、当該消費者は供給開始時の点検のうち消費設備について調査を拒否していたが、事故を契機に調査を受けた。	末端ガス栓の誤開放	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・消費設備調査の早急な実施を指導
2006/7/25	京都府 京丹後市	漏えい爆発	一般住宅 木造平屋建	19:00	販売事業者	7月22、23日に建物の所有者の家族が訪れ、ガスを使用した際、ガス臭を感じた建物施工主に連絡をした。施工主よりガスを入れている販売事業者に対し、当該建物の所有者は、次回お盆に来るまでの時、ガス臭の原因を調べてほしいと言ってきていた。しかし、当該建物の所有者の家族が突然7月25日に来て、販売事業者からガスを使用しない旨を伝えてあったのも係わらずガスを使用したため小爆発となった。 ガスは、ガス給湯器と屋内配管とを結ぶ金属フレキ管に亀裂と見られる傷から漏えいした。なお、販売事業者は、保安業務(周知、緊急時連絡等)を未実施であった。 (質量販売 20kg×2本)	金属フレキ管の亀裂 ＜法違反＞ ・法第16条(規則第16条第3項第13号)違反(20kg容器による質量販売) ・保安業務未実施(供給開始時点検、容器交換時点検、定期供給設備点検、定期消費設備点検、周知) ・法第27条、34条(規則第36～38条)(緊急時対応の遅れ)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし	(行政指導等) ・立入検査を実施し改善指導を行った。(緊急時連絡先を消費者に明確に周知する、緊急時の対応を実施記録する、質量販売において法令を遵守する等)

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/7/27	岐阜県 岐阜市	漏水 被害状況 漏水	飲食店 平屋建	17:10	販売事業者	消費者がガス臭に気づき、ガス漏れ警報器は鳴動していなかったが販売事業者に連絡した。約35分後に販売事業者の担当者(現場)に到着し、店員に状況確認を行うほか、店舗内外の点検を行いガス供給を停止した。店舗近隣住民からの通報で消防署職員が到着し、同時刻に保安機関へ連絡し、その後、全バルブを閉止しガス臭は治まった。その後、自気圧計による検査で異常がないことを確認した。原因は、バルク貯槽液取出弁が緩み微量のガスが漏れていたと推測される。 (バルク貯槽 980kg×1基)	液取出弁の不完全閉止(緩み) ・法違反 ・法第16条第2項(規則第16条第23号)及び第38条の3違反 (液化石油ガス設備工事届の未届出、安全弁の検査周期超過)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/7/27	京都府 久世郡	漏水	その他 (集団供給)	11:32	他工事業者 販売事業者	67戸の集団供給区域内で消費者からガスが出ないとの連絡を11:32に受け販売事業者が出動した。その後、11:55に工事業者から埋設管(供給管)損傷の連絡を受け、販売事業者の親会社(都市ガス事業者)も出動した。当該工事は府の発注工事であり、道路と河川の拡張工事で道路を掘削中に埋設管を損傷し、ガスを供給できなかった4戸に対しては、仮復旧措置を講じ、同日17時頃復旧した。 なお、当該工事に当たって埋設管に関する事前打ち合わせが不十分であり、埋設管の位置及び深さを確認しないまま施工された。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・再発防止を指導
2006/8/1	千葉県 柏市	漏水	共同住宅 木造2階建	21:00	販売事業者	容器置場(収納庫)内において、ガス供給側の集合管に接続されている高圧ホース2本のうち、1本に連結用高圧ホースを接続し(片側)50kg容器×3本として供給していた。漏えい箇所は、供給側の高圧ホースと連結用高圧ホースとの接続部。当該共同住宅の入居者が、消防署へガス臭の通報、消防署の出動によりガス臭の確認、容器バルブの閉止を実施。消防署からの連絡により販売事業者が現場に出動した。点検により漏えい箇所を確認し、当該漏えい箇所の増し締めを行った。漏えいがないことを確認した後、供給を再開した。 供給側の容器交換を行った際、配達員が高圧ホースと連結用高圧ホースとの接続部の締め込みが不十分であった。 調整器左側1次弁ゴム表面に付着した砂粒物により調圧機能が悪化し、ガス未使用の状態では調整器内が容器内圧力とほぼ同圧となり、ダイヤフラムアッセンブリがカバーにぶつかるといった状態が長期間繰り返されたために、本体の樹脂に金属疲労が生じ、ネジの剪断破壊に至ったものとメーカーにより推定されている。なお、調整器は製造後20年以上経過している。	高圧ホースの接続ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/8/1	広島県 尾道市	漏水	一般住宅 木造2階建	8:20	販売事業者	調整器上部のビス2本が破損、飛散し、LPガスが漏えいした。調整器左側1次弁ゴム表面に付着した砂粒物により調圧機能が損なわれ、ガス未使用の状態では調整器内が容器内圧力とほぼ同圧となり、ダイヤフラムアッセンブリがカバーにぶつかるといった状態が長期間繰り返されたために、本体の樹脂に金属疲労が生じ、ネジの剪断破壊に至ったものとメーカーにより推定されている。なお、調整器は製造後20年以上経過している。	調整器の劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/8/7	神奈川県 横浜須賀町	漏水 火災	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	8:30	その他 (他工事業者)	当該共同住宅において、隣接する建物の解体作業用の鉄製の足場が供給設備の調整器に接触して設置されていた。当該足場に何らかの理由で電気が流れ、調整器及び配管に通電した。当通電によりガスメーター継手部のゴムパッキンが発熱して劣化した。これによりシール性能が低下しガスが漏えいした。この漏えいしたガスに何らかの着火原因により引火した。	他工事業者の作業不備・安全管理不備	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/8/8	埼玉県 熊谷市	漏水	一般住宅 木造2階建	17:30	設備工事業者	7月6日、消費者が、ホームセンターにて給湯器の調子が悪いことから、同機種の給湯器を購入し、ホームセンター職員が取付けた。8月6日、集中監視システムにより消費者宅で微少漏洩が発生している旨の連絡が販売事業者に入った。8月7日、販売事業者が消費者に連絡を取り、8月8日に点検等を実施した。調査の結果、給湯器下部のユニオンからガスが漏えいしていることが分かり、復旧工事を行いガス漏えいを止めた。 8月30日、県が、ホームセンターにて事情聴取。ホームセンターが委託契約している液化石油ガス設備士は、自記圧力計での漏えい試験記録を見誤り、漏えいがあったにもかかわらず、漏えい無しと判断していたことが判明した。	給湯器の取付不良 ・法違反 ・法第38条の2(液化石油ガス設備工事の基準適合義務) ・法第38条の8(液化石油ガス設備士の義務)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・設備工事管理者(ホームセンタ)及び設備工事業者に対して注意文書
2006/8/9	静岡県 静岡市	漏水	一般住宅	15:00	その他 (他工事業者)	消費者宅前の駐車場拡張工事のため建設業者が重機を使用して地面を掘る作業を行っていたところ誤って、埋設管を折損し、折損箇所からガスが漏えいした。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/8/10	愛知県 西加茂郡	漏えい 軽傷者 1 (女性26)	その他店舗 鉄筋造2階建	12:25	販売事業者 保安機関	外気温が30℃を超えるなか、供給設備450kg容器に直接日光が当たり、容器及び供給管内の圧力上昇により接続されている集合管の安全弁が働き、ガスが放出された。当該設備は、貯蔵能力が1000kg以上3000kg未満であることから軽量の屋根又は遮蔽板を設ける必要があるが、設置されていなかったために当該事故につながったと考えられる。	気温上昇等の温度対策不十分 ＜法違反＞ ・規則第18条第2項1号違反（可燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮蔽板が設けられていない）	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	（行政指導等） ・関係事業者に対し容器交換時、供給設備点検時等に温度上昇防止対策を含めた保安教育の実施を指示 ・供給設備について液化石油ガス法に適合するように指示 ・販売事業者に設備の改善を含めた再発防止策を指示
2006/8/11	宮城県 遠田郡	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性26)	一般住宅 木造2階建	17:52	一般消費者等 保安機関	消費者が、CF型風呂釜（浴槽脇設置・屋外排気型）に点火の際、上手く点火出来ずその間に浴室内にガスが充滿した。このため2分弱浴室のドアを開放し換気した後、まだガス臭はしていたが、再度点火したところ風呂釜の煙火が浴室下部に充滿していたガスに引火し、両足膝下に火傷を負った。 平成18年2月頃から、1度では上手く点火できないことが何度かあり、爆発燃焼（ガス爆発を伴う点火）したこともあった。また、風呂釜の元栓まで閉めないと臭いはいしないもののシューという音が聞こえることがあったという消費者の話があった。この話から、消費設備に故障があったと推定されるが、当該風呂釜は既に廃棄されており事故原因の特定は不可能である。	消費設備調査不備 点火ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置	（行政指導等） ・販売事業者から風呂釜製造メーカーへの連絡がなされておらず、今後同様の事故が起こった場合はメーカーへ連絡するよう販売事業者へ指導
2006/8/13	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:00	不明	共同住宅入居者が、容器付近でガス臭を感じたため消防に通報した。調査の結果、共同住宅のLPGガス供給設備（50kg×4本）の高圧ホース4本の内1本の接続部（容器側）から、ガスが漏えいしていた。販売事業者が、直ちに供給設備の復旧工事（高圧ホース交換）を実施し供給を再開した。	高圧ホースは当初、基準を満たしていたと推測されるが、最期の首曲がりにより、接続部（容器側）不具合となった可能性あり	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報機あり	（行政指導等） ・販売事業者に対し委託保安機関への点検の徹底を指示するよう指導 ・販売事業者に対し容器交換時の点検徹底、事故再発防止を指導 ・販売事業者に対し、高圧ホースの検品及び定期供給設備点検を更に確実を実施することを指示 ・北海道エルピーガス協会の各種講習会等を通じ、事故事例を周知
2006/8/16	埼玉県 さいたま市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:00	器具メーカー	販売事業者が消費者よりガス臭がする旨の通報を受け、現場確認したところ、容器が鬆かかったため容器切替時に発生するガス臭と考え、調整器切替レバーを充てん容器側に切り替えたところガス臭がとまった。翌日、再度現場で確認したところ調整器切替レバーの付け根からガスが漏えいしていたため調整器を交換した。 調査の結果、調整器内部のパッキン（Oリング）に樹脂バリを噛み込んでいたこと、調整器内部のボルトにクラックが入っていたことが漏えいの原因。	調整器の不具合	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・調整器の自主回収を実施
2006/8/16	東京都 八王子市	漏えい	共同住宅	22:50	販売事業者	共同住宅（3室）の期限切れガスメータの交換工事を実施した。事故当日、大家の息子からガス臭いとの連絡が入り、現場に駆け付けたところ、一室のガスメータ埋立上より部からガスが漏えいしているのを確認し、直ちに全室のガスの供給を停止した。 漏えいの原因は、ガスメータ交換工事に、当該立ち上がり部に力が加わった可能性があり、ガス使用時におけるガス圧変動により腐食部からガスが漏えいしたと推定される。 旅館から露天風呂増設工事に伴うガス供給配管の変更（配管の分岐）を受けた販売事業者は、設備工事業者に工事を依頼した。設備工事業者は、8月1日から工事を開始し、8月19日にボイラー（既存設置）付近の配管接続工事を行っていたが、接続の際に供給管に残っているガスを抜いたところ、ボイラーが自動運転を開始したため、その火花によりガスが引火し、作業員2名が火傷を負った。	供給管の腐食	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/8/18	山梨県 笛吹市	漏えい爆発 軽傷者 2 (男性48,33)	旅館 鉄筋造	15:40	設備工事業者	旅館から露天風呂増設工事に伴うガス供給配管の変更（配管の分岐）を受けた販売事業者は、設備工事業者に工事を依頼した。設備工事業者は、8月1日から工事を開始し、8月19日にボイラー（既存設置）付近の配管接続工事を行っていたが、接続の際に供給管に残っているガスを抜いたところ、ボイラーが自動運転を開始したため、その火花によりガスが引火し、作業員2名が火傷を負った。	設備工事作業ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	
2006/8/21	長野県 北佐久郡	漏えい 軽傷者 1 (女性77)	一般住宅 木造平屋建	13:00	不明	13:00頃、消費者が自宅（別荘）にて倒れ、救急車で病院へ搬送された。その後、容体が回復し17:00頃に帰宅した（病院での検査結果異常なし）。帰宅後、消費者の夫がガス臭に気付く、別荘の管理会社に連絡した。17:27に販売事業者が連絡が入り、現場へ出動した。調査の結果、室内に設置されたガスコンセント（暖房用）と配管継目部分に微少漏洩が確認された。	ガスコンセントと配管継目からの漏えい	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/8/22	石川県 小松市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性57)	一般住宅 木造	19:30	一般消費者等	19:30頃、消費者が入浴のため風呂釜を点火しようとしたところ、着火不具合のため何度か点火操作を繰り返しているうちに漏れだしたガスに引火し、脱や手足に火傷を負い救急車で病院へ搬送された。事故原因は、調査中(風呂釜の着火ミスと推定)。	調査中(風呂釜の着火ミスと推定)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・定期消費設備調査を完全実施すること。老朽化した風呂釜はガス漏れ検査を実施し、撤去するよう指導。
2006/8/22	福岡県 糟屋郡	漏えい	共同住宅 木造	7:00	その他 (他工事業者)	共同住宅の入居者より販売事業者にガス臭いと連絡が入り、現地を確認したところ共同住宅の一室が解体されていた。また、供給管が折損しておりガスが漏れていた。解体業者に確認したところ、共同住宅の1室が個別供給を行っていたため、他の部屋も個別供給と判断し、解体作業を行い供給管を損傷させた。当該解体業者は、事前に販売事業者に対し電話連絡をしたと言っていたが、電話番号を確認したところ販売事業者の電話番号とは異なっていた。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/8/23	岐阜県 関市	漏えい	共同住宅 鉄筋造2階建	12:20	充てん事業者	事故前日、50kg容の集合供給から、498kgのバルク貯槽へ変更のため設置工事を実施した。事故当日、バルク貯槽周囲を点検後、10:45から充てん作業を実施、充てん作業中にはガス漏れは確認できなかった。12:20頃、共同住宅入居者がガス漏れを発見し、販売事業者、警察署及び消防署へ通報した。13:00頃、消防署職員により液取出しよりガスが漏えいしていることを確認後、液取出しを中止し、漏えい検査により漏えいがないことを確認した。 調査の結果、バルク貯槽の液取出しが1/4回転ほど緩んでいた。充てん事業者は、バルク貯槽出荷時に閉止してあるものと思いこみ充てん作業時に確認を怠っていた。	充てん作業ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/8/27	茨城県 ひたちなか市	漏えい	一般住宅 木造平屋建	17:10	不明	調理のため消費者がコンロを1分程度使用していたところ、「シュー」と音がして湯沸器に接続の低圧ホース継手部から約15cm離れた部分より火柱があがった。当該消費者が、濡れたタオルを2回火元にかき消した。当該低圧ホースを製造メーカーで調査した結果、低圧ホース自体の欠陥・不具合はなかったと推定。	低圧ホース接続部からの漏えい	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/8/27	鳥取県 米子市	漏えい	共同住宅 鉄筋コクリート造	17:30	器具メーカー (バルク貯槽製 造メーカー)	バルク貯槽液面計取付部からガスが漏れていた。原因は、バルク貯槽製造時の液面計フランジの締付不足により、液面計フランジ部ゴムハッキンに隙間が生じたためである。	製作不完全	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	(行政指導等) 経済産業省から、当該事故と同様の稀少漏洩が発生するおそれがあるバルク貯槽230基に対し、全数点検を実施する旨を指示済み
2006/8/29	兵庫県 姫路市	CO中毒 軽症者 2 (女性60、33)	その他(工場構内 食堂厨房) 鉄筋造2階建	12:30	一般消費者等 販売事業者	工場構内食堂内の厨房で、従業員が食器洗浄作業を行っていたところ突然頭痛を訴えて一次作業を中断し休題した。偶然来社していた保険外交員が食器洗浄作業を引き継いで手伝ったところ休憩中の従業員が椅子から倒れたため、急いで救助を求めて食堂までたどって保険外交員も倒れた。当該工場の従業員が気づき、救急車により従業員と保険外交員の2名を病院に搬送した。 フード換気扇を作動させずに、ガス湯沸かし器を使用して食器洗浄作業を実施したため不完全燃焼となりCO中毒が発生した。	CO式瞬間湯沸器の換気不良 (換気扇未作動) ＜法違反＞ ・法第34条第1項：定期消費設備調査において①湯沸器の給気口が設置されていない、②湯沸器は専用排気筒がなく、排気用フード下部に設置されていた。 ・第35条の5(規則第44条第1号ノ及びヨ)違反	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・屋内設置のCO式給湯器及び風呂釜が設置されている消費先の緊急点検調査を行い、屋外設置型又は安全装置付燃焼器への交換促進を指導 ・販売事業者に対し、CO中毒事故発生に際し厳重注意及び消費先の緊急点検を文書にて指導した。 ・兵庫県プロパンガス協会に対し、傘下会員における類似事故の再発防止の徹底を文書にて指示した。
2006/8/30	愛知県 瀬戸市	漏えい爆発・火災 重傷者 1 (男性59)	一般住宅 木造2階建	23:00	一般消費者等 販売事業者	消費者(歯科技工士)の自宅内作業場において、19時頃から作業を行っていたところ22時50分にガスが遮断した。集中監視システムにより合計・増加流量遮断の通報が入ったため、販売事業者従業員は、当該消費者に電話により状況を確認し、メータの復帰手順を伝えた。23時頃メータの復帰とガス器具の点火を電話で確認した。その後数分して、何らかの原因により小規模な爆発及び火災が発生した。 当該作業場にあったガスバーナーのガスホース取付部とゴムホースのサイズが合わず、ビニールテープなどで接続された状態にあり、この接続部から漏えいした可能性が高い(消防談)。当該販売事業者は、他販売事業者廃業により当該消費者を引き継いだ際に、当該事故発生部分の消費設備を把握していなかったため、当該部分にかかると供給開始時点後、調査及び定期消費設備調査が実施されていなかった。	ゴム管接続ミス(サイズ違い) ＜法違反＞ ・法第27条(規則第37条)違反 ・法第35条の5(規則第44条第1号ノ)違反	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・消費設備調査の漏れが無いことを再確認すること及び緊急時対応の対処方法を再検討することを口答指導

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/9/4	富山県 中新川郡	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:50	販売事業者	事故当日、現場宅の近隣住人がガス臭を感じたので、販売事業者に連絡した。現場に急行した従業員がガス器具の元栓を閉めたが、別の従業員が配管からのガス漏えいではないかと思い、容器のバルブを閉めるとガスの漏えいは止まっていた。火災爆発はなかった。漏えいがあった配管は40年程前に設置された白管で、建物の壁の外側に敷設された地上配管であるが一部のガス元栓に不備があり、消費設備の配管の腐食・欠陥の状況及び配管の腐食防止措置についての確認がなされていなかった。	配管の腐食(地上配管の一部が土に埋設) ・法第14条違反(書面未交付) ・法第34条違反(消費設備の調査の不備)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・始末書の徴収(書面未交付、消費設備の調査の不備) ・他の消費者に対して、配管の腐食が見られないか点検を行うよう指示
2006/9/5	徳島県 阿南市	漏えい火災 軽傷者 1 (女性59)	飲食店 木造	9:30	一般消費者等	開店準備のため出勤し、飲食店内の業務用コンロに点火した。も作業開始前に確認せずに、ガス栓を開放したままの状態でもう片方のコンロに着火したために漏えいしていたガスに引火し火傷を負った。	業務用コンロの点火ミス	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/9/9	和歌山県 東牟婁郡	漏えい火災 軽傷者 1 (女性26)	共同住宅 鉄筋コンクリート造4階建	19:00	不明	消費者が浴室内の密閉式風呂釜に点火したところ爆発した。消費者は、点火の30分前に閉止弁を開にしたとのこと。事故の原因は、何らかの理由で、金属フレキの袋ナットが緩み、袋ナットと接続金具との間からガスが漏えいした。	金属フレキの接続不良	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
2006/9/10	茨城県 かすみがうら市	漏えい	その他(空き地)	17:05	その他(土地の管理者)	造成分譲地で空き地となっている区画を、土地管理者の従業員が除草作業を実施した際、草刈器で埋設PE管を誤って損傷させた。損傷箇所2箇所の内1箇所から漏えいした。	埋設管(供給管:PE管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/9/10	富知県 香美市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:15	器具メーカー	消費者から「家のガス器具に火が着かない」との連絡と「ガスメータの表示がBCP(圧力低下遮断)となっている」との連絡が電話で入った。直ちに現場で確認したところガス切れ状態であったので、容器1本を交換しバルブを開けると自動切替調整器から音を立てガスが漏えいしている状態であった。事故の原因は、自動切替装置の欠陥。	調整器の不具合	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・調整器の自主回収を実施
2006/9/14	神奈川県 相模原市	漏えい爆発 軽傷者 2 (男性年齢不明、女性年齢不明)	一般住宅 木造2階建	23:30	一般消費者等 販売事業者	消費者が調理を終了し、10分程度経過後にシステムキッチン内のガスコンロ付近でガス臭がしたためガスコンロ下のキャビネット内のガス元栓を閉止した。消費者が、元栓を閉めた直後に消費者の夫がガスコンロのスイッチを操作したところ滞留していたガスに引火し爆発した。	末端ガス栓からの漏えい	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・ガスコンロを(財)日本ガス機器検査協会に持ち込み、立ち消え安全装置の機能検査を実施するように指導 ・マイコンメータSをメーカーに持ち込み、記録解析するように指導 ・県協会保安部会で、検査孔からのガス漏えいに対し注意喚起 ・県協会に検査孔からのガス漏えい事故の再発防止について文書にて要請 ・経済産業省から、再発防止のため「検査孔付き機器接続ガス栓に係る保安の確保について(注意喚起)」を関係団体に発出した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/9/15	千葉県 君津市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性29)	共同住宅 鉄筋コンクリート造5階 建	17:00	器具メーカー	消費者が風呂を沸かそうとして器具栓つまみ及び点火つまみを操作したところ爆発し、風呂釜前面カバーが外れ吹き出した火災により両足に火傷を負った。 事故原因は、風呂釜内部器具栓からのガス漏れいと操作ミスが重なった可能性がある。	製作不完全 (BF式風呂釜)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・9月16日、現地調査に県庁保安課職員2名を派遣、地元消防、ガス販売店及びLPGガス協会とともに状況調査を実施、また、ガス器具メーカーに当該器具の調査を指示 ・9月28日、ガス器具メーカーからの報告を受け、同内容を経済産業省に報告するよう指示 ・販売事業者に対し、当該共同住宅内に設置されている当該器具と同型式の器具を点検するよう指示 ・販売事業者の顧客(約700件)について、当該器具と同型式の器具を点検するよう指示 ・供給設備(調整器、高圧ホース等)の期限管理の徹底を指示 ・法第27条第1項第2号、第3号に規定する消費設備調査の遅れ及び周知を急ぐ事への指導を実施
2006/9/19	埼玉県 さいたま市	漏えい	一般住宅 木造2階建	18:00	その他(他工事業者(電気会社))	18:00頃、販売事業者が容器交換時にメーターを確認したところ、ガス漏れの表示があったため営業所にその旨を連絡した。 18:30頃、現場を確認したところガス給湯器が、ヒートポンプ給湯器(エコキュート)に取り替えられていた。 後日、調査したところ、電気会社がヒートポンプ給湯器(エコキュート)を設置場所に運び込む際に、容器、調整器、ガスメータが邪魔であったため、一時的に取り外し、取り付けたことがあった。調整器を再取付する際、ゴムパッキンを取り付けなかったのがガス漏れの原因であった。	調整器接続ミス ＜法違反＞ ・法第38の2違反(液化石油ガス設備工事の基準適合義務(電気工事業者))	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・電気工事業者に立入調査を行った。工事を行った事実確認をし、①液化石油ガス設備士でない工事者は出来ない旨の口頭指導、②今後は、液化石油ガス販売事業者の了解後工事を行うよう口頭注意した。
2006/9/20	東京都 武蔵村山市	漏えい	共同住宅 2階建	13:37	不明	集合住宅の入居者からガス臭いとの通報が消防署に入り、消防署職員が出動すると集合装置の連結部(フランジ部)からガスが漏れいていたので容器バルブを閉止した。消防署から連絡を受けた販売事業者は、直ちに集合装置を交換し、ガス漏れがないことを確認し閉栓した。 原因については、現在調査中	集合装置連結部(フランジ部)からの漏えい	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	
2006/9/21	岡山県 岡山市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:13	その他(隣家の外壁の剥離)	住民からガス漏れの通報が岡山市消防局に入り、岡山市南消防署からポンプ車1台と救助工作車1台が出動し、15時38分に現場に到着したところLPGガス臭が充満し、ガスの漏れる音がしていた。調査の結果、LPGガス容器50kg×2本立ての高圧ホースが外れてLPGガスが漏れいていたため、消防署員が直ちに容器バルブを閉止し、漏えいを止めた。その後、消防から連絡を受けた販売事業者が滞留ガスを送風機により拡散させ、容器等の供給設備を回収した。 原因は、消費者宅に隣接した3階建ての集合住宅の屋上のコンクリート外壁のモルタルの一部(30cm×15cm×2.3cm)が経年劣化により剥離し、高圧ホース付近に落下、その接続部が折損したため、容器バルブが開になっていた容器からガスが噴出した。	高圧ホース接続部の損傷	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・閉栓時には容器バルブを閉止すること及び供給設備は物の落下から安全な場所にするこの2点について口頭注意
2006/9/24	長野県 岡谷市	漏えい火災 軽傷者 1 (男性31)	その他(公園)	13:30	一般消費者等	公園で焼肉を行うために、自社の工業用トーチバーナを10kg容器に接続し、鉄板の加熱していた。当該トーチバーナーに接続された高圧ホースが劣化しており、ガスが漏れ出し、その漏えいしたガスに引火した。 販売事業者は、10kg容器に調整器とコンロをセットにして点検を実施したうえで質量販売したが、消費者が調整器及びコンロを取り外し自社のトーチバーナを接続した。 (質量販売 10kg×1本)	高圧ホースの劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(行政指導等) ・LPGガス消費設備の適正な使用について周知徹底を口頭指導

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/10/1	神奈川県 横浜須賀町	漏えい火災 被害者 1 (女性69)	共同住宅 鉄筋造4階建	13:30	その他(一般消費者等、販売事業者、器具メーカー)	消費者が風呂にお湯をためていたところ、ペラペラに設置してある給湯器から出火していた。直ちに消防に連絡するとともに水をかけ消火したが、ペラペラの天井が損傷した。当該給湯器をガス石油PLセンターにおいて調査した結果、長期使用(約13年)により給交換機と排気部にススが付着して目詰まり状態となり、これにより排気ガスが給湯器内部に滞留し事故に至ったと推定された。	給交換機と排気部にススが付着して目詰まり状態となったことが原因と推定。	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・事故は遅滞なく通報する旨を口頭指導
2006/10/3	北海道 小樽市	漏えい火災 被害者 1 (女性69)	共同住宅 鉄筋コンクリート造11階建	18:30	販売事業者	16時頃、消費者宅において家族立会のもと、ビルトインコンロのグリル部品(サーモカップル・安全装置)の取替作業を行った。18:30頃、消費者がグリルに点火しようとしていたところ、漏えいしていたガスに着火し、顔、腕等に火傷を負った。ビルトインコンロのグリル部品(サーモカップル)交換時に、シール材(リング)を本来の部品ではない別の部品を装着したためガスが漏れ出し着火した。なお、交換用部品は2種類あり、今回誤って装着した部品は、本来のものより外径が小さいものであった。	施工不完全(機器修繕ミス)	・ガス漏れ警報器あり(鳴動せず。検知区域内。探知できない位置・ガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報機あり ・集中監視システムあり	(行政指導等) ・販売事業者に対し事故概要について聴取し、消費者宅に対する保に、再発防止策及び保安教育について口頭指導(小樽商工労働事務所) ・販売事業者に対し事故概要について聴取し、今後の対応について、改善報告書を提出することを口頭指導。改善計画書を受理し、その後の実施状況を確認した(石狩市)
2006/10/3	千葉県 木更津市	漏えい爆発 被害者 1 (男性58)	一般住宅 木造1階建て	18:30	一般消費者等	事故当日18時30分頃、消費者が風呂釜の点火時、点火不良のため、何度か点火操作を繰り返していた際、未着火のガスに引火・爆発し、当該消費者が火傷を負った。被害者は翌日(10月4日)屋敷に直接自ら病院に行き治療を受けた(数日の入院)。10月5日9時22分、被害者の姉から販売事業者に事故の連絡が入り、販売事業者が現地調査(気密試験等)を実施したところ記管及び風呂釜等には漏えいはいなかった(当該風呂釜は、10月12日、外付給湯器に交換)。	点火ミス(風呂釜老朽化)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・風呂釜について製造メーカーの調査を受けるように指示
2006/10/5	京都府 与謝郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート4階建て	23:00	その他(地盤沈下)	団地の住人から警察にガス臭いとの連絡が入り、警察から消防へ連絡。販売事業者には警察から電話が入り、23:00に出動。現場でガス臭いは確認できなかったが、水銀灯の支柱内でガスを検知したため閉栓した。翌日、埋設管を調査したところ埋設管に変形が見られた。供給設備から住戸に向かう埋設管は取替、埋設管の途中で分岐して集会所へ向かう配管は撤去するともに、集会所は容器による個別供給に取り替える措置を行った。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器あり(鳴動せず。検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置 (ガス漏れ警報器連動)あり	
2006/10/10	兵庫県 姫路市	火災	一般住宅 木造2階建て	7:30	その他(給湯器製造メーカー代行店)	住宅の管理者(京都府丹後土木事務所)及び販売事業者に聴取したところ、事故原因は地盤沈下と推測された。 事故当日7時30分頃、LPガス消費先で火災が発生した。消費者の娘(妹)が、浴室でシャワーを使用していたところ途中で水になったため、おかしいと思いシャワーの使用を中止した。その時、外でバチバチという音がしたため、兄を呼ぶとともに外に出てみると皿が燃えていたため、兄妹で連携して浴槽の水をバケツで運び消火した。消防署が、現場で当該給湯器の燃焼状況を確認するため点火操作を実施したが、コントロール基盤に水が入り点火しなかったため、製造メーカーが持ち帰り点検調査を行うこととなった。 当該給湯器は、平成11年11月4日に設置し事故当日まで使用されていた。その間、平成18年8月16日にお湯が出ないとの修理連絡を受け、当該給湯器製造メーカーの代行店で修理した(修理完了11月17日:修理内容は、コントロール基盤とイグナイターの交換)。	施工不完全(修理作業ミス)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/10/11	愛知県 豊田市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性33)	共同住宅 鉄骨造2階建て	23:00	一般消費者等 販売事業者	事故当日午後11時頃、事故発生現場において、2日前に自宅に入居した消費者が風呂を沸かすために着火操作(点火スイッチを押さへ、風呂釜のハンドルを10回ほど回転させる。)を行ったが点火しなかった。再度火を付けようと同様の着火操作を繰り返したところ、風呂釜の内部に溜まっていたガスが爆発した。P事故の直接原因は、着火失敗により風呂釜内部に滞留したLPガスが再点火の火花で爆発したため。間接原因としては、被害者は自宅に入居したばかりであり、器具の取り扱いに慣れていなかったことが考えられる。	点火ミス ＜法違反＞ ・法第14条(書面の交付)違反	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・当該消費者及び設備について保安状況を確認 ・当該消費者に対して周知未実施のため、すみやかに周知の実施を指示 ・10月16日、液石法第14条第2項に基づきすみやかに書面交付を行うことを口頭指導
2006/10/17	愛知県 安城市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建て	8:30	その他 (他工事業者)	下水道工事業者が工事のため舗装部分を切断した際に埋設管を損傷させガス漏れを引き起こした。なお、下水道工事業者から販売事業者への事前連絡及び立会い要請はなかった。	埋設管(供給管)の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・他業者の工事情報について、出る限り事前把握に努めるように指導
2006/10/18	千葉県 いすみ市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性79)	一般住宅 木造平屋建て	11:25	一般消費者等	11時25分頃、消費者(事故現場となった住宅を訪問していた親戚)が台所にある2口の末端ガス栓を開栓しようとしたところ、誤って器具に接続されていない方の末端ガス栓を開けてしまった。誤開栓に気づかずコンロの点火操作を行ったため、漏えいしたガスに引火・爆発し火傷を負った(負傷者は付き添いとともに病院に行き治療を受けた)。なお当該消費者は、手伝いに訪れていた親戚で操作に不慣れであった。 販売事業者には、11時30分頃、当該消費者の親戚から連絡が入った。連絡を受けた販売事業者の従業員が現場に駆け付け、たところ、マイコンメータはC表示(合計・増加流量遮断)で停止していた。 調査したところ、2口の末端ガス栓に接続されていたガス炊飯器を電気炊飯器に交換した際、1口の末端ガス栓に交換する等の誤操作防止が講じられていなかった(炊飯器交換は消費者が実施)。	末端ガス栓の開閉放	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/10/27	広島県 広島市	漏えい	一般住宅 木造2階建て	21:55	配送センター	連結管で接続している予備側容器接続部分から、ガスが漏えいした。事故原因は、容器弁てん口部分にゴミが挟まったまま、高圧ホースを接続したことによるガス漏えいと推定される。	高圧ホース接続ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/10/28	千葉県 富津市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリート6階建て	22:30	一般消費者等	22時30分頃、消費者の妻が風呂のシャワーを使用中お湯がでないため(水のみ供給)、消費者が屋内壁面に設置されている湯沸器の様子を確認するため近づいたところ、当該湯沸器内で爆発した。この時、湯沸器の前カバーが外れ、後方(外部)排気用カバーも外れた。 消費者が保安機関及び消防に通報し、事故当日、保安機関がガス漏れ等の有無について調査を実施したが、特に異常はなかった。11月6日湯沸器製造メーカー及び消防立会のもと、湯沸器調査を実施したが特に異常はなかった。更に、11月15日、保安機関が消防立会のもと、配管及び湯沸器の漏えい検査を実施したが特に異常はなかった。 事故発生の日屋は、リノートマンションとして使用されており、事故発生後、保安機関が回収利用する際、湯沸器を交換(消防機関の了解後)し、製造メーカーによる詳細調査の結果、器具外観及び内部に変形や焼け付けた痕跡等はなく、器具の点火・作動確認の結果も特に異常はなかった。 事故原因については、消費者が風呂でシャワーを使用中に種火が失火し、再点火したため湯沸器内に漏えいしたガスに引火・爆発したものと考えられる。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・当該湯沸器について製造メーカーの調査を受けるように指示
2006/11/6	香川県 観音寺市	漏えい火災 軽傷者 3 (男性23,39 女性51)	飲食店 鉄筋コンクリート造り2階建て	9:30	器具メーカー	9時30分頃、ガス器具メーカーの社員2名が、スタックコーナー庫内のゆで麺器(ガス機器)を同タイプの新品に交換するため厨房内で作業を行っていた。作業は1名がゆで麺器の前側で、1名が後側で行った。既設のゆで麺器を撤去するため、ガス供給管の接続を外して、かつ、末端ガス栓を開めた状態で前方に移動させた際、シュッと音がし(調査に立ち会った権限者が「ガスが漏えいする音として聞いている」、炎が天井近くまで上がった。ゆで麺器の後側側にいた社員が、直ちに元栓を閉めたため、火災はすぐ収まったが、社員2名と厨房内のパート(女性)が火傷を負った。 事故原因は、ゆで麺器を移動させた際、末端ガス栓に接触して開栓状態となったためにガスが漏えいし、ゆで麺器に隣接した別のガス機器(スーフワーマー)の燃焼炎が漏えいしたガスに引火したため。	末端ガス栓誤開放 ＜法違反＞ ・法第38条の7(規則第108条第2号)違反(液化石油ガス設備)士以外が液化石油ガス設備工事を実施) ・法第38条の10違反(特定液化石油ガス設備工事事業の届け出なし)	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域内。検知できない位置・ガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置 (ガス漏れ警報器連動)あり	(行政指導等) ・ガス器具メーカー本社に対し、始末書の提出を予定

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/11/7	秋田県 能代市	漏えい 漏えい	飲食店 構造 鉄骨造平屋建	23:42	器具メーカー	11月8日00時17分頃、保安機関(緊急時対応)の担当者から販売事業者所長に対し、飲食店でのガス漏れ発生について通報があった。00時25分頃、販売事業者所長が現場に到着したところ、当該保安機関の保安業務員と警官2名(飲食店からの通報により出勤)が待機中であった。状況説明を受け立会のもと設備確認を実施したところ、バルク貯槽に接続されているベーパーライザー本体から比較的大きなシュー音が聞こえ、ガス検知器でもその付近で反応が強いため、漏えい発生箇所として特定した。 根本的な修理は不可能な箇所のため、応急措置としてベーパーライザーへのガス供給をバルブを閉じることにより停止し、供給管内の液及びガスはドレン抜きにより少量ずつ大気放出し、滞留の可能性が低いと判断した。これにより局部からの漏えいは停止した。02時30分頃ガス検知器で漏えい発生箇所及び設備の他の部分からガス漏えいが無いことを確認して作業を終了した。 ガス供給は、気相側からの供給で対応できることを消費者に説明し、根本的な修理時期については改めて連絡することとして承認を得た。 事故原因は、ベーパーライザーの液流出防止弁(弁ガイドネジ部)からの漏えい。	製作不完全	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域内。探知できない位置・ガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) ・経済産業省から、当該事故と同様の漏洩が発生するおそれがあるベーパーライザーに対し、Oリング交換等を指示。
2006/11/7	広島県 福山市	漏えい火災	一般住宅 木造2階建て	18:45	一般消費者等 販売事業者	居間に設置してあるガスストーブと末端ガス栓を接続しているゴム管(ホースバンド)により接続が劣化、ガスが漏えいし、ストーブの火が引火した。なお、消費設備調査の際、ガスストーブ使用及び未使用ガス栓の報告は無かった。	ゴム管の劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
2006/11/14	長崎県 雲仙市	火災	一般住宅 木造2階建て	18:30	不明	消費者が給湯器のスイッチを入れ、その後、調理のため電気製品のスイッチを入れたところ、フレアガが落ち停電した。外に出ると白煙が上がっており消防へ通報。配管等からガス漏えいとは確認されおらず、当該給湯器については製造メーカーが原因調査を行った。 当該給湯器では、リード線密集部、制御基盤、漏電ブレーカ部が特に焼損しており、これらの配線が燃え白煙が上がったものと思われるが、当該部分の過熱、発火原因は不明。なお、製造メーカーの調査では給水管部の一部で水漏れが認められたが、ガス漏えい、電磁弁機能不良、異物混入及び逆火等は認められなかった。 新築中の老人ホームに設置した供給設備(50kg容器×8本)と消費設備の配管等内のエアークッキ作業、ガス機器の燃焼試験を行うため、作業員が容器のバルブ及びメータガス栓を開け、停止中のガスメータを復帰させた。その後、当該老人ホーム厨房室内の炊飯器設置場所の末端ガス栓(2口ヒューズガス栓)の片側にゴム管を接続し、当該ガス栓を開け少量ずつ室内に放出中、エアークが抜けたことに気付かず、当該操作を継続し続けため厨房室内にガスが滞留した。後、ガス機器の燃焼試験を行うためにガス炊飯器の点火を行った際、同所に滞留していたガスに引火爆発した。この引火爆発で作業員が顔面に火傷を負い、病院で治療を受けた(軽度の火傷で事故当日に帰宅)。なお、事故発生当時厨房室内には作業員以外おらず第三者への被害はなかった。 事故の直接原因は、不十分な安全管理(①室内でのエアーク設置)、②ガス漏れ検知器による測定なし、③ガス漏れ警報器の未設置)で配管等内のエアークッキ作業を行い、室内にガスが滞留したため。間接原因は、①単独でのエアークッキ作業の実施、②エアークッキ作業の慣れによる油断、③作業工程の切迫による焦りがあったため。	不明	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(行政指導等) ・給湯器製造メーカーに対し、当該給湯器からの白煙発生原因の調査結果を報告するよう指示。 ※その後、製造メーカーから原因不明と報告
2006/11/16	北海道 札幌市	漏えい爆発 軽傷者 1 (男性27)	その他(建設中の 老人ホーム) 鉄筋コンクリート造り3 階建	15:30	販売事業者	新築中の老人ホームに設置した供給設備(50kg容器×8本)と消費設備の配管等内のエアークッキ作業、ガス機器の燃焼試験を行うため、作業員が容器のバルブ及びメータガス栓を開け、停止中のガスメータを復帰させた。その後、当該老人ホーム厨房室内の炊飯器設置場所の末端ガス栓(2口ヒューズガス栓)の片側にゴム管を接続し、当該ガス栓を開け少量ずつ室内に放出中、エアークが抜けたことに気付かず、当該操作を継続し続けため厨房室内にガスが滞留した。後、ガス機器の燃焼試験を行うためにガス炊飯器の点火を行った際、同所に滞留していたガスに引火爆発した。この引火爆発で作業員が顔面に火傷を負い、病院で治療を受けた(軽度の火傷で事故当日に帰宅)。なお、事故発生当時厨房室内には作業員以外おらず第三者への被害はなかった。 事故の直接原因は、不十分な安全管理(①室内でのエアーク設置)、②ガス漏れ検知器による測定なし、③ガス漏れ警報器の未設置)で配管等内のエアークッキ作業を行い、室内にガスが滞留したため。間接原因は、①単独でのエアークッキ作業の実施、②エアークッキ作業の慣れによる油断、③作業工程の切迫による焦りがあったため。	配管等内のエアークッキ作業ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売事業者に対し、事故検証の実施、今後の対応策(①保安教育の実施、②作業手順等のマニュアルの作成、③事故発生時の緊急連絡系統図の整備)の改善計画を提出するよう指示。 ・北海道エルピーガス協会に対し、各会員へ事故事例を周知し、今後の事故防止を図るよう要請。 ・販売事業者に対し、不十分な安全管理による事故を発生させたことから、これらを踏まえ再発事故防止の徹底を図るよう口頭にて厳重注意
2006/11/22	沖縄県 沖縄市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性55)	飲食店 鉄骨造2階建	9:00	器具メーカー	事故前日、器具メーカー修理担当者が食器洗浄機(ガスブースター)を修理し未完了のまま、燃焼器接続用金属フレキシを未接続の状態での帰社した。事故当日の朝、飲食店従業員がガス栓を開け、当該食器洗浄機の電源を入れた直後、未接続の金属フレキシから漏えいしたガスに着火し爆発した。なお、ガス漏えいは、マイコンメータSBで遮断されていた。	施工不完全(金属フレキシの未接続)	・ガス漏れ警報器あり (鳴動せず。検知区域内。探知できない位置・ガス量) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSBあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/11/25	埼玉県 三郷市	軽傷者 4 (男性19,23,46 女性45)	共同住宅 木造2階建	23:10	設備工事業者	事故当日16時30分頃、保安機関(東販売業者)が定期消費設備調査を行った際、湯沸器の接続がゴム管であったため金属フレキホースに交換した。23時10分頃、消費者がガス臭に気づき、ガスホースの元栓を閉め販売事業者に連絡、23時35分頃、販売事業者が現場調査したところ、湯沸器と金属フレキホースの接続部のねじの締め付けがうまくいったことが判明し、処置した。12月5日、当該販売所が本社に当該事故を報告。本社が行政への報告を指示し、販売所が行政に報告した。12月11日、県が販売事業者に聞き取り調査を行ったところ、ガス漏れの原因が定期消費設備調査を行った液化石油ガス設備士の施工ミスによるものと報告を受けた。また、特定液化石油ガスの施工工事業者が未届である旨の報告を受けた。	施工不完全(金属フレキホース接続ミス) ＜法違反＞ ・法第38条の2違反(液化石油ガス設備工事の基準適合義務違反) ・法第38条の義務違反 ・法第38条の10違反(特定液化石油ガス設備工事事業の届出しなし)	・ガス漏れ警報器あり(鳴動せず。探知できない位置・ガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者から情報収集及び事故届出書の提出を指示 ・当該工事を行った液化石油ガス設備士に対し文書により厳重注意
2006/11/27	栃木県 宇都宮市	漏えい爆発	その他店舗(銭湯) 鉄骨造	9:10	一般消費者等 販売事業者	9時10分頃、業務用消費者(銭湯)のパート従業員が厨房内の調理機器(ガスフライヤー)を点火後、その場を離れた2-3秒後に爆発を起した。爆発後、厨房内のガスオーブン、天井、照明、什器が破壊・変形した。9時22分、緊急通報により販売事業者が現場に急行し確認を行ったところ、ガスコンロの末端ガス栓が開放された状態であった。 事故の原因は、ガスフライヤー付近の末端ガス栓を事故当日の朝、何らかの経緯で誤開放してしまい漏えいしたガスが付近に滞留し、直近1mにあるガスフライヤーを点火したところ火種となり引火爆発したものと推定される。なお、末端ガス栓に以前接続されていた消費機器は取り外されていた。	末端ガス栓の誤開放	・ガス漏れ警報器あり(鳴動せず。電源が入っていない) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動、対震)	
2006/11/30	滋賀県 栗東市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造り3階建て	13:30	販売事業者	(バルコニー)貯槽 300kg x 1基 警察官舎の住人から玄関付近でガスの臭いがするとの通報があり、現場においてガス検知器で漏えい箇所を発見した。埋設管の交換を実施するとともに、同供給設備の他の埋設管もすべて点検し漏えいのないことを確認した。 事故原因は、容器庫から建物前面までの埋設導管で、地下65cmから30cmへ立ち上がるエルボ部分が腐食(電食)により穴が開き漏えいした。(白管50Aテープ二重巻き)	埋設管(配管)の腐食(電食)	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・埋設管管理台帳に記載されていない消費者の中で、ガス漏えい試験(1年/1回)が実施の箇所については検査を早急に実施し、点検結果を報告することを文書により指導
2006/12/1	新潟県 三条市	漏えい爆発 軽傷者 1 (女性70)	一般住宅 木造2階建	5:30	一般消費者等 販売事業者	消費者が台所にあるガスコンロ及びガスストーブに接続されている2口ロコースガス栓の両方を開放し、ガスコンロに点火した。その後、5分程度経過後、ガスストーブに点火しようとしたところ、ストーブの背面から爆発した。付近の段ボール等が燃えたため、上着で消火したときに火傷を負った。火災はほや程度で鎮火した。 事故調査時、ストーブからゴムホース(ロコム付き絡巻きラセン(ゴム)管)が外れていた。聞き取り調査の結果、事故後取り外した者はおらず、また、ロコムの締め付け用の蝶ネンが緩んでいた。また、配管、ストーブ等の漏れ試験を行ったが特に異常はなかった。なお、事故調査当初に立ち消え安全装置の故障が疑われ、また、ガス漏れ警報器が作動しなかったと話しているため、当該ストーブ及びガス漏れ警報器の検査を、JIA及びHKIにそれぞれ依頼したが、特に異常はなかった。当該ストーブは、事故は発生の10日ほど前に設置され、何度が家人が足を引っかけていた。 これから、ロコムの締め付けが十分でなかったため、足を引っかけた時に徐々に接続が緩み、ヒューズガス栓が作動しない程度のガス漏れが発生し、約5分間に漏れたガスにより爆発したと思われる。なお、ガス漏れ警報器が当該ストーブから1m程度離れた位置に設置されていたが、品物が付近に積まれていたためガスの流動が阻害され、作動しなかったものと思われる。消費者は異様な臭いを感じていたが、ガス量とは認知がなかった。消費者からガスコンロ付近がガス臭いとの連絡があり、販売事業者職員が出動した。末端ガス栓をガス漏れ検知液で検査した結果、ソリミ部から微少の漏えいが確認されたため、2口ロコースガス栓に交換した。その後、漏えい試験を実施し、漏えいがないことを確認した。事故の原因は、末端ガス栓の劣化。	ゴム管接続不良 ＜法違反＞ ・法第27条第1項第2号違反(定期消費設備調査時に移動式燃焼器具(ガスストーブ)の調査未実施)	・ガス漏れ警報器あり(鳴動せず。検知区域内。警報器付近に品物が積まれていたためガス流動が阻害された) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・ガスストーブ及びガス漏れ警報器の検査依頼 ・販売事業者に対し、法違反事項の早期改善、法違反に至った経緯及び再発防止策の報告を文書で指導
2006/12/4	茨城県 白河市	漏えい	一般住宅 木造平屋建	20:12	販売事業者	消費者からガスコンロ付近がガス臭いとの連絡があり、販売事業者職員が出動した。末端ガス栓をガス漏れ検知液で検査した結果、ソリミ部から微少の漏えいが確認されたため、2口ロコースガス栓に交換した。その後、漏えい試験を実施し、漏えいがないことを確認した。事故の原因は、末端ガス栓の劣化。	末端ガス栓の劣化	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2006/12/22	埼玉県 東松山市	漏えい爆発	鉄筋コンクリート造 3階	17:10	一般消費者等	17時10分頃、末端ガス栓から漏えいしたガスにおでん（おでんを温める器具）の火が引火、爆発。隣のクリーニング店が販売事業者と連絡。 17時20分頃、販売事業者が現場に到着。開いていた全てのガス栓を閉止し、自記圧計によりガス漏えいを確認したところ、漏えいはなかった。末端ガス栓のヒューズ機構も問題なかった。 現場には、2口ガス栓（おでん器のみ接続）と1口ガス栓（ホースのみが接続され、燃焼器は接続されていなかった）があり、事故直後、この1口ガス栓が開いていたことが分かった。 一般消費者が誤って、この燃焼器が接続されていない1口ガス栓を開けてしまいヒューズ機構が働かない半閉状態）、そこから漏えいしたガスにおでん器の火が引火し、爆発したと思われる。 11:00頃、消費者から給湯器の不調に対する連絡が販売所へあり、調査を行った。給湯器は、マンション3Fのバイパスベース（PS）内に設置された屋外式であり、排気筒は、PS内を通り外部へ配管されており、調査に訪れた際に異臭を感じた。調査により何らかの原因で不完全燃焼を起こしていることが分かった。PSの裏に位置する浴室点検口を開けたところ白煙が充満していたため、即座に全ての窓を開け換気を行った。 その後、詳細な調査を実施する予定で販売所に戻った際、2名の気分が悪くなりCO中毒症状を起こした。このため、消費者へ連絡。救急車にて病院へ搬送（消費者2名）して検査を受けたところCO中毒症状が確認された。その後の調査でPS上部に一部コンクリートが欠損した部分があり不完全燃焼により発生したCOガス等は、当該欠損箇所から部屋に侵入したと推定される。	末端ガス栓の漏放 ＜法違反＞ ・規則第44条第1号が違反（ガス漏れ警報器未設置） ・規則第44条第1号が違反（末端ガス栓変更工事後の気密試験未実施） ・法第27条第1項1号（供給設備点検未実施） ・法第27条第2号（消費設備調査未実施）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・事故発生の際は、すみやかに連絡することを口頭指導 ・立入検査実施予定
2006/12/29	福岡県 久留米市	CO中毒 軽症者 4 （男性26.7 女性36、4月）	共同住宅 鉄筋コンクリート造 3階建	11:00	不明	バルク貯槽の安全弁の取り外し作業中にガス漏れ（約250～300kg）が発生した。噴出後、メーカに問い合わせをし、元弁の構造が手動で閉止する方式である旨及び閉止方法を確認し、10時22分に作業員が閉止した。当該事故により、女性1名が気分が悪いとのことと救急車にて病院へ搬送された。 事故の原因は、安全弁の元弁（ボール弁方式）を閉止せずに安全弁交換作業を実施したことによる。作業者は、当該安全弁の元弁が、1トン未満のバルク貯槽に用いられている連結弁（安全弁を取り外すと自動的に元弁が閉止するもの）と取扱が異なり手動で閉止する必要を熟知していなかった。 （バルク貯槽 2,900kg × 2基）	排気口の煤付着による排気機能低下が一酸化炭素中毒の一因	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・経済産業省から、再発防止のため「バルク貯槽安全弁の点検及び交換時における確実な元弁閉止について（注意喚起）」を関係団体に発出した。
2006/12/29	沖縄県 中頭郡	漏えい 軽傷者 1 （女性）	飲食店 鉄筋コンクリート造 2階建	10:05	販売事業者		安全弁の交換ミス	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	（行政指導等） ・経済産業省から、再発防止のため「バルク貯槽安全弁の点検及び交換時における確実な元弁閉止について（注意喚起）」を関係団体に発出した。
2006/12/30	広島県 東広島市	漏えい爆発 軽傷者 1 （男性73）	一般住宅 木造1階建	9:30	一般消費者等	自宅玄関土間で餅をつくため、もち米を煮そうとして二重巻きコンロに点火したところ、ボンベと調整器の間から漏えいしたガスに引火した。事故の原因は、ボンベと調整器の取付不備。 なお、通常、漁船の上での煮炊き用のボンベを自宅に持ち帰り、知人より譲渡された調整器、ガスホース、二重巻きコンロと接続して使用していた。	調整器の接続ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	（行政指導等） ・同様の漁船等で使用している者に対する周知の徹底を指示

V 液化石油ガス事故調査報告

岐阜県岐阜市で発生した事故について

ー 貯蔵能力 2.9 トン・バルク貯槽安全弁交換時漏えい事故調査 ー

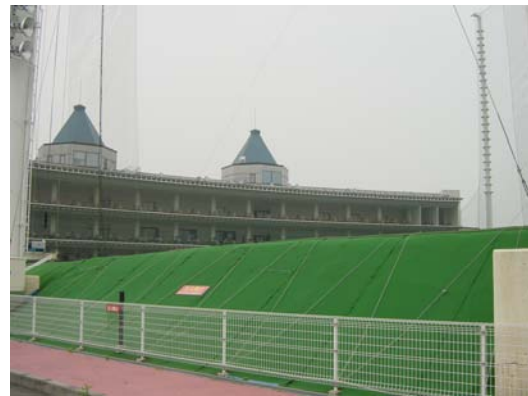
1. 事故発生日時・場所等

発生日時： 平成18年5月18日（木）10：35頃

発生場所： ゴルフ練習場

関係者： 販売事業者、工事業者

消費機器： 冷暖房機器（GHP 15 台、
開放式ストーブ 90 台）を
中心に給湯器（9 台）、厨房
機器を設置し、使用



ゴルフ練習場

2. 事故概要

貯蔵能力 2.9 トン・バルク貯槽の安全弁交換作業中に、作業者が安全弁元弁から安全弁を外したところ当該安全弁が吹き飛び、LPガスが大音量を発しながら放出した（漏えい量：700～800kg、放出時間：20分）。



バルク貯槽(2.9 トン)



プロテクタ内部



安全弁元弁（キャップ付）



安全弁元弁（キャップを外した状態）

3. 事故当日の状況等

10:25 作業員（工事業者）は、消費者（ゴルフ練習場）にガス設備の点検を実施することを伝え、作業に入る。

10:30 作業員は、安全弁の交換作業を実施。

10:35 作業員が安全弁を緩め、元弁から安全弁をとる段階で安全弁が吹き飛び、LPガスが大きな音を立てながら放出される。作業員は、ただちに工事業者本社に応援を要請。社長が連絡を受け、出勤。併せて、元弁の不具合と考えた作業員は、同社に呼び 40A のボール弁を持参するように事務員に依頼。

（時間は不明であるが、異常な音にゴルフ場従業員が気づき、消防へ通報。作業員からは消防への通報依頼なし。）

10:50 工事業者社長が到着。続いて工事業者事務員がボール弁を持って到着。工事業者社長は現場から販売事業者に応援を要請連絡。

＜放出されたLPガスは西からの風（保安物件から河川の方向、風速 1.3～1.5m/s）によって、拡散されたものと推定された。なお、発災設備に隣接された調整池に対して、ガス停止後、工事業者社長によって携帯用ガス検知器で調査したが、ガス検出されなかった。＞

（同じ頃に消防車両 5 台が到着）

10:55 LPガスの放出が弱まった段階でボール弁を装着し、ガスを止める。

＜バルク貯槽の圧力については、当初は事故時刻における外気温約 20℃（岐阜市气象台）であったので、飽和蒸気圧－温度の関係から 0.77MPa と推測されたが、約 20 分の放出でほぼ大気圧に近い状態（0.1MPa 以下）まで減圧されていたと推測された。なお、販売事業者によると放出時の状態は着霜というよりも着氷に近い状態であったとのこと。＞

（消防関係者によるゴルフ場の客及び従業員の避難誘導を実施。）

11:05 販売事業者社員5名が到着（被害状況の把握、現場写真の撮影等）、ガス停止を確認し、関係行政機関（岐阜県及び監督部）に通報

4. 事故原因

（1）直接原因

- ・ 作業による安全弁元弁の構造認識不足

安全弁元弁の構造として連結弁式（安全弁を取外すと自動的に元弁が閉止）とボール弁式（手で元弁を開閉）の2種類が存在することを認識していない。

（2）間接原因

- ・ 工事業者（雇用者）における未認識及び従業員に対する教育の未実施
- ・ 販売事業者における設備の認識不足

